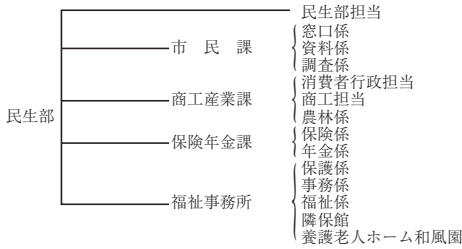


第六章 社会福祉の推進 医療の充実

第一節 社会福祉行政と実施体制



6-1 昭和40年度福祉事務所機構図
(出典)「市事務報告書(昭和40年度)」

一、福祉行政をすすめるための体制整備

一九六〇年代の高度成長に伴い社会の各分野で「ひずみ」が目立つようになった。本市においても例外ではなく、このため本市では住宅、環境、公害、くらし、福祉などの生活問題に率先して取り組んでいった。

福祉行政の第一線機関である福祉事務所は、昭和四十(一九六五)年当時は6・1のとおり民生部に設置されていた。福祉事務所には、生活保護法、老人福祉法、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法、児童福祉法、母子福祉法の福祉六法を担当するために福祉関係の三つの係と館・園があった。

昭和四十五年度には老人医療費公費負担制度、昭和四十八年度には乳児医療費給付制度、昭和四十九年度には心身障害者(児)医療費助成制度など医療費を助成する制度を本市で独自に創設し、昭和四十年より始まっている市

民福祉年金の充実などとあわせ、本市における福祉を充実するための制度や体制の確立に努めた時期である。

昭和四十八年の「オイルショック」を契機に経済成長はマイナス成長となり、各自治体においては財政危機に見舞われ「福祉の見直し」が始まった。本市においても昭和五十年から三年間、巨額の財源不足に見舞われ、財政の健全化を図る必要に迫られた。しかし、そのなかでも、ホームヘルパー制度の充実、盲人（当時）ガイドヘルパーの制度化、赤ちゃんホームの助成、市民福祉年金の給付額の増額などを行ない、福祉が後退しないように努めた。

昭和五十年度には、芦屋市社会福祉協議会（昭和二十六年設立）が法人格を得て社会福祉法人芦屋市社会福祉協議会となり地域福祉の充実をめざした。

昭和五十六年度には、市民部は市民部と福祉部に分離し、福祉事務所を部に昇格させ、福祉の拡充にこたえる体制を整備した。

二、在宅福祉の重視

昭和六十（一九八五）年度は、生活保護費など国の地方自治体への負担割合が大きい補助金や負担金のあり方が見直され、本市の負担が増加した。さらに、昭和六十二年からは、生活保護を除き社会福祉の各法は地方自治体が責任をもって事業を行なう団体委任事務となり、財政負担がさらに高まることになった。

平成元（一九八九）年、国は「高齢者保健福祉推進一〇か年戦略（ゴールドプラン）」を策定した。また、在

宅福祉を推進するために、八つの福祉関係の法改正を行なって整備をした。本市においても、これに基づき社会福祉は、施設への措置から在宅福祉の重視へと移った。その後、高齢者福祉施策は年次ごとに計画的に充実を図っていくことになった。

平成三年度は、保健・医療・福祉の連携を図るために福祉部に健康課を新設し、保健分野と福祉分野を統合した保健福祉部へと組織改正を行なった。

平成七年、阪神・淡路大震災に遭遇した。在宅被災者への支援などを行なうために市、芦屋保健所（当時）、芦屋ハートフル福祉公社、芦屋市社会福祉協議会などの各機関が連携し、住民の協力を得ながら避難所や仮設住宅などにおいてきめの細かい支援を行なってその本領を発揮した。

三、 将来を見据えた福祉施策への転換

平成十二（二〇〇〇）年四月より、社会福祉事業法は社会福祉法へと変わった。また、地方分権一括法も施行され、社会福祉関係法は自治事務となったことにより、各地方公共団体は自らの判断と責任のもとに少子・高齢化対策など福祉問題に対応することになった。

本市においても、財政再建・行政改革が最重要課題となっていたが、平成十四年には保健福祉部において、地域福祉活動の推進などのために地域福祉課を、子育て支援を進めるために児童課を、さらに障がい者（児）福祉の充実のために障害福祉課を新設した。また、高齢福祉施策の総合化を図るため、高年福祉課に介護保険課を統

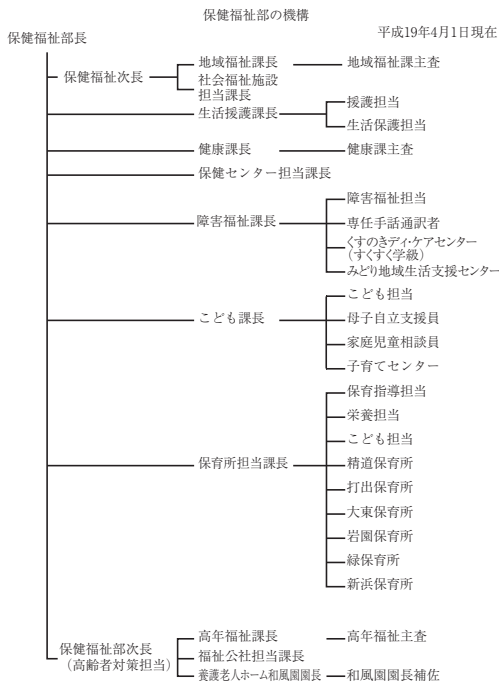
合して福祉行政の基盤を確立した。

一方、市民参画・協働の推進、震災復興の総仕上げを行なうとともに、財政状況の健全化と二十一世紀の新しい荻屋のまちづくりへの取り組みを基本とした施策も推進した。そのために、補助金の減額や団体補助金などの見直し、市福祉金の五〇％減額、入院生活給付金の廃止など扶助費の見直しを行なった。保健や福祉の分野においては、民間の保健・福祉関係施設、団体と協同しながら、NPOやボランティアの育成を図り、地域住民とともに、平成十四年度より始まった第三次荻屋市総合計画の「健やかでぬくもりのある福祉社会づくり」をめざすこととした。また、児童扶養手当制度が平成十四年八月に県から市に事務移譲され、母子家庭などの自立支援、生活向上を充実させた。

市民の健康を保持増進するための成人・老人保健事業、乳幼児検診事業などは、保健センターが担当して生涯を通じて健康づくりを行なった。支援を必要とする高齢者に対しては、基幹型在宅介護支援センターの荻屋ハートフル福祉公社が、各地域に設置されている在宅介護支援センターと連携して、住み慣れた地域で生活ができるように各種の介護・相談事業を行なった。

四．市民に行き届いたきめの細かい福祉

平成十九（二〇〇七）年度より質と量ともに生活のあらゆる分野で市民の福祉のニーズにこたえられるように、6・2のとおり保健福祉部を整備して、職員を配置して実施体制を確立していった。



6-2 平成19年保健福祉部の機構
(出典)「芦屋の健康福祉（平成19年）」

平成十七年三月には、次代の社会を担う児童がすこやかに生まれ育成されるように、「芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画」が策定され、積極的に取り組むことになった。また、障がい者福祉の分野においては、平成十七年には「障害者自立支援法」が制定され、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の三障がい者が統合されて一体的な支援が行なわれることになった。

本市では、保健・医療、福祉の総合ケアシステムの推進をめざし、その基盤となる総合福祉センターの整備、保健センター機能の充実整備を総合的に実現するため（仮称）芦屋市保健福祉総合センター構想」を平成四年度に策定したが、着工直前に発生した阪神・淡路大震災により、やむなく工事中止となり、厳しい財政状況により事業は凍結となった。このように、本市が独自でセンターを建設することが困難ななか、財団法人木口ひょうご地域振興財団から凍結していた総合福祉センターに関して協力の申し出があり、

本市がセンター建設のために購入した用地（あしや温泉部分を除く）を同財団に売却し、同財団が建設する建物の一部を有償で借り受ける方法であれば実現可能と判断し、平成十八年度に策定した「荻屋市地域福祉計画」にも盛り込み、平成十九年度に「(仮称) 荻屋市福祉センター構想」を策定し、実現に向けて取り組んだ。平成二十二年七月「荻屋市保健福祉センター」がオープンした。

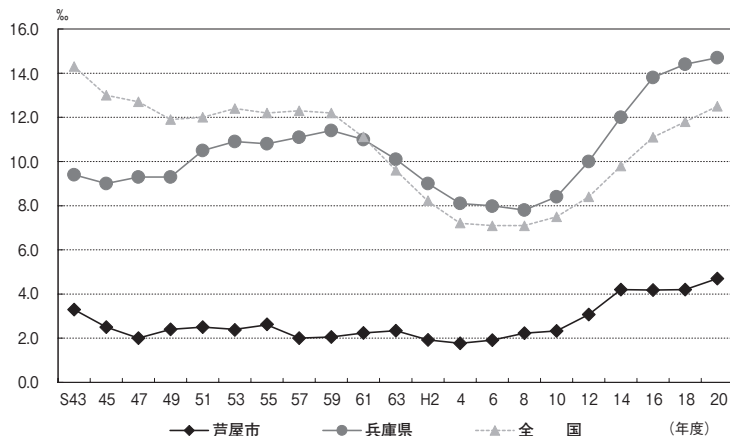
このセンターは、保健センター、子育て支援センター、障がい機能訓練室や誰もが気軽に相談できる窓口、ふれあいや交流の場などを設置し、高齢者や障がいのある人の自立促進に向けた支援を行ない、総合的な保健・福祉サービスを提供する地域福祉の拠点となっている。

第二節 生活保護・低所得者対策

一 他市にはない生活保護の動き

生活保護法は、憲法第二五条に基づいて国民の「健康で文化的な最低限度の生活を保障する」とともに、困窮によるさまざまな生活問題の改善を図って「自立を助長する」ことを目的として制定されている。

6・3のとおり、昭和四十五（一九七〇）年度当時、本市においては八五世帯、一七八人（年度平均）が生活保護を受給していた。人口一〇〇〇人に対する保護率は二・五％であった。対前年度比で、八六・二％であり、好



6-3 生活保護率の推移

(資料)「県統計書 年次データ」、「社会福祉行政業務報告」厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課、「芦屋の福祉」「芦屋の保健福祉」

景気の影響もあって保護率は減少していた。当時の保護率の全国平均は一二・八％であり、全国と比較しても生活困窮世帯が非常に少ないのが本市の特徴である。

被保護世帯は、昭和四十七年度まで減少を続け、八二世帯、保護率二・〇％を底としてその後は漸増傾向に転じた。このようななかで、被保護世帯の高校在生学生に対して修学金を支給して自立を支援し、結核予防法による命令入院患者や障がい者などに対して年三回の慰問金品などを贈呈して見舞いを行なうなど、育英資金、医療費の一部助成、交通災害共済掛金扶助など、法律では行き届かない生活困窮世帯への支援を行なった。

昭和四十八年度からは福祉事務所の保護第一係には、巡察指導員と生活保護現業員、あわせて四人が配置され業務分担を明確にして生活保護の業務を担当した。

昭和五十六年度には、「生活保護の適正実施の推進について」という厚生省社会局保護課長・監査指導課長通知第

一二三号が出され、指導監査などを通じて保護の運用状況が厳しくチェックされるようになった。好景気が続いたことや基礎年金が実施されるなど社会保障制度の前進があったこと、そして各福祉事務所が適正実施に取り組んだことにより、全国では平成四（一九九二）年のバブル経済がはじけるまでの約十年間、増加傾向にあった被保護世帯数は減少の一途をたどった。

しかし、本市において被保護世帯が減少したのは、昭和五十八年度までの二年間だった。その後は増加傾向に転じ、昭和六十三年度の一二七世帯、二〇七人、保護率では二・三%まで上昇した。平成九年度までの九年間は一一〇世帯前後を推移し、また、保護率も最低値の一・八%になるなど、生活保護については6・3のとおり全国的な傾向や県の動向とは異なる動きとなった。

これについては、全国平均よりも被保護世帯数は少なく、財政に占める扶助費の比重が相対的に低く、財政的な負担が比較的少なかったこと、事務監査においても保護の適正化に関してほかの自治体ほど厳しい指導を受けなかったこと、生活に困窮した市民からの相談件数も多くなかったことが、低い保護率のまま推移したと考えられる。

二二 生活に困窮する市民のための保護行政

平成七年、本市は阪神・淡路大震災に遭遇した。住宅の倒壊や破損により被害を受けた市民のなかには、生活困窮者や被保護者も少なくはなかった。被災市民の多くは、仮設住宅に入居したが、これらの仮設住宅の入居者

に対しケースワーカーが巡回訪問活動を月一回以上行ない、生活支援、安否確認、各種相談に応じるとともに、恒久住宅の確保に向けた支援を行なった。また、芦屋市民生委員協議会は震災直後から地区ごとに安否確認・友愛訪問を実施した。

全国的な傾向よりも遅れて、平成十年度より本市における被保護世帯は、増加の一途をたどった。人口の高齢化と核家族化、単身者化が進行し、高齢者が仕送りなどによる家族の援助などを受けることが困難となったこと、離婚などにより母子世帯が増加したこと、倒産やリストラなどにより長期にわたり失業した中高年者が増加したことが原因と考えられる。

平成二十年頃より神戸市や阪神間の各都市においても生活困窮世帯が急増し、県は全国平均を上回る保護率となった。本市においては生活困窮世帯の出現は比較的少ないという特性があるが、平成二十年度末における本市の被保護世帯数は、三一七世帯、四三七人、保護率では四・七％と過去最高となり、その後も増加傾向が続いた。

平成十九年度の世帯類型別被保護世帯は、高齢世帯が一四六世帯（全体の四九・七％）、母子世帯は二六世帯（八・八％）、傷病障がい世帯は一〇三世帯（三五・〇％）、その他は一九世帯（六・五％）である。高齢世帯、母子世帯の増加が著しいが、これは全国的な傾向と同様である。

格差社会の進行により、都市部においては今後も被保護世帯の増加が見込まれ、本市においても例外とはいえないだろう。ケースワーカーは、一人あたり標準担当数の八〇世帯を超えるケースを担当しているが、被保護者の自立支援のために、平成十八年度には多重債務者の救済と生活再建を支援する「多重債務者自立支援プログラム

ム」を、平成十九年度には就労困難者を就職などに結びつける「就労支援プログラム」を策定するなどして意欲的な取り組みを行っている。

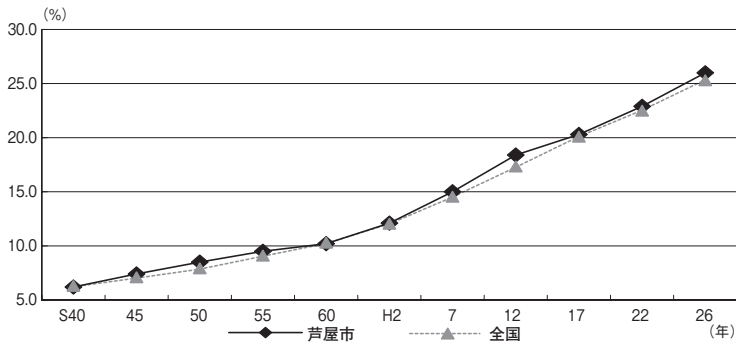
平成十二年四月、地方分権一括法の施行により国民の最低限度の生活を保障する生活保護事務は、国の責任が大きい法定受託事務となった。しかし、住民の最低生活を支える自治体の責任もある。今後とも生活に困窮した市民の生活を支援するために、専門的で効率的な実施体制を確立することが課題となる。

第三節 高齢者福祉

一 本市の高齢者施策

高齢者の状況 わが国の高齢化率（六五歳以上人口）は、平成十八（二〇〇六）年十月、二〇・八％となり二十一世紀初頭にはどの国も経験したことのない高齢社会になっている。平成二十七年には、いわゆる「団塊の世代」が高齢期に達し、四人に一人が高齢者という超高齢社会が到来すると推定されている。

本市の高齢化率は、昭和四十（一九六五）年に六・二％、三九二七人であったが、昭和四十五年には七・四％、五二一七人になった。昭和六十年の国勢調査では六五歳以上の人口が八九一九人となり高齢者の割合が市民一〇人に一人となっている。平成二年から、全国の高齢化率を上回るペースで増加し、平成十七年に二〇・二％



6-4 高齢者構成比

(資料)政府統計の総合窓口(e-Stat)、「第4次芦屋すこやか長寿プラン21」による

となり五人に一人が高齢者である都市となった。将来においても平成二十三年に二三・七%、平成二十七年には二六・七%と、全国の二五・三%を上回る高い率になると推定されている(「第4次芦屋すこやか長寿プラン21」)。平成二十年では二一・八%の高齢化率であるが、その内訳の構成比率は前期高齢者(六五〜七四歳)五三・五%、後期高齢者(七五歳以上)四六・七%となっている。今後の高齢者施策は本市にとって最も重要な課題となっている(6・4)。

このような状況を迎え高齢者が快適で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、保健、福祉、医療の連携を図り、システムの充実と施設の整備を進めるなど、高齢者に対するさまざまな対策を展開してきている。また、将来におけるニーズにも積極的に取り組んでいる。

老人福祉への取り組み

本市は国の老人福祉施策に対応して特徴ある独自の高齢者福祉への取り組みをしてきた。昭和三十九(一九六四)年に結成された老人クラブ連合会は、「全町に老人クラブ」をモットーに健全なクラブ活動の育成に努めた。また、昭和三十九年十二月に「芦屋市立養護老人ホームの設置及び管理に関する

条例」を制定し、昭和四十年「養護老人ホーム和風園」を開園した。それまで他市へ委託されていた利用者は、当園に移動し住み慣れたまちで生活できるようになるなど、本市では高齢者支援を重点的に行なった。

昭和四十四年には、社会福祉の充実を図るための基本調査として、老人の生活、健康、家族、就労に関する全面調査をし、それに基づいて寝たきり老人の巡回相談や診察を広く、もれなく行なうようにした。

昭和四十九年に阪神広域行政都市協議会の事業として特別養護老人ホーム「ななくさ白寿荘」が完成し、心身上あるいは環境上や経済上の理由により在宅で生活が困難な高齢者に適切な介護ができるようになった。

高齢化が進むなかで高齢者福祉の重要性がますます高まり、高齢者の生きがい対策の充実をめざして、昭和六十一年に六〇歳以上の高齢者を有する家族の全世帯にアンケートを実施し、寝たきり高齢者などの把握に努め、訪問指導事業を実施した。高齢化対策として「高齢化対策調整会議」を発足させ、昭和六十二年には「高齢化対策中期計画」を検討した。同年、「ななくさ白寿荘」に痴呆性高齢者介護棟がオープンし、本市は入所定員枠を確保した。

在宅福祉サービスの推進 平成元（一九八九）年に国が策定した「高齢者保健福祉推進一〇か年戦略」（ゴールドプラン）は、高齢社会に備え十年間を見据えて在宅福祉の推進を柱とした高齢者対策強化を目的としたものであった。これを受けて本市では、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯など三〇〇〇人を対象に、在宅福祉サービスに対するニーズを明らかにするため高齢者実態調査を実施した。調査の結果は、福祉・保健・医療の各部署からなる高齢者サービス総合調整チームが高齢者個々のケースを検討し、情報交換など有機的な連携を図るとも

に、寝たきりの高齢者など一八〇世帯の訪問実態調査を実施するなど、きめ細やかな高齢者福祉行政の推進に努めた。

前述したように、本市の高齢化率は国や県の高齢化率を上回るペースで増加しており、在宅福祉サービスの重要性が増大し、家庭訪問による介護相談などのニーズへの対応がますます必要となった。平成三年には、高齢者の増加に対し高齢化対策中期計画を見直す必要性が高まり、新たに「エレガントあしや21長寿推進計画（第二次高齢化対策中期計画）」を策定し対応することとなった。

また、在宅福祉を充実させるために平成四年には、在宅福祉の拠点として「芦屋ハートフル福祉公社」（以後福祉公社・6・5）が発足し、ホームヘルプサービス事業や高齢者給食サービス事業などを実施した。

地域高齢者住宅計画推進事業の中心的事業としての「シルバーハウジング」も二四戸完成し高齢者が安心して暮らせるまちづくりの第一歩となっていた。

新ゴールドプラン 平成六年、全国の高齢化率は、予想より早く一四％を超え高齢社会に突入した。そのため高齢社会に対応する施策が求められ、国は「ゴールドプラン」を見直し改定した。

全面的に改定された新たな「新・高齢者保健福祉推進十か年戦略（新ゴ



6-5 芦屋ハートフル福祉公社

ルドプラン）は、在宅介護に重点をおき、ホームヘルパーや訪問看護ステーションの数を増加するなど目標数を大幅に引き上げると共に、高齢者介護サービスの基盤整備に関する基本的な枠組みを策定することとなった。

本市は平成五年四月一日現在の高齢化率が一三・八％であったため、高齢者福祉の充実と活力に満ちた市民生活の実現に向けて平成六年に「芦屋すこやか長寿プラン21・芦屋市高齢者保健福祉計画」を策定した。高齢者の実状把握のために高齢者の実態調査を実施し、きめ細やかな高齢者行政の推進に努めた。福祉公社においても、平成五年に財団法人の認可を得て、市から委託された事業に加えて独自のサービス事業を同時に実施するようになった。福祉公社は、在宅保健福祉サービスの需要が増加することが予想されるなかで、基本理念を「だれでも、いつでも、どこでも必要に応じて」を合い言葉に市民の参加と協力を得て、高齢者などにサービスを提供する事業を推進していった。

また、在宅福祉の事業拠点としての福祉公社は、市民の介護相談に応じるなど高齢者が望む在宅生活を継続させるため、在宅福祉サービスの一層の充実を図り、高齢者の生活を支援した。

このような本市が独自に行なった施策は、高齢者の尊厳と安心できる生活を継続させる支援として大きく貢献した。

痴呆性高齢者の対策

痴呆性高齢者の全国的な増加は大きな社会問題となり、新ゴールドプランの策定にさまざまなサービスが組み込まれた。特に、在宅三本柱としてのデイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイの大幅な増加は痴呆性高齢者を抱える家族介護者の心身の負担軽減として意義あるものとなった。

本市の痴呆性高齢者対策としての「在宅痴呆性高齢者介護支援事業」は、痴呆性高齢者および介護者に対して、定期的に昼間介護を行なうとともに介護者への介護に関する指導・助言を行なうものであった。この事業は平成二から三年度までは社会福祉協議会に、平成四年七月からは福祉公社に委託された。また、家族介護者の精神的・身体的負担の軽減を図るために開設された「託老ルーム」の利用回数が、週三回から五回に拡大された。在宅痴呆性高齢者は平成五年に八〇人であったが翌年には八六人となり、その後年々増加の一途をたどり平成八年に一六〇人、平成十六年には七八一人となり、大幅に増加していった。

平成二十一年七月十六日に厚生労働省が発表した全国の平均寿命は、男性七九・二九歳、女性八六・〇五歳であり、男女差は六・七六歳となり世界一位の超高齢社会になった。これに伴い痴呆性高齢者の数も比例して増加し、全国の痴呆性高齢者数は、平成十九年には一七〇万人以上で平成三十年には三〇〇万人を上回ると推計されている。

本市においても、寝たきりや痴呆など介護を要する後期高齢者（七五歳以上）の割合が高まると予測され、疾病対策のみならず、老化に伴う身体の機能低下への対応などが従来にもまして重要になってきている。

二．介護保険制度が始まる

介護保険法の目的 平成十二年にスタートした介護保険制度は、超高齢社会の進展に伴い要介護高齢者の増加、介護期間の長期化、介護ニーズの増大などの介護問題の解決を図るために創設された。一方で、核家族

区 分	保険料（年額）	納付方法		
		特別徴収	普通徴収	
第1段階	26,400	年金年額 18万円以上の人 年金の定期支払い (年6回)のときに、 保険料があらかじめ 差し引かれます。	年金年額 18万円未満の人 送付される納付書に もつぎ、保険料を 銀行等の窓口で納 めます。	
第2段階	29,040			
第3段階	39,600			
第4段階	4-1			47,520
	4-2			52,800
第5段階	58,080			
第6段階	66,000			
第7段階	79,200			
第8段階	92,400			
第9段階	99,000			

注1) 平成18年4月から遺族年金、障害年金も特別徴収の対象となりました。

注2) 年度途中で65歳になったり、他市から転入された場合などはしばらくの間、普通徴収になります。

6-6 介護保険料および納付方法

化や介護家族の高齢化など、高齢者を支えてきた家族形態の変化により三世代同居が減少し、独居の高齢者や老夫婦世帯が増加してきた。そのため、家族介護者による介護が困難な家庭が増加し、介護を国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、要介護者などを社会全体で支える仕組みとした。この制度は加齢に伴って生じる疾病などにより要介護状態となった人が、能力に応じ自立した日常生活を送るのに必要な保健・医療・福祉サービスに係わる給付を行なうことを目的としている。高齢者などの自立を支援し、利用者がサービスを自己決定する利用者本位を基本理念とし、給付と負担の関係が明確な社会保険方式を採用している。

被保険者および保険財源

この制度は被保険者が保険料(6・6)を納め、被保険者である市町村が要介護状態であると認定した人に介護保険給付を行なう仕組みである。介護保険の給付はサービスの現物給付を基本としている。この保険は公的保険制度であり国民はすべて加入が義務づけられている強制加入

保険者と被保険者

保険者 保険者は市町村（国、都道府県等が共同で支える重層的な制度）
第1号被保険者 65歳以上の人 保険料は、公的年金から特別徴収（天引き）される。
第2号被保険者 40歳から64歳の人 保険料は、医療保険料と一体的に支払う 第2号被保険者は加齢に伴う特定疾患が原因である場合のみ対象
特定疾患
筋萎縮性側索硬化症（ALS） 後縦靭帯骨化症 骨折を伴う骨粗しょう症 シャイ・ドレーガー症候群 初老期における認知症（アルツハイマー病・脳血管性認知症など） 脊髄小脳変性症 脊柱管狭窄症 早老症（ウエルナー症候群） 糖尿病性神経症、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 脳血管疾患（脳出血、脳梗塞など） パーキンソン病 閉塞性動脈硬化症 慢性関節リウマチ 慢性閉塞性肺疾患（肺気腫・慢性気管支炎・気管支喘息） 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

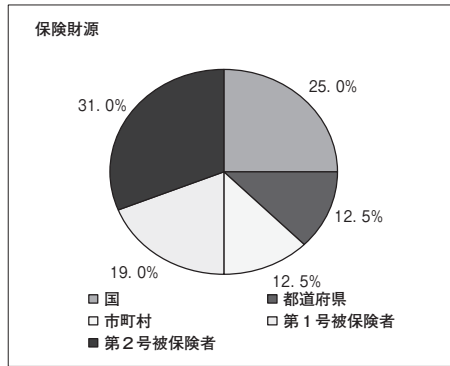
6-7 保険者と被保険者

（資料）「介護保険制度改革の概要-介護保険法改正と介護報酬改定」厚生労働省

保険である。同じ強制加入の医療保険と比較すると医療保険には年齢制限がないのに対してこの制度には年齢制限がある。年齢制限については、六五歳以上の高齢者を第一号被保険者とし、四〇から六四歳の人は第二号被保険者である（6・7）。第二号被保険者には条件があり「特定疾患」が原因である場合に限り対象となる。

保険財源は、公費が二分の一、保険料が二分の一である（6・8）。保険料の徴収は第一号被保険者は年金から天引きされる特別徴収となる。第二号被保険者は健康保険に上乘せして雇用の給与から天引きされる。

本市では、国の高齢者保健福祉対策の歩みにあわせて、平成六年に「芦屋すこやか長寿プラン21・芦屋市高齢者福祉計画」を策定し高齢者福祉の計画的推進を図ってきたが、介護保険制度の導入により大きく国の施策が転換したため、本市の計画も見直しが必要となり平成十一年に「第二次芦屋すこやか長寿プラン21・芦屋市高齢者保健福



6-8 保険財源（第1号保険料、第2号保険料の割合は、第3期（平成18～20年度）の数値）
 （資料）「介護保険制度改革の概要－介護保険法改正と介護報酬改定」厚生労働省

祉計画及び介護保険事業計画」を策定した。

介護保険利用状況

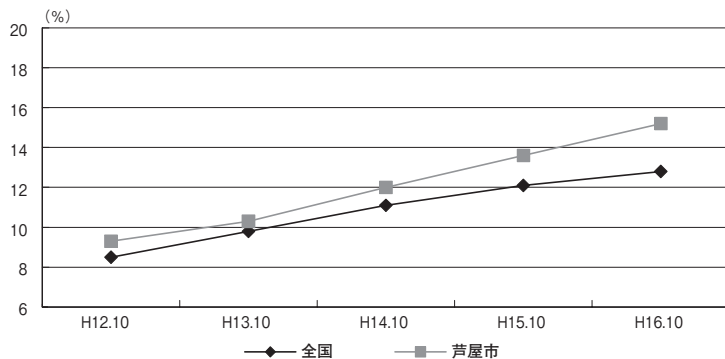
全国の介護保険利用者の状況をみる

と、制度発足当時には一四九万人であったが平成二十一年には三八四万人となり九年間で一八七％の増加となっている。本市の利用者数も年々増加の傾向であるが認定者数からみると利用者数はその六割程度となっている。これは介護認定を受けながらサービスは利用しない「転ばぬ先の杖」なのか、認定はうけたものの、いざ利用となると何か躊躇する理由があると思われる人が四割程度いることになる。

また、サービス利用率の推移を全国と本市を比較してみると発足当初から全国の利用率より高く年々その差が開いていく傾向にある（6・9）。本市は全国の高齢化率を上回っていることから、サービスの利用もそれに比例して上回るが、その差が開いていく原因の一つに要介護者の重度化により介護度が高くなると共にサービス利用の増加が考えられる。サービスの利用が増加することは保険料に影響を与えるので、介護予防に重点をおいた取り組みが強く求められる。

施設・在宅介護サービス

(1) 施設サービス 本市の施設サービスは、特別養護老人ホームが三施設（あしや喜楽苑・エルホーム芦



6-9 介護保険のサービス利用者率の推移
 (出典)「第4次芦屋すこやか長寿プラン21」

屋・あしや聖徳園)あり、平成十三年利用者数は二二四人である。

平成十六年の利用者数は二二六人となっており、施設サービスを必要とする人が、市外の特別養護老人ホームを利用している実態があり本市の施設の利用を希望する待機者も多かった。

老人保健施設は、平成十六年に「介護老人保健施設マイライフ芦屋」が整備され三施設(エルステイ芦屋、さくらの園)となった。平成十三年の利用者数は一七一人である。平成十六年には利用者数が急増し二二九人となったが、利用者の半数以上は本市の施設では入りきれず市外の老人保健施設を利用した。

介護療養型医療施設では平成十六年三月の利用者数は六七人である。本市の高齢化率を考えれば施設サービスは十分とはいえず、施設の整備は大きな課題となる。

(2)在宅サービス 本市の在宅サービス利用者は、県の平均より高く、重度の人も軽度の人も在宅サービスを利用している割合が高いのが特徴である。このことは重度の人の施設サービス利用が少なく、これらの人を支えている在宅介護者の心身の負担の大きさ

年度(平成)	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
介護度										
要支援	185	296	361	451	492	632	747	—	—	
要支援1	—	—	—	—	—	—	—	603	743	811
要支援2	—	—	—	—	—	—	—	470	460	500
要介護1	373	490	585	719	881	954	956	530	588	691
要介護2	207	350	422	441	489	503	539	623	609	481
要介護3	194	228	269	288	377	391	423	481	497	546
要介護4	208	255	308	295	322	345	349	390	357	297
要介護5	203	234	293	270	321	330	330	372	353	342
計	1,370	1,853	2,238	2,464	2,882	3,155	3,344	3,469	3,607	3,668
第1号被保険者数	—	16,149	16,839	17,466	17,986	18,454	18,981	19,770	20,060	

6-10 要介護（要支援）認定者の状況（芦屋市）

平成11年度は、平成11年10月～平成12年3月までの認定者数：注）

認定者数には第2号被保険者も含む

（資料）「市事務報告書」

が容易に推測できる。本市においては、施設サービスの拡大とあわせて在宅サービスのさらなる充実を図るなど多くの課題を抱えている。

そのため福祉公社においては、平成十二年から「居宅介護支援事業」「訪問介護事業」「通所介護事業」を開始し在宅サービスの充実に努めた。

また、本市は、平成十四年に制度の定着を図り市民の理解を深め、適切なサービスが提供できるようサービス供給体制の確保に取り組んだ。

本市の要介護認定者数は、年々増加の傾向にあり、利用できる在宅福祉サービスを強化するために通所介護施設として「芦屋市立三条デイサービスセンター」を開設し、運営を福祉公社に委託した。

また、平成十五年に本市は「第三次芦屋すこやか長寿プラン21・第三次芦屋市高齢者保健福祉計画及び第二期介護保険事業計画」を策定し、在宅で生活する要介護高齢者の支援を強化した。

翌年には、高齢化率が二〇・一％となり、そのうち要支援・要介

護と認定された高齢者（6・10）は、三一五五人、平成二十年には三六〇七人となり、高齢者ができる限り要介護状態にならず健康でいきいきと過ごせるよう、長寿社会にふさわしいまちづくりをめざし推進していった。

介護保険制度の見直し　介護保険制度は高齢者の自立支援を目的として制定され、五年が経過し見直しの時期となった。改正の背景には、この制度がスタートした当時の総費用額が三・六兆円であったのに対し平成十八年には七・一兆円を上回り今後の保険財源の見通しに不安が生じるようになった。

また、全国において要介護度が軽度と認定されたサービス利用者数の推移は、介護保険発足当時は五八・九%であったが平成十四年には六四・三%と上昇し、軽度のサービス利用者がサービス利用者全体の六割以上となった。この制度の目的に反して、介護度の軽い高齢者が自立意欲を失くしてかえって重度化している傾向にあることが明確になった。これらの問題を解決するために平成十七年に制度の見直しが必要となった。

制度改正の基本視点は、給付の効率化・重点化・予防重視型システムの確立、各制度の機能分担の明確化などである。具体的には新介護予防事業を新たに創設し、要支援認定者の現状態の改善を目的としたリハビリテーションなどのサービスを提供し、予防介護を重視した施策である。対象となる人は、閉じこもりがちな高齢者や生理的機能の低下など訓練によって状態の改善が見込まれる人に介護予防事業に参加してもらい給付の対象者とし、訓練には耐えられない人や進行性の障がいや疾病のある人は、今までの介護給付の対象者とした。サービスの種類は6・11のとおりである。

この制度を受け本市では、介護予防健診や民生委員からの情報提供に基づいて、介護予防の効果が見込まれる

サービスの種類		
	要介護1～5	要支援1,2
在宅サービス	訪問介護 訪問入浴介護 訪問リハビリテーション 訪問看護 居宅療養管理指導 通所看護（デイサービス） 通所リハビリテーション 福祉用具貸与 特定福祉用具販売 住宅改修費支給 短期入所生活／療養介護（ショートステイ） 特定施設入居者生活介護	介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防訪問看護 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所看護（デイサービス） 介護予防通所リハビリテーション 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売 介護予防住宅改修費支給 介護予防短期入所生活／療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護
施設サービス	介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム） 介護老人保健施設 （老人保健施設） 介護療養型医療施設 （療養病床等）	利用できません
地域密着型サービス	小規模多機能型居宅介護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	小規模多機能型居宅介護 認知症対応型通所介護 認知症対応型共同生活介護 ※要支援2の人のみ

6-11 介護保険サービスの種類

（出典）「介護保険制度改革の概要－介護保険法改正と介護報酬改定」 厚生労働省

高齢者を把握し、「すこやか高齢者事業」（特定高齢者施策）と、「さわやか高齢者事業」（一般高齢者施策）をスタートさせ、健康な高齢者が要支援状態に、また要支援者が要介護状態にならないよう事前に支援していくシステムで水際作戦に乗り出した。具体的には、呉川介護予防センターやアクティブライフ山芦屋などにおいて運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上をめざして実施している。

認知症高齢者の実態

（1）認知症高齢者の人数と用語の変更

国は痴呆という言葉に対して誤解や偏見があると考え、その解消を図るため、平成十六（二〇〇四）年十二月から行政用語として「痴呆」から「認知症」の用語を用いること

		全体		施設		施設利用割合(%)	平均要介護度	
		人数	割合(%)	人数	割合(%)		全体	住宅
県全体	虚弱	17,499	39.5	587	6.0	3.3	0.95	0.93
	動ける認知症	11,307	25.5	2,143	21.9	18.8	2.12	1.97
	寝たきり	4,146	9.3	865	8.9	20.9	3.14	3.14
	寝たきり認知	11,404	25.7	6,172	63.2	55.0	4.17	4.04
	全体	44,356	100.0	9,767	100.0	22.2	2.28	1.88
芦屋市	虚弱	1,297	47.0	32	6.1	2.5	0.74	0.72
	動ける認知症	639	23.2	118	22.4	18.5	2.13	2.03
	寝たきり	257	9.3	47	8.9	18.3	3.08	3.10
	寝たきり認知	567	20.5	329	62.5	58.0	4.13	4.04
	全体	2,760	100.0	526	100.0	19.1	1.98	1.60

6-12 介護保険利用者の内訳

(資料) 兵庫県「持続可能な介護保険のあり方検討会」2008年

とした。(以下認知症という。)

平成十七年の県全体の認知症高齢者の状況をみると、介護保険利用者のうち、認知症高齢者は全体の五割を占めている。内訳は、「動ける認知症」が二五・五%、「寝たきり認知症」が二五・七%となっている。

本市では、平成十七年の認知症高齢者数は介護保険利用者の四三・七%であり、その内訳は、「寝たきり認知症」が二〇・五%、「動ける認知症」が二三・二%であり県全体と比較してやや低くなっている。

「動ける認知症」の施設利用割合は県全体では一八・八%、本市でも、一八・五%となっており、「動ける認知症」の八割以上が在宅で生活している。また、「寝たきり認知症」の施設利用者は、県全体で五五・〇%、本市では五八・〇%である。このことから約四割の「寝たきり認知症」の人は在宅生活をしており家族介護者の介護負担の大きさが予想される(6・12)。さらに、「動ける認知症」の八割以上が在宅生活をしている実態から、徘徊や異食、妄想、不安などの周辺症状に家族だけでは対応は困難なため、専門的技術や知識を持つ訪問介護員のより一層の支援が早急に求められる。

介護保険から給付される介護に関する費用は、県では給付を受けている利用者全体の七割が認知症高齢者である。本市の認知症高齢者の費用は、給付を受けている利用者全体に対して、「寝たきり認知症」が費用の四割を占め、「動ける認知症」は約三割となっており、県のそれとほぼ同じ割合である。要介護者の多くが認知症であり、本人の不安や家族介護者の負担を考えれば社会的な支援が求められ、認知症になっても安心して暮らせるまぢづくりは重要な課題である。

(2) 認知症高齢者に適した主な社会資源

ア．認知症対応型老人共同生活援助事業（以下グループホームという） グループホームとは少人数による共同生活を営むことに支障がない認知症高齢者（当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する者及び当該認知症に伴って著しい行動異常がある者並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く）が小規模な生活の場において、食事の支度、掃除、洗濯などを介護従事者と共同で行ない、家庭的な落ち着いた雰囲気の中で生活を送るための日常生活上の世話を提供するものである。

ここでいう少人数とは、五から九人までの共同居住形態をいい、小規模とは、一般家庭のような生活の場が想定されている。家庭的な環境と地域住民との交流のもとで入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活上の世話および機能訓練を行なうことにより、利用者の心身機能の維持・向上をめざすものである。

なお、グループホームは、平成十七年の介護保険制度改正により、平成十八年四月以降、新たに創設された

「地域密着型サービス事業」に位置づけられ、グループホーム利用者はその地域に在住している認知症の高齢者に限られる。

利用の負担については、主治医から認知症の診断を受けた利用者が、衣食住の費用を全額自己負担するとともに、介護保険を利用する介護サービスに対して一割の自己負担が課せられている。利用者から徴収する衣食住の費用（生活費）については、介護保険法の適用はない。

本市では、平成二十一年、グループホームは五か所（アクティブライフ芦屋・アクティブライフ山芦屋・芦屋ケアセンターそよ風・芦屋ブーケの里・マイホーム芦屋）あり、認知症の人たちが安全で安心した穏やかな生活を送っている。

イ. 小規模多機能型居宅介護 小規模多機能型居宅介護とは、グループホームと同じように介護保険制度改正に伴って平成十八年四月に創設された地域密着型サービスの一つである。

このサービスは、介護が必要となった高齢者（主に認知症高齢者）が、今までの人間関係や生活環境をできるだけ変えず、「通い」を中心に「訪問」・「泊まり」の三つのサービスを適切に組み合わせて利用することにより、二四時間切れ目のないサービスが利用できる仕組みとなっているのが大きな特徴である。利用定員は6・13のとおり。

対象者については、主に認知症高齢者が中心になるが、認知症の有無を問わず利用は可能

利用定員	
1事業所あたり登録	25名以下
「通い」の1日あたりの定員	おおむね15名以下
「泊まり」の1日あたりの定員	おおむね9名以下

6-13 小規模多機能型居宅介護の利用定員

となっており、状態が進行しても在宅での生活が継続できるようになっている。

また、常時馴染みのあるスタッフが柔軟に対応し、利用者の状態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせ切れ目のない連続的なケアが利用できる。

このように介護保険制度の改正により、介護予防を中心とした地域密着型サービスなどが創設され、小規模多機能型居宅介護など認知症高齢者に適切なサービスが制度上充実してきた。

制度改正後、今までの在宅介護支援センターは「地域包括支援センター」として再編し、在宅サービスの中核的機能を担い、介護予防事業の一貫性・連続性を重視しながら利用者の状態に応じたケアプランを作成し、ニーズに応じたサービスを提供していった。また、寝たきり高齢者や認知症高齢者およびその家族が身近なところで気軽に介護やサービスについて相談できる役割も担っている。

本市では、平成十七年四月の制度の改正により、翌年から新予防給付の創設や、身近な地域で地域の特性に応じた多様で柔軟な対応ができる小規模多機能型居宅介護を実施した。

三、 阪神・淡路大震災と高齢者の暮らし

平成七（一九九五）年一月十七日（火）、早朝突然襲った阪神・淡路大震災は、平和なまちを数分にして都市機能を壊滅させ多くの犠牲者を出した。

本市では、平成六年に高齢者保健福祉計画を策定し、老人福祉の計画的推進を図ってきたが、震災による情勢

の変化で介護ニーズが増大したため、計画の早急な見直しが必要となり、より一層の介護基盤の整備が求められてきた。

震災時の高齢者の暮らしと活動体制

(1) 活動体制

ア. 初期の活動（一月十七～二十一日） 震災当日に出勤できた福祉関係職員は、高年福祉課八人、福祉課五人であった。職員は、物資調達、避難所の世話など災害対策業務に従事しながら福祉業務を行なった。しかし、ライフラインの寸断、電話の不通などにより十分な取り組みができなかったため、福祉業務の拠点を福祉公社に移行した。福祉公社においてはホームヘルプ、訪問看護などの業務を始めるとともに、救援物資の配達や対象者の安否確認を行なった。

一月十八日には、本市は市内の特別養護老人ホーム、養護老人ホームに対して、緊急の受け入れを要請し、要介護老人の施設対応をとった。

避難者などからの問い合わせについては、福祉公社のケースワーカーが対応し施設利用者の調査や施設への依頼、搬送などを行なった。体制としては、市の職員が災害対策業務を行ないながら、電話などの問い合わせに対応し、福祉公社のケースワーカーと連携をとり福祉公社が実働した。

イ. 体制の整備 一月二十日頃には、高年福祉課・福祉課に職員体制が整い、災害対策業務に従事しな

がら電話での相談に対応した。一月二十四日より、市庁舎の経済課を利用し、相談業務を本格的に行なった。要介護者に対して、緊急ショートステイの利用、病院、中間施設の紹介などを行なった。在宅部門については、福祉公社が対応し、あしやホームケアセンターの連携による体制が整った。

ウ．本格業務開始 一月三十日から災害対策業務を兼務する職員のなかから、ケースワーカー三人を相談業務に専念させ、広報紙を通じ、中断していた福祉給食の開始、ショートステイの受け入れなど、要援護者に対する広報活動を展開した。二月四・五日は、福祉公社と協力し、避難所における要援護者の実態調査を行い、処遇改善を図った。

(2) 在宅要援護者ローラー作戦活動 二月二十一日から三月三日にかけて、県と協同して県職員・福祉事務所職員・福祉公社ホームヘルパーらが調査員となり、地区民生児童委員などの協力を得ながら在宅の要援護者の実態調査を行なった。調査方法は、本市全域を一〇地区に分け、県職員と福祉事務所職員・福祉公社ホームヘルパーなどがチームを組み家庭訪問し、聞き取り調査を行なった。対象者は、在宅の被災世帯のうち、高齢者八九九人（独居、寝たきり、痴呆性老人）、心身障がい者（児）一八八三人、児童五〇人、母子世帯四五九人などで合計三二九一人を対象とするローラー作戦を行なった。

これらの世帯を調査した結果、何らかの要望、ニーズのあった世帯は一三〇世帯であり、対応については福祉事務所・福祉公社ケースワーカーらが迅速に対応し、ホームヘルパー派遣二二件、入浴サービス一八件、住宅問題一八件のサービスを提供した。

(3) 福祉公社の活動 震災で福祉公社が果たした役割は大きかった。震災当日、ホームヘルパー、訪問看護婦、ケースワーカーをはじめ一四人の職員が出勤し、それぞれが担当している家庭へ走り、安否の確認を行なった。さらに、有償ボランティアである登録ヘルパー二人が地域住民の協力を得て、担当家庭の安否の確認をするとともに水や食料を運んだ。

福祉公社は、ホームヘルプサービス事業、福祉給食サービス事業および訪問看護（高齢者）事業の三つを柱とし事業を展開した。震災後、まず行なったことは、約一週間、ホームヘルパーが利用者の安否確認を行なうとともにサービスが必要な人にはサービスの提供を行なった。しかし、大多数の人が避難したり、入院したり、親戚へ身を寄せるなどしていた。なかには亡くなられた人もおり、自宅にいる人は震災前の約二〇％に激減していた。自宅で生活している人には、ホームヘルパーや看護婦が救援物資である食料や水を二三日おきに届けた。

一方、ケースワーカーは、市から依頼された要介護高齢者の調査のため、避難所や住宅に奔走した。一月二十三日からは、サービス対象世帯が激減したことで、福祉公社職員がほぼ全員出勤してきたことで、ホームヘルパーに余力が生じたので、約一五〇〇人の在宅一人暮らし高齢者の安否確認にあたった。福祉公社事務所は、市ケースワーカーと協力して、緊急ショートステイの受付や調査を行ない、該当者を入所させるなどの対応をした。

一月三十日からは、中断していた福祉給食サービスを再開し、配食員の確保に苦勞しながらも、日常の食生活に支障をきたしている高齢者や障がい者宅へ配食を行なった。

さらに、二月四日から、市のケースワーカー、保健センターの保健婦および福祉公社のケースワーカーの三者で避難所における要援護者の実態調査を行ない、支援が必要な人には、サービスの提供を行なった。

二月九から二十一日には、社会福祉協議会と協力して、高齢者や障がい者宅における防水シート被覆家屋調査を行ない、被覆の必要な家庭には自衛隊の協力を得て一四〇件近く被覆処理をした。二月十日から利用者の要望を取り入れ、在宅痴呆性高齢者介護者支援事業（託老）を再開した。

二月十八日からは、高齢者に和風園とあしや聖徳園の浴場を開放し約八〇人が利用した。

震災後の高齢者福祉 平成八（一九九六）年、震災から一年が過ぎ、本市は高齢者などすべての市民が快適で安心して暮らせる「福祉が充実したまちづくり」を推進した。「芦屋すこやか長寿プラン21」の計画に基づき、保健・医療・福祉と連携し福祉の充実に努めた。

震災の被害を受け完成の遅れていた特別養護老人ホーム「あしや喜楽苑」が平成九年一月に開所し、長い間自宅や市外の老人保健施設などで待機していた人々が入所した。仮設住宅などで生活していた高齢者に対しては、市、保健所などが連携し仮設住宅を巡回し、福祉サービスの提供、安否の確認、心のケアなどの活動を行なった。

仮設入居者の市民健康診査の結果、指導を必要とする人々に対しては、保健婦による訪問指導を実施した。また、長年の課題であった休日応急診療を芦屋市医師会医療センターに併設し、休日における救急患者八八五人の診療を行なった。

平成十一年には、市内初の老人保健施設「さくらの園」の新設、市内三か所目の特別養護老人ホーム「エルホーム芦屋」の開設により、福祉施設サービスが充実していった。

本市における高齢者虐待防止の取り組み 平成十八（二〇〇六）年四月一日から高齢者虐待の防止に関する法律が施行された。この法の基本的な視点の概要は、発生予防から、虐待を受けた高齢者が安定した生活が送れるようになるまでの継続的支援、高齢者自身の意思の尊重、虐待を未然に防ぐためのアプローチ、虐待の早期発見・早期対応をし、高齢者本人とともに養護者の支援と関係機関の連携・協力による対応などである。

本市では、平成十八年四月に「芦屋市高齢者権利擁護委員会」を設置し、高齢者虐待をはじめとして「高齢者の権利侵害」への対応の検討・支援、高齢者虐待対応マニュアルの刊行を実施している。

平成十九年度からは、権利擁護相談を実施し、弁護士などによる相談を受け付けている。ほかにも日常生活に関わるさまざまな問題について相談を受け付け、高齢者が安心していきいきと暮らせるように支援してきた。

本市がめざす高齢社会像 本市においては、平成二十七（二〇一五）年には高齢化率が二六・七％と予測されており「超高齢社会を活力があり、安心して暮らせる社会」をモットーに平成十八年三月、「第四次芦屋すこやか長寿プラン21」（第四次芦屋市高齢者福祉計画および第三期介護保健事業計画）を策定した。

その基本理念は、「高齢者がいつまでも、いきいきと安心して暮らせるまち」であり、さらに五つの基本目標を掲げた（6・14）。

超高齢社会をいきいきと安心して暮らせる社会にするためには、高齢期の生活の質を高め、その人らしい日常

5つの基本目標
① 総合的な介護予防の推進
② 地域におけるケアの推進
③ 高齢者の尊厳に配慮したケアの推進
④ サービスの質の向上と情報提供
⑤ 積極的な社会参加の促進と安心のある暮らしづくり

6-14 「第4次芦屋すこやか長寿プラン21」
5つの基本目標

生活を過ごすための支援が必要である。その人らしい生活を過ごすための基本となるものは「健康寿命」の全うであり健康の維持・増進が何よりも大切となる。生活習慣病の予防をはじめとして、地域での健康づくり、高齢者の生涯学習や就労、趣味の活動、交流などを通して社会の一員としての役割が担えるよう、きめ細やかなサービスを提供し、高齢者が最後まで住み慣れた地域で生活ができるようなケアの確立をめざしている。

第四節 児童をめぐる福祉行政とその支援

一、健康で文化的な生活とすこやかな成長を願って

母子福祉法と市民福祉年金

「母子福祉法」は、「母子福祉資金の貸付等に関する法律（昭和二十八（一九五三）年）」を発展させたものとして、母子家庭が健康で文化的な生活ができるように、また、一八歳未

満の児童がおかれている環境や状況に関わらず、すこやかに成長できるように支援する理念をもって誕生した。そうした理念のもと同法は母子の福祉および生活の安定や向上を目的とし、昭和三十九年に施行された。

こうした国の動きに準じて、本市では、昭和四十年四月一日より「芦屋市市民福祉年金条例」が施行された。その目的は市民福祉の増進を図るためであり、市民福祉の対象は障がい児・者や高齢者であった。母子家庭については対象外であったため、母子家庭への福祉対策として、昭和四十一年には市民福祉年金条例の改正が行なわれ、母子年金（市民福祉年金）制度が新設された。市内に三年以上居住している母子家庭が対象であった。

また、夫が死亡して寡婦となった女性を対象とした寡婦貸付金制度は、昭和四十四年十月、国により実施された。こうした国による貸付金制度に準じて、本市では子どもが成長して母子福祉の対象外となっていた女性や、夫を失った子どものいない四〇歳以上の一人暮らしの女性も対象とされるようになった。

国による母子年金の基準に該当しなかった人への救済措置として、昭和四十五年には、本市独自の遺児年金（市民福祉年金）が支給されるようになるなど、市独自の福祉の充実が図られた。

「母子福祉法」から「母子及び寡婦福祉法」へ 昭和五十六（一九八一）年には、「母子福祉法」が「母子及び寡婦福祉法」と改正された。これらの改正は母子家庭となった母や寡婦となった女性が、意欲的に自立をし、児童が心身ともに健康で生活の安定と向上を図るように、内容はさらに拡充された改正となった。

こうした背景には、全国的な母子家庭の増加があり、本市においても昭和四十六年度には二六〇世帯であったが、昭和四十八年度には二八〇世帯、昭和五十三年度は二九八世帯と年々増加していった。昭和五十八年以降の

年度	病死	交通事故死	その他(死別)	離婚	遺棄	未婚の母	その他(生別)	合計
昭和 58 年	114	14	10	235	22	21	5	421
昭和 63 年	120	11	24	366	15	22	2	560
平成 5 年	89	7	13	368	13	25	9	524
平成 10 年	76	12	0	426	26	35	10	585
平成 15 年	49	2	19	501	2	62	14	649
平成 20 年	38	2	17	548	2	78	4	689

6-15 母子家庭の推移と離別原因（単位：人）
（資料）「芦屋の保健福祉」

母子家庭の推移と状況（原因）は 6・15のとおりである。母子家庭となった理由について、病死、離婚、未婚の母の項目において変化がみられた。

昭和四十八年度の原因別の割合は、病死五八％、離別三二％、遺棄四％、未婚の母四％であった。十年後の昭和五十八年度には、病死二七・一％（一一四人）、離婚が五五・八％（二三五人）、未婚の母約五％（二一人）であったが、平成十年度より離別状況は大きく変化してきている。

同年の離別状況は病死一三％（七六人）、離婚七二・八％（四二六人）、未婚の母が六％（三五人）、平成二十年度は病死五・五％（三八人）、離婚七九・五％（五四八人）、未婚の母一・三％（七八人）である。

昭和五十八年度と平成二十年度を比較すると、病死による離別は約二二・六ポイント下がり、人数は約三分の一に減少している。一方、離婚による離別が二二・七ポイント上昇しており、人数は二倍を越えている（％は小数点第二以下四捨五入）。

以上のような本市の母子家庭における離別状況の変化は、本市の母子家庭の推移の特徴であった。同時に、日本の家庭において家族関係が崩壊する問題などがメディアなどで取り上げられたり、子育ての場である家庭や地域での育児

力が弱くなってきたりするなど、子育てをめぐる状況の変化が顕著になってきた時期であったともいえよう。

児童手当制度

本市では、国が児童手当制度を整備するまでの間、市独自で昭和四十四年に「芦屋市児童手当条例」を制定した。内容は、多子家庭の養育負担軽減を目的に満一八歳未満の子を四人以上養育している家庭が対象となった。支給条件としては、本市に一年以上居住し、世帯構成により所得基準が設けられていた。例えば、年間収入がおおむね一〇〇万円未満で子どもを四人以上育てている家庭では、四人目の子どもから一人あたり月一〇〇〇円が支給された。

その後、国は昭和四十六年五月に児童手当法を公布し、翌年一月より施行した。同法は「児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をなう児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする（第一章総則第一条）」と規定されている。義務教育終了前の児童を含む一八歳未満の児童を養育している家庭の第三子以上が対象となった。

児童手当制度は、数回の改正を経て、平成十八（二〇〇六）年四月より小学校修了前までが支給対象となり児童の年齢が変更された。なお、支給対象者は保護者の所得が一定額以下の場合に限り、本市においても国の基準に沿って実施され、現在に至っている。

なお、昭和五十年には、本市における市福祉年金および児童手当制度が外国人にも適用された。

二二 母子相談員の誕生と母子・父子相談事業

平成に入り、父子家庭が増加したが、ひとり親家庭への支援は、どちらかという父子家庭への支援よりも母子家庭への支援施策が先行していた。特に母子家庭では、経済事情や健康への不安、子どもの教育などが深刻な問題にあったことも要因であったと推測できる。

このように生活への不安要素が高い母子家庭に対し、市では既に昭和二十八（一九五三）年より、母子相談員一名による母子相談業務を開始し、心の内面的なケアも行なってきた。当時の母子相談員は県から派遣され芦屋・宝塚両市を担当した。また、昭和三十二年には、母子家庭法律相談所が設置された。ここでは、母子家庭の生活を守るために、民事などの知識を伝え、諸問題からの不利益を被ることがないように、毎月二回ではあったが専門の弁護士が対応していた。

昭和四十六年になると、母子相談事業は週四日間実施されるようになり、当時の広報紙では「母子家庭の身上相談に応じ、その自立に必要なお世話を行なっています」と記されている。内容は住宅、医療、家庭内の問題、就労など生活一般、児童の養育、経済的支援、生活援護などである。昭和三十二年の相談件数は三五八件（詳細は不明）であったのに対し、平成四年には最も多い一一七三件の相談業務を行なった。そのなかで児童教育（二二三件）や母子寡婦福祉金（二九四件）に関する相談が増え、平成十九年は七七〇件と全体数は減少したものの、母子寡婦福祉金（一九六件）は平成四年に等しい件数であった。また同年は年金や児童扶養手当（一二〇

件)の割合が高かった。この事業は平成十九年においても母子家庭育成事業としての母子自立支援員を配置してなお引き続き実施されている。

平成二十一年には「母子家庭・父子家庭の福祉」として統合され、母子自立支援員が母子家庭・寡婦および父子家庭に対して、生活上の悩みや貸付金などの相談に応じ、法律問題（離婚相談など）では必要に応じて専門家（弁護士）を紹介するなどの支援をしている。

三、母子家庭児童支援から母子・父子家庭児童支援へ

父子家庭増加と父子福祉金

母子家庭は昭和四十六（一九七二）年当初、二六〇世帯であったが、昭和六十三年には五六〇世帯を超えた。

その頃より、父子家庭の増加がみられるようになり、全国レベルでは、昭和五十八年度は、ひとり親家庭の死別が六万六九〇〇世帯、離婚による離別は九万七〇〇世帯だった。平成十五年度の調査によると死別三万三四〇〇世帯、離婚による離別は二万八九〇〇世帯である。この二十年間で死別による離別は半数以下となり、離婚による離別は約一・四倍となっている。

本市においてもその限りではなく、母子家庭では経済的な救済が必要とされ、父子家庭では子育てや家事など日常生活における支援が必要とされた。そうしたことから、平成十二年には、市による福祉金条例に基づいて父子家庭にも父子福祉金が支給されるようになった。「芦屋市福祉金条例」(平成元年四月一日条例第一二二号)の目的

は第一条に「この条例は、社会保障の理念に基づき、障害者、母子状態にある母、父子状態にある父および遺児に福祉金を支給することにより、福祉の増進に寄与することを目的とする」と記されている。

父子家庭の増加による上記の条例は、本市の具体的な施策として支援の方法が明記されていたことになる。家庭における男女の役割分担や家族関係のあり方など、多くの要因が複雑に交錯しながら、日本人の家庭生活や家族形態に大きな変化がみられるようになった時期であった。

母子・父子家庭児童の集い 母子家庭・父子家庭への支援は時代状況に応じて、さまざまな形で実施されてきた。昭和三十六（一九六二）年には母子家庭児童の進学・就職お祝い会が実施された。その後、名称が変更され、「新入学・卒業お祝いの会」として続いている。また、年末の集いは、昭和六十三年まで母子家庭だけが対象とされていたが、平成元（一九八九）年からは母子・父子家庭年末の集いとして実施されている。また、母子家庭には母子宿泊キャンプやスキーなどが実施された。

このように本市では、母子・父子家庭の交流を通じて子どもの健全な育成を図り、家庭生活の安定への支援が平成十七年まで実施された。

四 児童虐待の推移と児童虐待防止対策

気軽に相談できる窓口を 本市では「児童福祉法」を基本的な理念として、次世代を生きる児童の成長と自立支援のために児童福祉行政に力を注いできた。気軽に相談できる窓口としては、福祉事務所の家庭児童相談室

が中心となって児童虐待防止の取り組みや自立支援を行ってきた。県の所轄は西宮子ども家庭センターで、本市の福祉事務所とともに役割を分担し協力しあいながら、その業務を行ってきた。

平成十二年十一月、「児童虐待の防止等に関する法律」(以下、児童虐待防止法)が施行された。これに先立ち、本市広報紙においては、子ども家庭センターや家庭児童相談員は気軽に相談できる窓口であることを市民に伝え、平成十三年には、児童虐待防止法の概略・定義、対応する関係諸機関、通告義務、児童相談所や警察の役割と任務、地域の役割などについてより具体的に示してきた。

このように本市では、児童虐待を未然に防ぐために親を地域から孤立さないように、児童虐待防止への協力を市民に呼びかけている。

児童虐待防止と経路別受付処理件数の推移

児童虐待防止法成立の前年である平成十一(一九九九)年度から本市の「芦屋の健康福祉」の家庭児童相談室への経路別受付処理の集計によると、「発見」では平成十二年度は四八件だったが平成十三年度には一一三件、平成二十年度までのデータのなかで、ピークを迎えたのは平成十四年度の一四六件だった。「児童委員から通告」は平成十二年度は三六件、平成十三年度には五五件、最も多かったのは平成十六年六八件だった。「市町村から通告」では平成十二年度は二八件だったが平成十三年度には五五件、平成十五年には八三件となった。「学校から相談」は平成十二年度は五件、平成十三年度には四四件、平成十七年度九二件、「家族・親せきから相談」は平成十二年度二五四件だったが平成十三年度には四〇八件、平成十七年度は四七三件となった。

区分 年度	発見	児童委員から通告	子ども家庭センターから送致	子ども家庭センターから委嘱	保健所から通知	警察関係から通知	関係から通告	その他道府県	市町村から通告	学校から相談	家族・親戚から相談	本人から相談	その他から相談	合計
平成11	19	39	0	24	14	0	0	15	26	254	12	23	426	
平成12	48	36	0	5	2	0	0	28	5	254	14	11	403	
平成13	113	55	3	34	0	5	8	55	44	408	31	18	774	
平成14	146	33	5	24	1	3	8	51	32	335	18	18	674	
平成15	100	49	7	22	0	3	13	83	32	317	27	17	670	
平成16	85	68	4	47	0	1	1	31	52	361	16	14	680	
平成17	79	58	1	22	1	2	2	10	92	473	5	23	768	
平成18	86	39	10	17	10	4	2	26	83	389	20	44	730	
平成19	2	17	2	19	8	9	2	11	36	89	1	13	209	
平成20	6	10	2	3	2	9	5	13	31	106	0	30	217	

6-16 児童福祉経路別受付処理件数 (資料)「芦屋の福祉」、「芦屋の保健福祉」

児童虐待防止法成立以後、それまで水面下で行なわれていた児童虐待の事実が表面化しなかった例もあり、経路別受付年度別総件数は増加の一途をたどってきた。しかし、平成十九年度より全体的に減少傾向にある。

総件数で見ると、平成十一年度は四二六件、平成十二年度四〇三件であったが、平成十三年度になると七七四件と急速に増加し、平成十七年度は七六八件、平成十八年度は七三〇件と増加してきた。しかし、平成十九(二〇〇七)年度は二〇九件と極端に減少した。

なかでも「学校から相談」、「家族・親せきからの相談」に減少がみられた(6・16)。その後、同年の児童虐待防止法第二次改正翌年の平成二十年度は二一七件となっている。

本市では平成十五年にも広報あしやに「児童虐待防止ネットワーク」の存在を知らせている(6・17)。地域社会や住民に対してなお一層の理解を得るための呼びかけであり、守秘義務の厳守とともに何よりも虐待の早期発見・早期対応の大切さを知らせ児童虐待防止に努めてきた。以後、児童虐待防止法の改正もあり、法的な改善

◇児童防止ネットワーク◇（広報あしや2003（平成15）年5月1日発行）

児童虐待の背景には少子化、核家族化、地域との関わりの希薄化があります。このような状況で家庭が孤立しないように、困難を抱え込まないように、地域社会づくりや子育て支援を進めていく必要があります。市では児童虐待防止ネットワーク会議（通称アスターネット）を4月1日からスタートさせ、早期発見・早期対応に努めています。地域の中で通報をためらう場合がありますが、医学的・社会的・心理的な側面から専門的な援助をしていくために、ひとりで抱え込まずに見たこと、聞いたことをそのまま通報してください。

<虐待の疑いがあれば・・・>

通報（秘密は厳守されます）⇒芦屋警察、保健所
その他⇒通報された方の氏名や内容については、秘密は厳守され、そのことで責任を問われることはありません。

6-17 児童防止ネットワーク（広報あしや平成15年5月1日号）

が進められるなか、今後も児童虐待防止に努めていく方針である。

五、女性センターから男女共同参画センターへ

昭和五十（一九七五）年は、国際連合によって国際婦人年とされた年である。その時期を契機として男女平等について国際的に声が高まり、日本では実質的な取り組みが展開されてきた。平成十一年（一九九九）には「男女共同参画社会基本法」が成立した。

本市では、男女共生社会に向けた活動の拠点として平成六年八月に女性センターを開設した。平成十年度には、五年計画で「芦屋市男女共同参画行動計画」「ウィザース・プラン」を実施、平成十五年には「第二次芦屋市男女共同参画行動計画」が策定され、女性センターは相談事業や支援の拠点となった。

「第二次男女共同参画行動計画」では、基本目標として五項目を示している。例えば、基本目標は、基本課題として四項目が述べられている。

その基本目標のひとつとして「男女共同参画社会に向けてのシステムづくりと意識改革」をあげている。ここでは、性役割分担の意識改革、性差別について見直しが求められる、学校教育や生涯学習を通して行なう事業の一例と

して、「市政への関心を高め、市政への発言の機会を確保や学習機会の充実を図る」、「審議会等への女性の登用率四〇%を目指す」方向性や男女職員の職域拡大と女性の管理職登用などが出されている。

基本課題二は政策・方針決定の場への女性の参画の推進、基本課題三では男女共同参画社会をめざす生涯学習の充実である。保育所・幼稚園・学校における男女平等教育の成実は、基本課題四に示されている。ここでは、男女共同参画の視点にたつ保育・教育の推進、男女共同参画視点にたつ学校教育の推進、学校運営への男女共同参画への推進、多様な選択を可能にする進路指導の充実があげられている。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)、「ストーカー行為等の規制に関する法令」などの周知徹底や、女性の就労や家事・育児両立に関する子育て支援、男女が共に家族の一員としての責任感を持ち、地域活動やボランティア活動への参加の奨励を行なうなど男女共同参画社会のシステム化について積極的に啓蒙してきた。

女性センターは平成十九年一月一日より男女共同参画センターへと名称を変え、愛称を「ウイザスあしや」として、夫婦、家族関係、心の悩み相談などは、週に一回、DVに関する相談は月に一回、女性の専門相談員が対応し、同時に保育室なども設置され子育てに関する育児サポート講座などの学習が行なわれている。

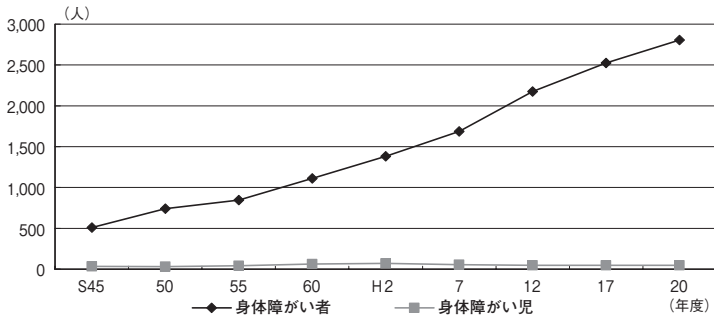
このようにして、男女共同参画センター(ウイザスあしや)は、男女が互いにその人権を尊重し、対等なパートナーとして認め、ともに参画できる社会を実現するための拠点として機能している。

第五節 障がい者（児）福祉

一．国際障害者年まで

基本的には、身体障がい者と身体障がい児に対する支援の実施機関は異なる。すなわち、成人などの身体障がい者、知的障がい者（当時は「精神薄弱者」とされていた）は、「身体障害者福祉法」、「精神薄弱者福祉法」（当時）に基づき市が所管するが、一八歳未満の児童については、児童福祉法に基づき主として県の西宮こども家庭センターが所管する。しかし、児童に対する支援については、本市としてもその責任の一端があり、支援を惜しむことはなかった。

昭和四十年代当時は、現在ほど身体障がい者に関する施策、事業はそろっておらず、窓口では、旅客運賃割引証の交付事務が多くを占めた。身体障害者手帳の交付、施設への措置、義肢、補聴器、車いすなどの補装具の交付並びに修理などは、対象となる人が少なく、事務の占める割合も多くはなかった。知的障がい者に関しては、法の公布後十年が経過していたが、施策、事業共に未整備の部分が多く、施設入所に関する相談は月に四から五件程度であった。市内に施設がないため、主として市外の施設への措置を行なった。昭和四十五年当時で、身体障害者手帳の所持者数は五四三人であった。身体・知的障がい者が共に社会参加できる条件は整っておらず家族が介護や世話をしており、手帳の交付申請をした障がい者は一部であったと思われる。



6-18 身体障害者手帳の所持状況 (資料)「芦屋の福祉」「芦屋の保健福祉」

本市においては、心身障害者(児)医療費助成制度の創設(昭和四十七年)、身体障害者家庭奉仕員制度の直営への切り替え(昭和五十年)、機能回復訓練を必要とする就学前の心身障がい児の他市施設への通園交通費の一部助成(昭和五十一年)などを行なって障がい者(児)への支援を図った。また、昭和五十三年には、心身障害者小規模通所授産施設「芦屋つづじ共同作業所」がオープンし、障がいに応じた作業、生活訓練を通して、社会性、自主性、協調性を養い、障がい者の社会参加と自立をめざした。

二、完全参加と平等をめざして

昭和五十六(一九八一)年度は、心身に障がいのある人々の社会への「完全参加と平等」というテーマのもと、世界各国が共に行動する国際障害者年の初年度であった。本市においても、同年二月に「国際障害者年推進委員会」を発足させて、各種啓発活動の展開、各種記念事業の実施、福祉のまちづくり要綱の制定などの取り組みを行なった。そして、「福祉のまちづくりのための都市施設整備要綱」を策定(昭和五十七年)し、身体障がい者に配慮した公共施設などの整備(昭和五十八年)を進めた。また、

障がい別身体障がい者推移(年度)	18歳以上					
	視覚	聴覚平衡機能	言語	肢体	内部	総数
昭和45	95	58	5	349	3	510
昭和50	113	89	11	505	22	740
昭和55	110	100	16	533	87	846
昭和60	118	117	19	670	187	1,111
平成 2	114	124	26	792	326	1,382
平成 7	129	148	25	968	416	1,686
平成12	156	161	31	1,276	552	2,176
平成17	169	165	40	1,425	726	2,525
平成20	159	169	41	1,590	847	2,806
障がい別身体障がい児推移	18歳未満児童					
	視覚	聴覚平衡機能	言語	肢体	内部	総数
昭和45	2	5	0	25	1	33
昭和50	1	8	0	22	1	32
昭和55	4	11	0	22	4	41
昭和60	3	11	0	36	12	62
平成 2	4	10	0	33	23	70
平成 7	4	10	0	21	20	55
平成12	3	8	0	20	17	48
平成17	3	6	0	23	12	46
平成20	4	7	0	24	11	46

6-19 障害者手帳の所持状況（資料）「芦屋の福祉」「芦屋の保健福祉」

言語、聴覚障がい者が意思の疎通を図り、積極的な社会参加を実現するために、手話のできる生活相談員の配置を行なうとともに、ミニファックスを対象世帯や市役所などに設置（昭和五十九年）した。

国際障害者年のスローガンとなった「完全参加と平等」への取り組みは、心身の障がい者の社会的な不利の克服をめざし、社会においては平等に扱われるよう諸制度を拡充した。障がい者に関する制度の充実と障がい者の範囲を拡大したことにより6・18のようにその利用を求める人が増加して手帳を所持する人が多くなった。本市の昭和六十年における身体障がい者数は、一一一人、身体障がい児は六二人、知的障がい者は八〇人、知的障がい児は五二人となった（6・19）。

この年は、「国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律」が公布され、社会福祉に関する国庫負担率が引き下げられたが、本市は、法内、法外施策

ともに水準の低下につながることはないよう福祉行政の推進に努めた。同年、主として知的障がい者が利用する「芦屋つつじ共同作業所」の作業所を増設し、通所者を一四人から二〇人に増やし、作業量を増やすなど授産所内の運営の改善を行なった。

三、障がい者の住みよいまちづくり

昭和六十二（一九八七）年度より、障がい者福祉は、ほかの福祉関係法と共に国の関与が高い機関委任事務から自治体の責任がより重くなる団体委任事務となった。本市においては、福祉施設の入所措置、徴収金の改正などを市民の理解を得て実施され、障がい者福祉を後退させることがないように努めた。

昭和六十三年には、「芦屋市障害者（児）対策中期計画」を策定し、障がい者に対する雇用・保健医療・施設福祉・在宅福祉などについて、年次ごとに実現すべき目標と具体的な方策を体系化し、総合的な推進を図った。この計画は、五年ごとに見直しがなされ、施策や事業の拡充をめざすことになっている。同年、国・県補助の指定を受けて、「障害者の住みよいまちづくり」推進事業が取り組まれ、生活環境の改善・福祉サービス・市民啓発などが進められた。

障害者福祉計画による施策が障がい者自身にとっても、また、その介護をしている家族などにとっても実りあるものとするために、当事者や支援する人々は組織や団体をつくり、社会参加と地位の向上を図るための運動や事業を進めた。本市としても、それを支援、助成するとともに、当事者や家族、関係者などの要望を施策や事業

に反映できるように努めた。こうして、心身障がい児の早期療育訓練のための「すくすく学級」が開設（平成元年（一九八九）年）された。また、在宅障がい者の社会参加の促進のための福祉タクシー料金助成制度をつくり、利用するタクシー料金のうち定額部分を利用券で交付し、さらには「リフトおよび寝台付き」タクシーを導入（平成二年）した。そして、市の独自事業として法律では給付対象にならない日常生活用具の購入補助事業を実施（平成四年）し、障害者住宅整備資金貸付制度を創設（平成六年）するなど、法律で定める以上の事業を次々と広げていった。

平成七年は、本市にとって、歴史上かつてない阪神・淡路大震災に遭遇した年だった。被災した障がい者は、情報や行動面でのハンデイがあり被害をより深刻なものとした。しかし、聴覚障がい者については、前年に緊急時の連絡網が作成されていたこともあり、被災直後から手話通訳者やボランティアが安否確認を行なうことができた。また、上宮川文化センターは被災した聴覚障がい者の支援の拠点となった。重度の障がい者に対しては、近隣都市の障がい者施設の職員たちがボランティアとして駆けつけ安全確保を行なった。そして、行政機能が回復すると、地区民生委員などの協力を得ながらすべての障がい者への訪問（ローラー作戦）を行なうことができた。震災を契機として、障がい者の生活に対する危機管理とボランティア活動が見直され、活動の定着と継続が求められるようになった。

平成十年度には、「芦屋市障害者（児）福祉計画―第三次中期計画―」が策定され、実現すべき目標と具体的な方策を体系化し総合的な推進が図られることになった。また、精神障がい者に対しては、新たに障害者福祉金の

支給を始めた。対象となった精神障がい者は、七一人であった。平成十一年には、短期入所事業や知的障がい者ボランティア活動支援事業を始めた。また、国庫補助対象事業となる在宅知的障がい者デイサービス事業や心身障がい児通園事業の内容についても充実を図った。

四、社会福祉構造改革と障がい者福祉

平成十二（二〇〇〇）年四月、地方分権一括法が施行された。また、同時に、社会福祉基礎構造改革に基づいて社会福祉事業法は社会福祉法へと改正されて、各地方公共団体はより一層自らの判断と責任のもとに、地域の実情に見合った福祉行政を行なうことになった。

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」は、平成七年度より「精神保健法」が改正されて施行された。本市においては、平成十三年度に精神障がい者の自立支援対策として、精神障がい者小規模作業所に対して運営費の補助を行なうなどの支援を強めた。そして、平成十四年四月に県からの事務移譲を受けて、保健福祉部において、精神障害者保健福祉に関する相談業務、通院医療費公費負担、精神障害者保健福祉手帳の交付申請およびホームヘルプサービスに関する業務を実施した。

平成十五年四月に、身体・知的障がい者福祉は、措置制度から支援費制度へと移行した。これは、「施設から居宅へ」「自由な選択とサービスの自己決定」を基本とし、当事者とサービス提供事業者での契約に基づきサービスが利用できるようにした制度である。本市においては、利用者の立場に立ったサービスの提供ができるよう、

相談支援と情報提供を行なった。また、翌年「荻屋市障害者（児）福祉計画―第四次中期計画―」が、健全者も障がい者も共に社会で生活できることをめざすノーマライゼーションの理念に基づき策定された。

平成十八年には「障害者自立支援法」が施行された。これは、それまで縦割りであった身体・知的・精神の三障がいのサービスを統合して、市町村において一体的に実施することが特徴となっている。また、サービスの給付の仕方、施設運営のあり方、報酬の方法なども大きく変更された。制度の定着に向けて社会的関心を高めることとなったが、利用者がサービスを利用した場合は、原則一割負担という「応益負担」が導入されたため、本市としては、利用者の負担が重くならないように軽減対策をとった。

また、同年には「荻屋市障害福祉計画（第一期）」が策定され、地域の事業所に相談支援事業を委託するなど、きめの細かい相談と支援ができるよう体制の整備を図った。

しかし、障害者自立支援法の実施をめぐって利用者負担や施設運営のあり方、従事者への処遇などの問題があり、平成二十一年の政権交代もあって総合的に見直しされることになった。

第六節 国民健康保険と国民年金

一 市民の健康を支える医療制度

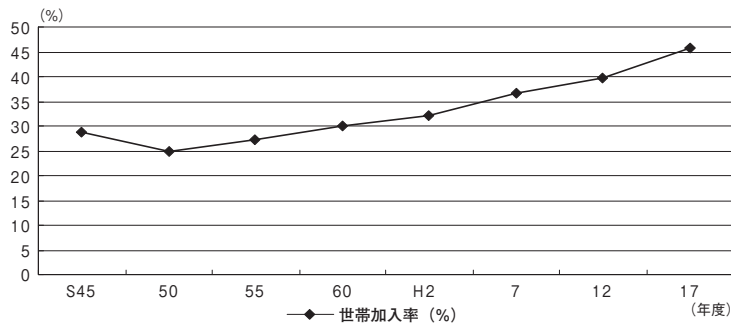
制度拡充に向けて

本市の国民健康保険（以下「国保」という）は、昭和三十六（一九六一）年の国民皆保険に先立つ昭和三十四年四月に、保険者、市内の会社などでの健康保険やその他の医療保険に加入できない市民を被保険者として、世帯主七割、家族五割の給付率をもって開始された。翌昭和三十八年からは、世帯主八割、家族六割へと給付割合を引き上げた。

実施して六年後の昭和四十年においては、国保加入世帯は約五三〇〇世帯で本市の全世帯での加入率は約三〇％、被保険者数は一万三四〇〇人で市民の加入率は約二〇％程度であった。

昭和四十五年には、他市に先がけて高齢者に対し一定の規準を設けて、国保加入者に限らずすべての保険医療費の本人負担分を全額助成することにした。さらに、助産制度を設け低所得階層が安心して出産できるよう配慮するなど、育児手当や葬祭費などの任意給付も行なった。

昭和四十七年には、老人医療給付制度の改正を行ない、七〇歳以上（ねたきり老人については、六五歳以上）の老人を対象として、本人の所得による制限はあったが、大幅な拡充を行ない老後生活への安心感と扶養義務者の負担軽減に多大の効果をあげた。また、心身障害者（児）医療費助成制度を創設し、保健、福祉の向上や増進

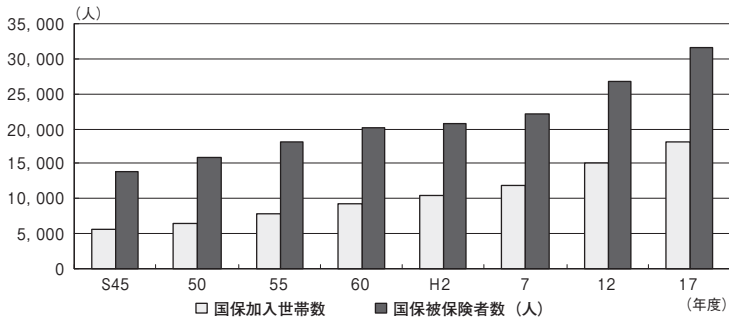


6-20 国保世帯加入率の推移 (資料)「市事務報告書」

を図った。

やがて本市に限らず、各地方自治体においても「老人医療費公費負担助成制度」が実施されるようになり、昭和四十八年一月より老人福祉法による「老人医療支給制度」が始められた。これに伴って、本市においては、老人医療費給付制度の対象年齢を七〇歳から六七歳に引き下げるとともに、所得制限を撤廃するなどにより同制度を拡充し、高齢者が安心して治療が受けられるようにした。創設後一年を経過した心身障害者(児)医療費給付制度についても対象範囲を広げた。乳児(〇歳)医療費給付制度については、乳児のすこやかな育成と保健の向上をめざし医療保険の充実を図ることを目的として創設された。この制度は、子どもを育てる親からは歓迎された。

続く昭和四十九年には、高齢者の保護と医療を守るため、県の施策とあいまって老人医療制度の年齢制限を六七歳から六五歳へとさらに引き上げた。高額療養費は昭和五十年より給付されることになったが、本市ではこの年より、任意給付として高額療養費制度を七月から採用し、被保険者の治療に伴う高額な自己負担を一定カバーすることとした。昭和五十年



6-21 国保加入世帯・被保険者数の推移 (資料)「市事務報告書」

には、国保加入世帯は約六四〇〇世帯で加入率は二五%、被保険者数は一万五八〇〇人で加入率は二二%となり、世帯、被保険者ともに数が増加していった。6・20や6・21のとおり、核家族の推移、現役世代のリタイアと高齢化は国保世帯を増やしていくことになった。

昭和五十四年には、高齢者、障がい者、乳児への医療費助成だけでなく、十月から母子家庭に対する医療費の公費負担制度も新たに発足させて、制度の拡充を行なった。

国保財政は厳しく 財政事情が厳しくなり、国は財政難を理由として昭和五十九(一九八四)年八月に予算の概算要求に際して、生活保護費などに対する国の法定負担割合を一律・暫定的に一〇%引き下げ案を出すなど財政改革を推進した。

同年、健康保険法が改正され、退職者医療制度が導入された。これは、厚生年金や共済年金などに二十年以上加入するなどにより、老齢年金などの受給開始年齢以上の被保険者と被扶養者に対して、老人保健法による老人医療の対象となるまでの間、会社員や公務員などが加入する被用者保険の拠出金と本人の保険料で賄うとする制度である。この制度は、高齢者や

低所得者の多い国保と被用者保険の公平化を図ることが目的であった。

平成四（一九九二）年、国民年金や国民健康保険事務においても事務のOA化が三年計画で実施され、平成六年に保険年金課が所管する老人保健医療および福祉医療助成事務、国民年金事務、児童手当支給事務のオンラインシステムが完成した。

平成七年は、本市にとつて、歴史上かつてない大震災に遭遇した年だった。これが財政にも大きく影響し、特別会計では、国民健康保険事業および老人保健医療事業特別会計が赤字となり、実質収支は赤字となった。

そのため、平成十年度においては、国民健康保険事業の健全な運営を維持するため、一般被保険者の世帯主に係る給付率八割を十二月一日から国並に七割に改定した。保険料については、給付率の改定による自己負担が増えたことも考慮し、平成九年度と同じ保険料率になるよう据えおくこととした。

平成十一年には、本市における少子化対策の一環として、三歳以上六歳未満の幼児の入院に係る医療費の一部負担金助成を同年七月から県の所得基準に上乘せをして実施した。さらに、平成十三年には、乳幼児の通院医療費に係る助成について、一部自己負担を導入の上、対象年齢を〇歳から六歳（従前は〇歳～三歳）に拡大した。そして、平成十三年十月一日から、三歳未満の乳幼児の一部負担金の割合を二割とした。また、平成十四年より出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる世帯主に、二四万円を限度として、出産に要する費用を貸し付ける制度を創設し少子化対策を進めた。

同年には老人保健法が改正され、対象年齢が七五歳以上に引き上げられ、自己負担は定額負担から一割の負担

になった。これにより、本市においては、七〇歳以上になる高齢者で老人保健法の適用を受けない者の一部負担金の割合を一部（一定以上の所得を有する者は二割）に改めたため、負担増となった高齢者が一部で現れた。

平成十九年度における、国保加入世帯は一万八七五八世帯で加入率は四五・九％、被保険者数は、三万一六七三人で加入率は三四・二％となった。国保世帯の増加傾向は続いているが、退職者の増加と高齢化の進行、少人数世帯の増加などがその背景となっている。

本市では、一人あたりの受診回数が多いが、通院日数は他市と比較して少ない。すなわち、病気を放置することなく早期に受診を行ない、短期間で治癒させるといった傾向がみられる。保険料収入に占める所得割による保険料額が比較的高いのは、本市では高所得者が比較的多いからである。国保財政においては、保険料収入よりも歳出が多くなり、一般財源からの持ち出しは避けられない状況にあり、今後とも適正な受診を行なうよう奨励しなければならぬ。県全体の保険料の滞納率は約一八％（平成十九年）であるが、本市の保険料の滞納率は一〇％程度であり、他都市と比較すると低いことは特筆すべきことだが、滞納世帯を減らし収納率を上げる努力をする必要がある。

平成二十年四月より、増加し続ける高齢者と医療費の増加に対応するため「後期高齢者医療制度」が始まった。高齢者の心身の特性などに応じて、現役世代とは別の新たな診療報酬体系とする医療保険制度である。七五歳以上のすべての高齢者（六五歳からは寝たきり者を対象）が被保険者であり、都道府県を単位とした市町村がつくる後期高齢者医療広域連合が保険者である。高齢社会においてはさまざまな医療ニーズを抱える国保加入者

が増加することになる。後期高齢者医療制度については、多くの問題点が指摘され法改正が検討されているところである。高齢社会にふさわしい医療制度のあり方が問われる時代を迎えている。

二、市民の暮らしを支える年金制度

厚生・共済者年金と別立てでスタート　国民年金法は、昭和三十四（一九五九）年に公布された。そして、同年十一月より保険料を負担できなかった人に対する無拠出の福祉年金の支給が始まった。拠出制の国民年金は昭和三十六年四月より施行され、同時に保険料の徴収が開始された。国民年金は、政府が管掌し運営責任を負うが、実施事務は市町村に委任されたので本市においては、まず福祉事務所国民年金係を窓口として事務を進め、昭和三十八年の機構改革により保険年金課を新設した。

国民年金は、厚生年金や共済年金などの公的年金の適用を受けない、主として二〇歳以上六〇歳未満の自営業者、商店や零細企業などの従業員、無職者などを強制加入の対象者としたが、公的年金加入者の妻、昼間部の学生、公的年金受給者などは、強制加入の対象とはならず任意加入であった。また、当時六〇歳を超えて明治三十九（一九〇六）年四月二日以降に生まれた人は、希望すれば「五年年金」、「一〇年年金」に加入できた。

昭和四十年当時の保険料は、三五歳未満で月額一〇〇円、三五歳以上で一五〇円であったが、申請によって国民年金の資格が取得できるため、申請を行わない未届者は多く、6・22のように、その適用の促進のために臨時職員を採用して戸別訪問を行なうとともに、市広報やチラシを利用して国民年金の趣旨の徹底を図った。

国民年金 掛け金はじまる

保険料納付は年金印紙で

四月一日からいよいよ国民年金の掛け金はじまっています。保険料の納めかたは次のとおりです。国民年金多額加入掛けをされた方に返次お返ししています。

(1) 保険料は、国民年金印紙を買い、手帳に貼るとして納めます。

(2) 年金印紙は、市内の一箇国民年金納付所「市役所」の書系のあるほ「国民年金納付所」の書系のあるほ、この日まで購入してください。

(3) 年金印紙を貼るきめられた納付所に貼付、三万円分がすめば印紙を購入した店が、市役所年金係へその手帳を届けてくれます。届いた後印紙をお取りになります。届いた後印紙をお取りになります。届いた後印紙をお取りになります。

(4) 保険料は満三十五歳以上の方が月一五〇円で、満三十五歳未満の方が月一〇〇円です。

このほかご不審の点があれば、市福祉事務所内の国民年金係（電話二二二内線）へお問い合わせてください。

またこの年金の加入届けを出しておられない方は、至急届け出ください。みんなが不安のない将来のためにぜひ加入されますよう。

6-22 芦屋市広報 昭和36年4月5日号

年金を受給するには一定期間保険料を納めなければならぬが、昭和四十一年改定で「夫婦で一万円年金」という水準が設定された。また、制度発足時に納付対象とはならなかった人については所得制限があつたが、保険料を納めなくても支給される無拠出年金の福祉年金（老齢、障害、母子）があつた。

本市においては、独自在障がい者（児）への扶助料や高齢者への敬老金の支給を行なってきたが、昭和四十年には、従来の支給規制に代わって「市民福祉年金条例」を制定し、知的障がい者（児）への年金支給への拡大、所得制限の緩和を図つて、これらの人に対する生活上と福祉の増進に寄与した。また、翌年には、条例の改正を行ない、新たに母子年金を新設するとともに、所得制限の撤廃、緩和を図り対象受益者を拡大した。

老齢年金は保険料を二十五年間以上納付しないと支給されず、要件を満たして支給が始まるのは、制度上昭和五十六年からであった。しかし、これではこの間に高齢者となった人に対する所得保障ができないため、昭和四十五年には、「五年年金」の支給

が開始された。昭和四十八年には、いずれの公的年金にも加入できない「谷間の老人」に対する救済措置として「老齢特別給付金」が新設された。この年には、年金額の消費者物価スライド制も導入された。そして、昭和五十年には、「十年年金」の支給が開始され、高齢者への所得保障が図られた。また、市民福祉年金のそれぞれについても、所得制限の緩和と給付額を増額するなど受給者の生活向上に役立てた。

基礎年金の実施

昭和六十一（一九八六）年四月より、年金制度はすべての年金の基礎部分の給付を共通さ

せる基礎年金として再編され、現行の年金制度が始まった。公務員や会社員などの共済年金や厚生年金は基礎年金に上乘せされる年金として別立てで支給されることになり、それまでの年金は旧法として区別されるようになった。基礎年金で、大きく変わったことの一つは、女性の年金権の向上である。それまでは、被用者の妻は任意加入であり無年金者となりがちであったが、これを第三号被保険者として強制加入させて救済を図ったことである。もう一つは、障害福祉年金受給者を障害基礎年金へと移行させたことである。これにより障害福祉年金者の受給額は大幅に増えることになった。また、二〇歳未満で障がい者になった人にも無拠出者ではあるが、二〇歳からの障害基礎年金の対象とした。こうして、国民年金は、旧法による国民年金の受給者は年々減少していくことになり、代わって基礎年金による受給者が増加するようになった。

本市独自の「市民福祉年金条例」は、平成元（一九八九）年四月一日より「芦屋市福祉年金条例」へと変更され、支給額の改定と所得制限が設けられるようになった。

平成三年には、二〇歳以上の学生については、強制加入の対象外となっていたが、無年金となる障がい学生の

問題が顕在化して、第一号被保険者として強制加入となった。しかし、無収入の学生から保険料を徴収することについては不評で、また、未届者も少なくはなく、平成十二年の年金制度の改定により学生納付特例制度が設けられるようになり、本市においても制度の周知を行ない手続きの促進を勧奨した。

国民年金は、国民の最低限の所得保障を行なうナショナルミニマムのために全国一律で実施する制度である。

保険年金課
年金係からの
お知らせ

4月から 第3号被保険者は社会保険事務所で

国民年金第3号被保険者に関する届け出は、4月からは配偶者が勤務する事業主を経由して社会保険事務所へ届け出等を行います。また、第3号被保険者のかたや、過去に第3号被保険者期間のあるかたの年金の相談、請求手続きについても社会保険事務所で行います。

芦屋市の官轄の社会保険事務所は、西宮社会保険事務所(西宮市津門大衛町6-8 ☎0798-33-1285)です。

*第3号被保険者：厚生年金や共済組合の加入者(第2号被保険者)の扶養配偶者で20歳以上60歳未満のかた

6-23 国民年金事務変更のお知らせ 広報あしや 平成14年2月1日号

一方、国民健康保険は自治体を保険者として、各地域に応じて給付と負担が決められる医療保障制度である。国民皆保険、皆年金制度が同時に発足し、保険料を一括して徴収することもあり、国民年金の窓口も国民健康保険の保険者である自治体に設置されていた。しかし、国民年金は国の制度であるので、本市の国民年金の運営と管理は、西宮社会保険事務所が管轄し二重行政となっていた。しかし、地方分権と行政事務の合理化に基づいて、平成十二年四月より国民年金事務は、国民年金に関する情報提供や書類の受付などの事務を残して西宮社会保険事務所に順次移管されることとなった(6・23)。平成二十二年より、年金事務の民営化に伴い日本年金機構に事務が引き継がれることになった。

平成十九年に、被保険者の納付記録の管理がずさんだったことが明らかとなり、いわゆる「宙に浮いた」年金記録が社会問題となった。これは、基礎年金

番号導入時のコンピュータへの移行が不十分であったこと、被保険者の納付記録の管理が自治体と社会保険事務所との二本立てであったことなどが原因とされた。年金に不安を感じた市民が窓口によく訪れたが、相談に応じると共に社会保険事務所へとつないでいった。

市民の国民年金制度に対する信頼と関心は薄い。また、低所得の市民の保険料負担が困難となるなどの事情により、多くの年金保険料の未納付者を生み出している。将来にわたり多くの無年金者が生み出される懸念があるが、市民の老後の生活の所得保障ができるような制度としていくためにも、年金制度改革の動向には関心を持っていかねばならない。

第七節 保健と健康

本市の将来像である「知性と気品に輝く活力ある国際文化住宅都市」(第三次総合計画・基本構想「将来像」)の建設を進めていくために、市民にとってすこやかでぬくもりのある社会づくりは要件の一つである。このためには年齢を問わず、全市民が健康を維持する日常の保健および医療体制の充実が不可欠であった。

一・伝染病との戦い

昭和三十（一九五五）年代以前では、伝染病の罹患りかんが市民にとって恐怖であった。そのため、伝染病の発生の原因ともなる病害虫の駆除班が編成され、ダスターエンジンやヘリコプターにより薬剤を散布した（6・24）。

本市が国際文化住宅都市になるにはまず衛生都市になる必要があるため、昭和二十八年、県立芦屋保健所は、保健所を市民の力で盛りたて、市民も自ら健康を守ってほしいという考えから、「芦屋保健協力会」を設立した。

市民ならだれでも入会でき、会員は年一〇〇円（世帯主）の会費、家族は一人に付き年五〇円で、一般健康相談（随時）、寄生虫卵検査（年二回）、X線写真間接撮影（年一回）などを無料で受けられた。

また、昭和三十年、県の防疫課、保健所などとの関係機関の連絡を密にするため、「芦屋環境衛生協会」が設立された。この芦屋環境衛生協会を通じて、発生の原因となる害虫除去の薬の散布、環境浄化に役立つ薬品の各家庭への配布、種痘や腸チフスなどの予防接種の普及など生活環境衛生の保全に万全を期し、市民の一層の保健思想の高揚を図るとともに、医療機関との密接な連携を行なった。

その結果、本市の伝染病（赤痢、猩紅熱しょうこうねつ、ジフテリア、日本脳炎）の発生数は昭和三十八年五六人、昭和三十九年四〇人、昭和四十年には一七



6-24 蚊・ハエ撲滅運動



6-26 芦屋市保健センター



6-25 移動検診車

人、そして、昭和四十三年には四人と激減した。このように伝染病の発生数は減少の一途をたどった。また、日本脳炎は特定季節に多発する現象があったため、予防対策に重点をおき、予防接種の一層の推進を図った。

なお、昭和三十四年十二月、県立芦屋高校二年生、五一三人が南九州に修学旅行に行った際、集団赤痢に罹った。保菌者は約四割の二一九人に達し、精道病院および近隣の病院に収容し治療を行なった。また、残りの二年生全員が約二週間、登校停止となり自宅待機するなど二次感染防止対策を行なった。

二： まちの清潔と市民の健康

まちの清潔 昭和四十二（一九六七）年には、市民に関心の高い、日常生活上の不快感、迷惑感の除去などをスローガンに蚊、ハエの撲滅対策を重点的に取り上げた。このため、市民および学識経験者も参加する「芦屋市カ・ハエ撲滅対策推進会議」を設置し、積極的に病害虫駆除を実施した。

集団検診 法定伝染病が収束した頃から、胃がんなどの成人病が社会的な問題として浮上した。そこで市としては昭和四十一年から胃の集団検診をスタートさせた。

この胃の集団検診はがんの早期発見、早期治療に多大の効果を発揮することができた。また、昭和四十三年からは移動健康検診車（6・25）による機動性を生かして結核検診をはじめ、子宮ガン検診、成人病対策などに幅を広げ、市民の健康管理に大きな成果をあげた。

三、総合的な健康管理センターの開設

昭和四十六（一九七二）年には、市民の健康管理を推進するため、近隣の市町村に先がけて「芦屋市健康センター」を元の精道村役場に開設し、健康相談、健康教室、健康講演会などを積極的に開催した。

昭和五十六年五月には、「芦屋市保健センター」（6・26）として公光町に開設した。芦屋市保健センターは、芦屋市医師会、芦屋市歯科医師会などの協力により、子どもから高齢者まで市民の健康を一層、保持増進するため、病気の早期発見に努め、各種健診事業および介護予防のための健康教育および健康相談を行ない、市民の総合的な健康管理センターとなっている。

昭和五十六年度の予防接種実施状況はインフルエンザ、日本脳炎、二種・三種混合、ポリオ（小児マヒ）、はしかなどのべ二万三六六六人、胃の集団検診は一二七九人、胸部検診は二七九一人、循環器検診は一〇〇四人、乳がん検診は七六一人、子宮がん検診は八三〇人など多くの市民が利用した。

また、昭和四十四年頃から本市を横断する国道四三号での大気汚染による健康への影響が大きな問題となったため、芦屋市医師会と委託契約を結び、健康調査を実施した。慢性気管支炎、喘息、肺がんなどについて市内

・ 予防接種	・ 胃の集団検診	・ 循環器検診
・ 胸部検診	・ 成人病	・ 乳がん検診
・ 子宮がん検診	・ 婦人健康診査	・ 健康相談

開設当時（昭和56年）の芦屋市保健センターの主な事業

「成人・老人保健事業」

主な事業	主な内容・備考
健康診査事業	健康チェック(35歳以上)、特定健康診査(生活習慣病の早期発見に重点)、介護予防健診(65歳以上)、長寿医療制度に基づく健康診査、肝炎ウイルス検査、前立腺がん検診、アスベスト検診、巡回市民健診、骨粗しょう症・胃がん・肺がん・大腸がん・子宮がん・乳がん検診、事業所健診(予約制)
健康教育事業	健康講座、GOODバランスアップ教室、生活習慣みなおし教室、健康チャレンジ教室、げんき度健診、健康大学
健康相談事業	歯の無料相談と健診、健康相談、保健相談、栄養相談
訪問指導事業	在宅寝たきり予防訪問指導、在宅寝たきり歯科訪問指導
難病患者等居宅生活支援事業	ホームヘルプサービス、日常生活用具給付、短期入所(ショートステイ)
健康手帳交付事業	40歳以上の市民に交付
障がい者歯科治療相談	障がいのある人の歯の治療や相談

「母子保健事業」

主な事業	主な内容・備考
妊婦健康診査助成事業	前後期を問わず、14回までの受診に対し1日5000円を限度に助成
健康診査事業	4か月・10か月・1歳6か月・3歳児健診、アレルギー健診
訪問指導事業	妊婦訪問、新生児訪問、こんにちは赤ちゃん
機能訓練	めだか水泳教室(喘息の既往のある4・5歳児、1～3年生)
健康教育事業	プレおやひまママ教室、プレおや沐浴教室、Let'sエンジョイマタニティクッキング、GOODバランスアップ教室、もぐもぐ離乳食教室、幼児の食事とおやつ教室、アレルギー教室
健康相談事業	妊娠お産母乳の相談室、育児相談、まねっこ(保護者同士の交流)、アレルギー離乳食相談
母子健康手帳の交付事業	医療機関で妊娠と認められた方に交付

「予防接種事業」

時期・種類	接種名
乳幼児期	ポリオ(集団接種):小児マヒ BCG(集団接種):結核 三種混合(個別接種):ジフテリア、破傷風、百日咳 MR混合(個別接種):麻疹、風疹 注:日本脳炎は現在、中止している。
学童期	二種混合(個別接種):ジフテリア、破傷風
高齢者	インフルエンザ

平成21年の芦屋市保健センターの主な事業

6-27 芦屋市保健センターの主な事業

三七診療所の患者を対象に調査した結果、国道四三号に面しない、翠ヶ丘町、親王塚町や茶屋之町などに患者が多く発生していることが把握できた。



6-29 子どものフロア

フロア名	主な内容
健康相談フロア	・内科の健康相談 ・歯の健康相談と歯磨き指導 ・お薬の相談
食生活フロア	・バランスの良い料理の実物展示 ・キノコご飯(試食コーナー)
健康づくりフロア	・食事指導と写真展示 ・エネルギー、水分量の計算と相談 ・血圧測定、骨密度測定 ・健康相談
子供のフロア	・エンジョイキッズ広場2005 ・親子体操・ファミリーヨガ
福祉のフロア	・からだバランスチェック ・介護予防トレーニング ・ハートフル福祉公社の事業紹介
すこやか講演フロア	・健康増進プログラム体力測定 ・肺がんについて ・アトピー性皮膚炎および化粧品かぶれなどの皮膚炎に対するステロイドの使い方

6-28 第26回あしや健康福祉フェア

平成二十一(二〇〇九)年では、子どもから高齢者まで生涯を楽しくすこやかに過ごせるよう、医師、歯科医師、歯科衛生士、薬剤師、看護師、保健師、栄養士など専門スタッフが協力している。いろいろな保健サービスを提供しており、市民の健康管理の正に中核となっている。

サービスの内容は市内の在住・在勤者のニーズに応じて年々きめ細かく、変更や追加がされてきた。さらに、生活習慣病の原因といわれているメタボリックシンドロームの予防についても健診や健康教育などを通して力を入れていく。平成二十一年の芦屋市保健センターの主な事業は「成人・老人保健事業」、「母子保健事業」そして「予防接種事業」であり、総合的な保健サービスが実施されている。

昭和五十六年の開設当時の保健サービスと比較してみると、時代のニーズの変遷がよくわかる(6・27)。

なお、昭和五十六年に芦屋市保健センターが開設されるから「あしや健康展」が、市民の健康を啓蒙する一環とし

相談	福祉・保健・介護などに関する相談
情報発信	福祉に関する情報、独自事業の展開、啓発活動
健康・リハビリ	健康増進や健康づくり、子どもの障がい機能訓練
活動拠点	福祉団体やボランティアなどのグループ活動
文化・交流	市民のふれあいや交流事業。障がいや認知症のある人への支援
子育て支援	子育て中の親子の相談、親子同士の交流・情報交換など
就労支援	障がいのある人が安心して就労できるための支援
介護サービス	高齢者等への包括的な介護サービス、ケアマネジメントの提供



6-30 保健福祉センター

6-31 保健福祉センターの8つの機能

て、毎年開催された。そして、市制五十周年（平成二年）には「あしや健康福祉フェア」と改名され、以降二六回（平成十八年）まで行なわれた。

ちなみに、第二六回「あしや健康福祉フェア」においては、「つなげよう健康習慣 次世代へ」をメインテーマに、あしや健康福祉フェア実行委員会の主催で、芦屋いずみ会、芦屋市医師会、芦屋市歯科医師会、芦屋市薬剤師会、芦屋栄養士会などの協力で、6・28・29の内容で十二月二日に芦屋市保健センターおよび芦屋市医師会医療センターで行なわれた。

また、市民から長年、待望されていた保健・福祉の総合的な拠点である、「芦屋市保健福祉センター」が平成二十二年七月に呉川町にオープンした（6・30）。同センターは「保健センター」・「福祉センター」・「歯科センター」の3つの施設で構成する複合施設で、同センターに八つの機能（6・31）があり、今後の本市の保健・福祉の拠点として

の役割が期待されている。

四 阪神・淡路大震災時の保健と健康

健康づくり対策の取り組み

震災直後、平成七（一九九五）年三月から入居が始まった仮設住宅は高齢者や

障がい者が多く占めた。不自由で、孤独な生活を余儀なくされる人、一人暮らしの中老年入居者、環境の変化によつて閉じこもりがちの人々へのよりきめ細かい援助が必要となった。そのために、市・県の保健婦を増員し、平成八年に、コミュニティ形成の場やボランティア活動の拠点として「ふれあいセンター」が市内に四か所（高浜南、高浜北、中央公園、呉川）建設された。各ふれあいセンターを拠点に保健婦が中心となり、栄養士、こちらのケアセンターの職員と協力して毎月定期的に相談を実施できるような保健活動をスタートさせた。

このような定期的に健康相談を実施することにより市民と市の職員や医療スタッフが接する機会や市民同士が助け合う機会が持てるようになった。なお、呉川町のあしや温泉は、仮設住宅に住む市民をはじめ、一般の被災者などの癒しの場として大きな役割を果たした。

また、平成八年、九年、十年と被災者の健康調査を市・県合同で三回実施して、新たな個別の要観察者を把握し対応を充実させていった。

その後、年四回（市が春と秋、県が夏と冬に担当）各シーズンに応じた健康情報を提供することを目的に「保健だより」を作成し各戸に配布し、健康的な生活をおくるための啓蒙を行なった。

震災後四年間の取り組み状況（平成八～十一年）

(1) 健康相談件数

仮設住宅や復興住宅への転居により、体やこころの調子を崩すことが多く、こうした環境の変化に対応するために、気軽に相談できるよう場所や雰囲気を変える工夫がされた。

平成八（一九九六）年度では本市・県あわせて実施回数一五四回、のべ参加者数一三二七人であった。以降、年を経るごとに減少し平成十一年度では四九回、五二四人であった。これらの実態が把握できたことにより、このような悩みを解決するため、保健・福祉・医療が連携し対応した。

(2) 訪問指導内容と指導件数

平成七年度は全戸訪問を行なったが、全世帯のうちの六割近くが何らかの健康問題を持っていた。そこで平成八年度からは要観察者などを中心に戸別訪問を行なった。

疾病別では、約半数が生活習慣病（高血圧症、心疾患、糖尿病など）であった。また、腰痛、関節痛など震災の後遺症を含む整形外科疾患や精神疾患、アルコール障害なども多かった。精神疾患は平成八年度（一九六件）から年を追って増え、平成十一年度では四八三件と大幅に増加した。

医療受診等健康管理状況については、戸別訪問したなかで約二〇％の人々が未受診であった。受診が困難や中断した人、受診しても服薬管理ができないなど自己管理の困難な被災者もいた。

(3) 巡回市民健康診査とその対応

平成八年から三年間の受診結果をみると、受診者合計三二四人中、検査では異常なしが三三人（一〇・五%）、栄養や運動などの面で継続的に指導が必要な人が一四九人（四七・五%）、治療を要する人が一三二人（四二・〇%）であり、約九割が異常ありという結果であった。

(4) 栄養相談

狭い仮設住宅のなかで「一口コンロと、狭い流しではなかなか調理する気がしない」などといわれる市民の声を聞くなかで、健康相談時には一鍋でできて簡単にバランスの取れたおいしい献立一から二品を試食として提供したり、献立のレシピを用意したりするなど市民の要望にできるだけこたえるようにした。

平成九年からはふれあいセンターからの要望で、料理教室を開催。また、平成十年からは公営住宅の住民を対象に、県と市のコミュニティプラザで月二回「ふれあい食事会」を開催した。

栄養相談の実施回数は市と県をあわせて平成八から十一年の四年間で二七五回、のべ参加者数は三七四七人であり、市民の栄養に対する関心の高さが伺われた。

(5) 被災世帯などでの健康調査の実施

健康調査は、平成八から十年度まで年一回実施された。方法は市と県の保健婦による面接および郵送または回収による回収を行なった。

被災者の心身の健康状態を把握するとともにその変化やニーズを確認し、健康的な生活を送っていくための生

単位：%

	一般住宅	復興住宅	仮設住宅
①健康意識	23.4	31.7	32.5
②こころの健康問題	16.3	14.3	19.1
③疾病の有無	49.5	55.9	63.8
④飲酒(KAST)	5.2	6.2	7.8

6-32 被災世帯等の健康調査結果
 (出典)『復興への歩み 阪神・淡路大震災
 芦屋市の記録Ⅱ』

活支援助策を検討する重要なデータが得られた。保健婦などによる援助が必要な被災者については、個々の状況に基づき家庭訪問や健康相談などできめ細かな支援を行なった。

この調査では、健康意識の改善、飲酒についても正常飲酒が増えるなど改善がみられたが、仮設住宅においては、逆に悪化傾向がみられた。

例えば、平成九年度の本市の調査結果は6・32のとおりである。

- ①健康意識については、あまり良くない、良くないを計上。
- ②こころの健康問題については、PTSS10（六点以上）を計上。PTSS10はPTSD（心的外傷後ストレス障害）の状況をみる指標。
- ③疾病の有無については、有りの数

④飲酒（KAST…久里浜式アルコール依存症スクリーニングテスト）については、KAST 0点以上を計上。

(6)精神保健福祉相談事業について

平成七年八月に震災後のこころのケア活動を目的に精神保健福祉相談事業として「あしやこころのケアセンター」が開設され、保健所と連動して活動を行なうことになった。震災初期のさまざまなストレス関連の症状がおさまった後も、住居の問題をはじめとする大きな生活の変化から、PTSD（心的外傷後ストレス障害）などの

- ・うつ状態（うつ気分、不眠、食欲不振、無気力、死にたい、など）
- ・不安、イライラ、恐怖、不眠
- ・受診不能に伴う医療機関の相談
- ・幻覚・妄想、支離滅裂、奇妙な言動など
- ・高齢者関係（認知障害、行動異常など）
- ・家族関係の問題
- ・暴力、粗暴行為、迷惑行為
- ・身体症状（下痢、便秘、だるい、疲れやすいなど）
- ・アルコール関連問題
- ・子どもの行動異常
- ・生活相談
- ・愚痴、話し相手、休息など
- ・壊れた家から出ない
- ・拒食
- ・過食
- ・てんかん発作
- ・強迫症状
- ・記憶喪失
- ・胎児について
- ・その他

6-33 あしやこころのケアセンター症別相談内容
 (出典)『阪神・淡路大震災 芦屋市の記録 95～'96』

こころのケアを必要とする被災者のフォローが重要視された。また、高齢者の閉じこもり予防や、安否確認、中高年者のアルコール関連問題への対応などの支援が求められた。

精神保健相談および訪問指導ののべ人数は平成八年、一六一一人、平成九年、一七三二人、平成十年、一七六〇人、平成十一年、一九三五人と年々増えていることは、こころの傷の深さを物語っている。

相談内容は、主症状別に整理すると6・33のとおりであった。このように「あしやこころのケアセンター」は地域住民の抱えている問題の把握とメンタルヘルスネットワークづくり、カウンセリングを中心とした活動、精神障がい者の社会復帰のための支援など大きな役割を果たした。

ケアハウス「浜風の家」の誕生

震災で両親を失った子どもは、一〇人（全体では五二八人）であった。震災で両親を失った子どもは、本市では一人（全体では一三人）、いずれかの親を失った子どもは、一〇人（全体では五二八人）であった。

震災で親を一瞬のうちに失った子どもたちのために今後、日常的・組織的・長期的にケアをしていく「場」が必要であると考えた作家藤本義一氏は、医師、建築士、報道関係者などとともに平成十一（一九九九）年、児童



6-34 浜風の家

第八節 医療の体制

健康に生きる、そして病気になった時は、いつでも、適切な医療機関で治療を受けることは市民が願うことであり、市民としての権利でもある。そのために、年代とともに変化する、市民の多様な医療ニーズや健康管理にこたえるために、さまざまな体制および施策を計画し、実施してきた。

厚生施設「浜風の家」(6・34)を浜風町に設立した。

「浜風の家」は、このころのケアをうたったユニークな福祉施設の誕生であり、開設した当初は利用者は少なかったが、地元説明会、マス・メディアへのPRなどにより、利用者は増えていき、このころのケアハウスとして定着している。

一・市立芦屋病院（以下市民病院という）の変遷

市民の健康を守る基幹医療施設として、市民病院がある。

市民病院は、医療水準の向上と、多様化・高度化する医療ニーズにこたえるために昭和二十七（一九五二）年に朝日ヶ丘町に開設された（6・35）。

当時は内科、外科と放射線科の三科、病床数四四床で診療を開始したが、のちに結核病棟、伝染病隔離病舎も開設された。その後、整備・改修工事を行ない、医療の充実を図り、昭和四十五年には病床数二四四床（一般一六一、結核八三）、内科、小児科、外科、産婦人科、放射線科、麻酔科、泌尿器科、歯科（口腔外科）などを擁する総合病院となった。また昭和五十年には眼科を開設した。

また、身近な生活圏における地域の人々の安心の拠り所となる場、仕組み、さらにそのネットワークの構築をめざして県は「地域安心拠点構想」を作成した。それには、かかりつけ医から患者の紹介を受ける専門医療機関としての基幹病院を、地域の医療関係者の総意を得て選定し、医療機関相互の連携を推進することが示されている。

市民病院では、この趣旨をふまえ、平成九（一九九七）年に院内に「地域連携室」を設置、開業医からの紹介患者の受け入れ、治療後の患者の開業医への送り出しを行ってきた。



6-35 開設当時

(開設当時=昭和27年)	(平成21年時)
<ul style="list-style-type: none"> ・病床数：44 ・診療科：内科、外科、放射線科 ・職員数： 	<ul style="list-style-type: none"> ・病床数：199 ・診療科：内科、腫瘍内科、小児科、外科、泌尿器科、産婦人科、歯科、眼科、耳鼻咽喉科、整形外科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、皮膚科など ・職員数：179人（医師25人） ・救急告示指定期間（内科、小児科） ・高度医療機器：CT、MRI など

6-36 市民病院の診療科の変遷

従来から、内科および小児科の二次救急（中等症から重症患者の救急医療）を行っていたが、救急指定告示は受けていなかった。地域の中核病院をめざす本院としては救急指定を受けるべく調整を進め、平成十年に、救急告示指定病院の指定を受け、休日、夜間の救急患者を受け入れ基幹病院としての役割を担ってきた。

ちなみに、平成十年の救急患者数は入院五七八人、外来三四六七人の合計四〇四五人。平成十一年は、入院五九五五人、外来四〇二〇人の合計四六一五人であった。

また、本院が地域の中核病院として位置づけられていることから、院内に応急医療に必要な医薬品および資器材などの備蓄を行なっている。

平成十四年には開設五十周年を迎えたが、構造的な赤字体質から脱却すべく「今後の市立芦屋病院あり方検討委員会」を設置、病院の規模、経営形態や運営について検討を加え、経営改善に取り組んできた。

平成十八年には芦屋薬剤師会とのタイアップにより、全面的に医薬分業になり、市民の健康管理体制が一層充実した。

一方では、新しい試みとして、平成十八年から病院の敷地内に歯科・口腔

外科および泌尿器科を芦屋メデイカルコミュニティ（院内開設診療所）として開設し、医療サービスの活性化を図った。

そのほか、震災後にはロビーに黄色いピアノを設置し、毎月マチネーコンサート（お昼の音楽会）を有志のボランティアが継続して行ない、病院を訪れる市民の癒しの場とした。また、市民に親しまれる、身近な病院をめざして、芦屋病院公開講座を開催してきた。

平成二十一年では、内科・腫瘍内科、小児科、外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、整形外科や放射線科や麻酔科などが開設されており、MRI（磁気共鳴断層撮影装置）など高度医療設備を持つ中核病院（病床数一九九床）となっている（6・36）。

二. 医療体制の移りかわり

本市の医療体制の変遷

市民の健康を守る医療体制として、市民の健康を日常的に支えているのが「芦屋市医師会」、「芦屋市歯科医師会」、「芦屋市薬剤師会」など、かかりつけ医、かかりつけ歯科医やかかりつけ薬局の地域医療体制である。

(1) 芦屋市医師会 大正八（一九一九年）年一二人の開業医で武庫郡医師会に所属したのが芦屋市医師会の原点である。



6-37 芦屋市医師会医療センター



6-38 芦屋市歯科医師会館

そして、昭和十六（一九四一）年に芦屋市医師会が発足した。平成二十（二〇〇八）年四月時点で A 会員（管理医師）一〇〇人、B 会員（勤務医師）六二人の合計一六二人となり、市民の「かかりつけ医」としてきめ細かい地域医療活動を展開してきた。

また、市民の健康に対する啓蒙活動の一環として、芦屋市と芦屋市医師会の共催で、昭和五十二年より実施している「健康大学」や「各種健康教室」は年々参加者が増えている。

設立五十周年を迎えた平成九年には、新しい芦屋市医師会医療センター（6・37）および休日応急診療所が公光町に完成し、市民のための医療、保健、福祉や生涯教育などの活動拠点となるものと期待されている。

(2) 芦屋市歯科医師会 芦屋市歯科医師会は昭和二十二（一九四七）年に新生兵庫県歯科医師会の設立を契機として旧武庫支部より独立した。当時の会員は二〇人程度であった。

昭和五十六年には芦屋市学校歯科医学会が創立、以降教育委員会や養護教諭との協議会が毎年行なわれ、学校歯科健診、歯科保健巡回指導など学校歯科保健充実のため活発に活動した。

また、毎年六月に、歯の衛生週間事業として、市民無料健診、歯の供養、小学二年生を対象としたフッ化物無料塗布、歯の健康フェスタなどを行なっている。

昭和六十一年には歯科医師会館が公光町に完成した。

昭和六十三年から各医院の輪番制で休日診療が開始され、さらに、同年、芦屋市保健センターの委託を受けて、在宅寝たきり老人の訪問診療を始めた。

(3) 芦屋市薬剤師会 芦屋市薬剤師会は昭和二十六（一九五二）年に設立された。平成十八（二〇〇六）年には、調剤薬局三七店などを中心に病院、診療所や歯科診療所と密接な連携を保ち市民の健康を支えている。

調剤薬局の主な業務である医療用医薬品の調剤や服薬指導などは、平成十八年に市立芦屋病院が全面医薬分業になり、薬の相談窓口として機能している。

また、芦屋市薬剤師会（兵庫県薬剤師会芦屋支部）は平成十三年に設立五十周年を迎えたがその間、休日応急診療所で医師会などと協力して対応したり、学校薬剤師会として、市立中学校・小学校・幼稚園二〇校園や県立高校三校を担当したり、給食衛生検査、飲料水・プール水質検査ほか、照度、空気ダニ検査などにおいて活動している。

本市の救急医療体制 救急医療については、基本的に症状の重さに応じて、医療機関を三段階に分類している。一次救急医療機関は軽症から中等症、二次は中等症から重症で入院や手術が必要な時、三次は重症から重篤で高度の医療が必要な時に対応している。

また、震災前から休日および夜間に発生する急患への第一次救急については、芦屋市医師会の協力を得て、昭和三十六（一九六一）年より在宅当番制により実施してきたが、初期救急医療体制の充実のため、平成九

区分	方式	備考
第1次	芦屋市立休日応急診療所 (内科・小児科) 在宅当番医制 特殊診療科目	・軽症～中等症の医療 ・日曜、祝日、年末年始の9～17時 ・耳鼻科、眼科については、休日のみ休日夜間急病診療所（尼崎医療センター）で実施 ・芦屋市薬剤師会も調剤薬局として対応
第2次	病院群輪番制	・中等症～重症者の医療 ・毎日24時間、毎日交代で当番病院が診療 ・芦屋、西宮、尼崎の3市での相互診療を実施
第3次	救命救急センター	・原則として1次からの転送を受け入れ ・重症～重篤者の医療 ・毎日24時間 ・阪神6市1町の広域で実施 ・原則として1次、2次からの転送の受け入れ ・運営協議会（県、6市、1町、兵庫医科大学）
歯科	休日歯科在宅当番医制	・応急処置 ・日曜、祝日、年末年始の9～12時

6-39 本市の救急医療の体制：平成20年

（一九九七）年十一月に休日応急診療所を公光町に開設し、内科、小児科については、日曜日、祝日、年末年始の急病患者の応急的な診療を行なうことが可能になった。運営においては、芦屋市医師会、芦屋市歯科医師会、芦屋市薬剤師会などが密接に連携している。

休日応急診療所の設置により、在宅当番医制よりも利用しやすくなって年々、受診者数が増加している。

この休日応急診療所は、災害時における地域救急医療の拠点としての機能も持っている。

その後、二次および三次の救急体制が徐々に近隣の市町と相互協力しながら整備されてきた。そのなかで、市民や医師会より、特に要望されたのは休日でも重病または重症患者を紹介・受診できる病院の存在であった。このため、昭和五十四年十月より、救急体制の整備が図られ、病院群輪番制方式による二次救急医療がスタートし、三次救急医療体制についても兵庫医科大学を設置主体とした救命救急センターが完成した。これにより一次から三次

までの救急医療体制が整備された。なお、平成二十年の救急医療体制は6・39のとおり。

市民病院では、昭和五十六年に小児科において、また、昭和六十一年に内科において二次救急がスタートした。

三、阪神・淡路大震災時の医療と健康

平成七（一九九五）年一月十七日の阪神・淡路大震災により本市も筆舌に尽くしがたい被害を受けたが、その災害応急活動がはからずも大きな教訓と経験になった。

地震発生直後に市の助役が、芦屋市医師会長に市災害対策本部への参加を要請し、六時三〇分頃に医師会長が市役所に到着した。医師会長、消防長や市関係者は直ちに救護所の設置を決定、午前七時三〇分に、芦屋市医師会の協力のもとに、精道小学校に救護所を設置した。その後医療関係者の協力を得ながら医科五か所、歯科一か所、精神科一か所の救護所を開設し、救急医療に対応した。

震災当日は重傷者も多く、次々と救護所に来たので、二四時間体制をとった。応急処置に追われ十分な対応はできなかったが、スタッフは保健センターに出勤した者が中心となり、その他避難所に避難してきた人のなかから医師や看護婦の免許のある者も参加して医療活動を行なった。

救護所は市内の医療機関が順次再開されてきた三月末まで続けられた。

震災当日から約二か月半で、医科五か所で一万二七四三人、歯科一か所で一八五人、精神科一か所で四〇六人

と多くの市民が怪我や病気の治療を受けることができた。

また、市内の医療機関の救護所に並行して、京都府医療支援団、陸上自衛隊、日本赤十字社、姫路市医師会、福井県医療チーム、岡山班、三重班などの支援も受けた。

救護所の設置に続いて、避難所における傷病者のために、医師と看護婦などで編成したチームで一月二十日から、また、三月からは医師会の医師と保健センターの保健婦チームを編成して巡回診療を行なった。あわせて、巡回リハビリや避難所への看護婦の配置などを行なった。

また、保健センターや保健所および他府県からの応援の保健婦、看護婦などにより避難所の巡回健康相談、家庭への訪問を開始した。

さらに、避難所の実態調査を手分けして行ない（保健、福祉、医療）、高齢者、乳幼児、障がい者など全数調査により要援護者を把握した。これにより、保健、福祉、医療の連携が図られたことは大きな収穫であった。

震災後の「こころのケア」対策としては、震災直後に芦屋保健所に精神科救護所が開設されたが、市内二か所で「こころの健康相談」を実施した。

医療・保健活動体制については、災害対策本部に医師会から三人の医師が常駐し電話による情報連絡体制を組んだ。

救急医療物資は、市民病院からの補給および県の救援医薬品集積センターから補給された。

また、医薬品の管理および整理については芦屋市薬剤師会の協力を得た。

市民病院は建物、設備については大きな損傷もなく病院として必要最低限の機能が確保できていた。このため、震災発生の直後から病院の職員が総出で救急医療にあたった。また、京都府や大阪市などの医療団の応援もあった。

震災当日、当直医三人が対応し、出勤できた医師四人の計七人が診療にあたった。また、市内在住の医師や京都府や阪大などの医師の応援派遣も得ることができた。看護婦については、看護婦寮の職員全員が非常招集され救急処置にあたった。

また、殺到する外傷患者の臨時の診療場所として、外来棟正面ロビーに総合救急外来を設置し、二十三日まで対応した。

入院ベットが不足したため、外来棟待合ホール、北病棟デイルーム、リハビリ訓練室を仮病棟とした。一月十七から二十四日の八日間の来院患者数は合計六二一人であった。

転帰の内訳は死亡五〇人、帰宅二三四人、転院三六人、入院三〇一人であり、震災当日の十七日は合計三二二人となっている。

このように、市内の病院、地元医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護婦会、保健所などの自主的で、積極的な協力と連携はもとより、全国からの各団体の温かい支援は将来の災害医療対策面での貴重な力となり、はからずも今後の有事に活かせる大きな教訓となった。

第九節 保育所と子育て支援

一．保育所の設立とその推移

女性が特に社会に進出するようになったのは、昭和四十五（一九七〇）年頃からであり、働く女性の増加と共に子育てに必要な子どもを預ける場所の確保が必要とされたのもこの時期であった。本市では保育所設置の需要

が全国的に最も高かった昭和五十年前後に公立が三か所、私立が二か所設立された。

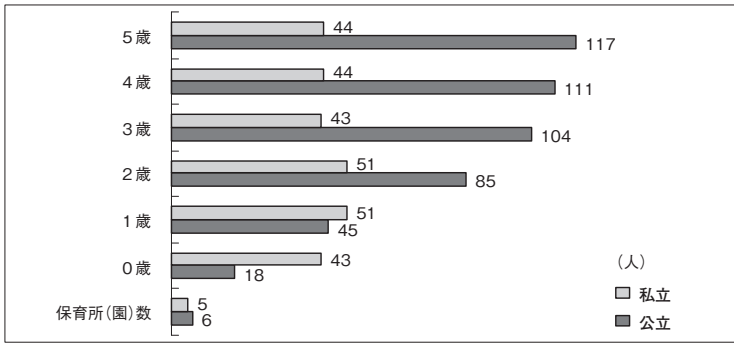
本市における保育所の歴史は、昭和二十七年八月に打出保育所が公立初として誕生した。その後、公立保育所は昭和三十四年四月には大東保育所、昭和四十八年九月に精道保育所、昭和五十三年十月岩園保育所、昭和五十四年五月緑保育所、昭和五十七年四月新浜保育所と次々に認可されていった。

私立保育園では、はこぶね保育園が昭和二十六年九月に（昭和四十七年三月に閉園）初めて開園され、平成十九年までに五か所が設立認可されてきた（6・40）。

平成十九（二〇〇七）年度の公立私立の施設数および年齢別児童定数の内訳は以下のとおりである（6・41）。合計七五六名の乳幼児が保育を受けている。本市

保育所	認可年月	保育所	認可年月		
公立	精道	昭和48年 9月	私立	さくら	昭和52年 4月
	打出	昭和27年 8月		芦屋こぼと	昭和51年11月
	大東	昭和34年 4月		あゆみ	平成14年 4月
	岩園	昭和53年10月		浜風夢	平成17年10月
	緑	昭和54年 5月		山手夢	平成19年 4月
	新浜	昭和57年 4月			

6-40 本市保育所（園）の定数



6-41 公私保育所（園）および園児定数内訳
 (資料)「芦屋の福祉」「芦屋の保健福祉」

の保育所は平成十九年四月時点で、公立保育所が六か所、私立保育所五か所計一一か所である。

二・ 三歳未満児の増加…赤ちゃんホームから乳児保育へ

乳児保育は、仕事と子育てを両立したいと考えている女性にとって切実な願いである。平成十七（二〇〇五）年四月には「次世代育成支援対策推進法」が施行された。さらに国は平成十九年十二月に「ワーク・ライフバランス憲章」を策定した。その施策は仕事と子育ての両立を願う家庭にとって大切なことに国が目を向けたことになる。

しかし、こうした生活と仕事の調和が大切であるといった声や要望は、それ以前から存在していた。保育所設立を求める声は、昭和四十年代から女性が働き続け安心して子どもを預け育てることができるとして居住地に近い場所の乳児保育所の声が年々高まっていたのである。

国は昭和四十三（一九六八）年には、社会情勢の変化から夫婦稼働世帯の増加と核家族化の影響による乳幼児の保育希望に対処するた

め、保育所乳児施設を増設した。それでも対応できないため、一つの対策として私設赤ちゃんホームに助成金を出して乳児を紹介している。昭和四十四年、公立保育所の定員増加や、赤ちゃんホームの助成を増額し、保育希望者への対応を実施していった。

本市における乳児保育は、認可される以前から赤ちゃんホームとして既に保育が実施されてきた。芦屋こぼと保育園は昭和四十四年、さくら保育園が昭和四十七年、あゆみ保育園が昭和四十三年より実施しており、これらの保育園三か園は昭和五十年代以後に認可された私立保育園（6・40）として新たに出発をしている。

公立保育所では、昭和四十四年、乳児保育希望者の増加に伴って乳児室の増築をした。そうしたことにより、公立保育所では、これまで受け入れをしていなかった離乳期以後の乳児の定員数の改正が行なわれた。打出保育所では昭和四十六年四月より二歳未満児は一〇名から二五名へ、二歳以上児は五〇名から六五名へと定員増を行ない、保育所全体では六〇名定員を九〇名定員として三〇名増となった。公立保育所では、開所と同時に乳児保育を実施したのは精道保育所で昭和四十八年九月に誕生した。

三、楽しい地域社会づくりと次世代育成支援

国による子育て支援対策と芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画 平成十一（一九九九）年十二月、大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治六大臣の合意により、「少子化対策推進基本方針」が定められ、これまでのエンゼルプランに引き続き、新エンゼルプランとして「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画につい

て」(二〇〇〇～二〇〇四年度)が策定され実施されるに至った。

新エンゼルプランは、保育では待機児童解消、保健医療体制の充実、地域や学校の環境づくり、仕事と子育て両立のための雇用環境整備と支援などが盛り込まれた。

しかし、平成十七年度の合計特殊出生率は一・二五となり出生率は急速に低下し、少子化はさらに進んだ。そのため、国は次世代育成支援施策の強化を行ない、「次世代育成支援対策推進法」、「少子化社会対策基本法」を制定した。

前述のエンゼルプラン、新エンゼルプランが保育や子どもの問題が中心であったのに対して、続く次世代育成支援施策では五カ年計画において国全体で「子どもを生み、育てることに喜びを感じるができる社会」をめざすものであり、若者の自立や共働き家庭の親への積極的な支援等も盛り込まれたものであった。

厚生労働白書(平成十八年)では少子化の背景を次のとおり指摘している。

- (1) 長時間労働の風潮が根強いなど、働き方の見直しに関する取り組みが進んでいない。
- (2) 保育所待機児童がまだ存在するなど、子育て支援サービスがどこでも十分に行き渡っている状況にはなっていないこと。

(3) 若者が社会的・経済的に自立し、家庭を築くことが難しい状況となっていること。

以上のことから、次世代育成支援対策に向けた施策として、①仕事と家庭の両立と働き方の見直し、②地域の子育て支援、③保育、④児童虐待防止対策など子どもの保護・支援の充実と配偶者からの暴力への対策の充実、



6-42 芦屋市次世代育成支援対策推進法行動計画期間

⑤母子家庭等ひとり親家庭への支援、⑥母子保健施策の推進（食育を含む）、⑦経済的支援の七項目をあげている。

このような国による少子化対策推進基本方針のプランを受けて、平成十一年十月、本市では「芦屋市児童健全育成計画（エンゼルプラン）」推進本部設置要綱が策定された。さらにその後、国の次世代育成支援施策を受けて、「芦屋市児童健全育成計画（エンゼルプラン）」は、新たに策定された「芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画」に吸収された。本推進行動計画は、平成十七年から平成二十六年を目標として平成十七から二十一年度までを前期計画、平成二十一年に見直しを行ない、平成二十二から二十六年度までを後期計画としている（6・42）。

市における保育施設と保育ニーズ 保育行政では、待機児童の解消、民間活力を活用した新たな保育所の設置、市立保育所の民営化などを今後の具体的な検討課題とした。

特に平成十三（二〇〇二）年度以降の入所率は一〇〇%を満たし定数を超えた受け入れとなっている。待機児童も増加し、平成十五年度には一〇〇人を超えた。特別保育事業などでは、乳児保育が三か月児からの受け入れをしている。受け入れは六か所で実施、障がい児保育は九か所で、通常保育時間外の一八時から

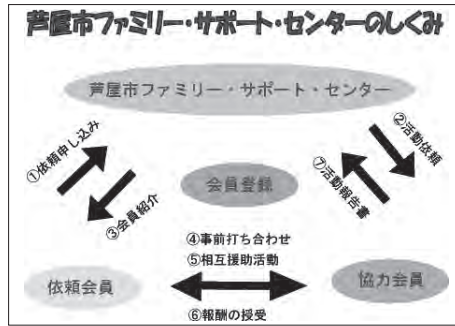
一九時までの延長保育は全保育施設九か所で実施されている。

また、これまで実施されてきた事業のうち、子育て支援に関する市民アンケート調査から、ニーズが高いと感じられたこととして、一時保育・延長保育の充実などがあげられている。一時保育は、緊急時や不定期的に保育を必要とする児童を受け入れるために平成十一年度より一か所で実施している。

このように本市では、少子化傾向対策として子育て支援を充実させてきた。しかし、保育に対するニーズは年々高まりその内容においても変化がみられる。例えば「休日の保育ニーズ（二〇・九％）」、「病気の回復期に必要な医療機関の専用スペースニーズ（二九・〇％）」、「保護者のリフレッシュニーズ（六五・五％）」などの希望があり、預ける場所は八〇・九％の人が保育施設を希望している（芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画（前期））。

地域の子育て支援の拠点としての保育施設 地域の子どもたちとその保護者を対象とした子育て支援の場としては、公立保育所における園庭開放、体験保育、子育て広場などを実施、保育フェスティバルは年に一回開催されてきた。

平成二十一（二〇〇九）年十二月に出された第四次芦屋市総合計画基本構想素案（四次芦屋市総合計画素案作成市民会議）では、「就学前の子育て」施策の内容のなかで、「芦屋の子育て環境は、さまざまな立場の家庭がいつでも気軽に安心して利用できる場がある」ことを冒頭に提言し、十年後の実現に向けたイメージをあげている。具体的な施策として、市の電話相談や直接訪問、地域コミュニティ、ソーシャルワーカーの養成・派遣、子育て



6-43 芦屋市ファミリー・サポート・センターの仕組み
芦屋市社会福祉協議会ホームページ

きた。

ファミリー・サポート・センターでは、子育ての援助を「依頼したい人」と「協力をしたい人」が会員となつて相互に援助しあう仕組みとなっている。

四．阪神・淡路大震災と保育事業

家庭の被災状況および保育所（園）の被害状況 平成七（一九九五）年一月十七日に起きた阪神・淡路大震

てヘルパー制度の導入、高齢者や父親などの子育て参加と人材活用、ホームページその他における情報提供などがあげられている。これらの素案には、地域における温かいまなざしのもとでの支援、すべての人たちの協力共同のなかで子ども達がすこやかに育つことを願っていることが感じられる。

ファミリー・サポート・センター事業と子育て支援 平成十五

（二〇〇三）年度には子育て支援の一環としてファミリー・サポート・センター事業（6・43）や市民参加の子育て支援連絡会や児童虐待防止連絡会を設置することで、地域社会全体で子育て支援に向かう市の姿勢を示し、ネットワークの強化を図ることを方針として打ち出して

保育所	定数	措置数		死亡者		全・半壊	一部損壊	応急仮設住宅入居
		1月17日	4月1日	子ども	保護者			
精道	90	80	66	5	5	32	20	10
打出	90	77	66	0	0	20	21	9
大東	60	46	33	0	0	17	9	4
岩園	60	46	44	0	0	11	12	3
緑	80	72	56	0	0	33	21	3
新浜	100	75	61	0		24	13	7
合計	480	396	326	5	5	137	96	36

6-44 被災した児童・家族の状況
 (出典)『阪神・淡路大震災 芦屋市の記録 '95～'96』

災は、子どもや家庭にとって多大な打撃を与え心身ともに影響を与えた。当時保育所(園)は九か所あったが、そのなかで市立精道保育所に在籍していた一歳児二人、二歳児から五歳児がそれぞれ一人ずつ計六人の子どもが犠牲となった。六人のなかにはマンション倒壊で兄弟両親と共に亡くなった子どももいた。

被災した児童や家庭の状況、保育所(園)の被災状況は6・44・45のとおりである。

保育の再開と芦屋市震災復興計画

保育の再開は、交通機関の復旧とともに必要とされてきた。職場復帰を要請されて開所(園)を望む声や、震災後の復旧などでの入所希望、緊急を要する人のためにも、保育の開始要請の声は高まっていた。

しかし、市全体で、救護・復旧活動にあたらなければならないため要員が少なく、ライフラインがストップしたままで給食ができないため、簡易保育として二月一日から順次再開し、四月一日から通常保育が再開された。

平成七(一九九五)年七月に「芦屋市震災復興計画」が策定され、保

保育所	
精道	ガラス割れ、西塀倒壊、給排水設備寸断、柱にクラック、暖房機器損傷 プールクラック
打出	給排水設備寸断、土間クラック、空調機損傷、暖房機器損傷
大東	渡り廊下一部損傷、給排水設備寸断、運動場地割れ、南門付近陥没
岩園	給排水設備損傷、石垣隙間、土間沈下、厨房排水沈下、運動場地割れ 北出口アプローチスロープ損傷
緑	運動場地割れ、アプローチ損傷、厨房機器損傷、給排水設備損傷、壁ク ラック
新浜	玄関アプローチ土間損傷、運動場地割れ、U字溝損壊、給排水設備寸断

※被害総額 約 2,300 万円

6-45 保育所（園）の被災状況
 （出典）『阪神・淡路大震災 芦屋市の記録 '95～'96』

育事業では社会福祉制度の充実として、非定型保育サービスや緊急保育サービスなどの「一時的保育」および「延長保育の拡充」を重点項目としている。なかでも、保護者の勤務時間や勤務場所などの事情により、やむを得ず延長保育を希望した場合は、全保育所で午後七時までの延長保育を行なった。

さらに同じく平成七年、打出保育所、大東保育所、岩園保育所、新浜保育所において、保育所震災復旧事業として、改修および設備工事、精道保育所では復旧工事を進めた。さらに平成八から十四年度にかけて全保育所の内外装工事を中心に子ども達が暮らしやすい保育環境の整備を行なった。

保育環境の整備が進むとともに、被災児童の心のケアを行なうことも重要な状況にあった。そこで、平成七年二月から平成八年三月まで、毎週月曜日に専門家の協力のもと、絵画表現による精神的ケアを打出保育所で、平成八年九月から平成九年一月まで西宮児童相談所による心のケアが行なわれた。

平成九年には、犠牲になった子どもたちの追悼の碑が精道保育所園庭に

建立され、その死や震災が風化されないように、毎年一月十七日には慰霊祭が続けられている。

そして、今後は時を経て慰霊祭による犠牲者への鎮魂とともに、次世代へと語り継ぐ啓蒙が求められる。

第七章 文化政策の深まり 文化活動の高まり

第一節 芦屋文化の特徴

一 阪神間モダニズム文化の拠点

モダニズム文化の形成 いわゆる阪神間は、明治末期から大正期、昭和期を通じて、阪神・阪急など電鉄会社による住宅地開発が行なわれ、発展してきた地域である。地元有力者の手による私立学校の創設や病院の建設など、生活文化圏としての基盤が早くから整備され、交通網の充実に伴って、沿線には人々の暮らしに「夢」を与えるような施設が建ち並んでいった。それらは、例えば、球場、遊園地、美術館、ホテルなどであり、独自の地域文化を創出する文化創造空間、住宅都市空間として発展していった。

本市においても、鉄道・道路・住宅開発などハード面における基盤整備のみならず、趣味・ファッション・食文化など生活文化の醸成が住宅都市・芦屋の発展をもたらし、質の高い生活文化圏を形成してきたといえる。

「阪神間モダニズム文化」と呼ばれる際の「阪神間」とは、大阪と神戸に挟まれた、六甲山を背景とする地域をさし、現在の行政区域でいえば、武庫川以西の西宮市、芦屋市、そして神戸市東部までを含めた地域をさす。

これらの地域は、明治政府が推進した近代化政策を背景に交通網の整備がなされ、主に大阪の企業家たちの別

荘・豪邸が建てられたことから、当初は住宅地というよりはむしろ、風光明媚な別荘地として発展してきた。

阪神間モダニズム文化の特徴を明らかにするには、本市の東西に隣接する大阪、神戸という二つの都市に言及しなければならぬ。江戸時代からの伝統的な上方文化を守りつつ発展してきた商都・大阪は、産業化が進み、西日本における経済活動の拠点となる。他方、神戸では、開港後、外国人居留地を舞台に貿易が開始され、多文化共生都市として独自の発展をみる。したがって、このような特徴をもつ大阪と神戸との間に位置する阪神間は、伝統と革新、日本と西洋が微妙に交錯しながら独自の都市発展を遂げ、新しいライフスタイルが築き上げられた地域であるといえることができる。時期的にみると、一九二〇年代から三〇年代にかけて、阪神間では新たに住宅地が次々に開発された。同時に、人々の暮らしのなかでしだいに西洋文化が浸透し、食文化やファッションにおける変化がみられるようになった。ゴルフやテニスなど近代スポーツも広まり、人々のライフスタイルが大きな変化を遂げていく時期でもあったといえる。

以上の点から、阪神間モダニズムとは、明治後期から大正期を経て、太平洋戦争直前の昭和十五年頃までの期間において、阪神間の人々のライフスタイルを形成し、地域の発展に影響を与えてきた文化現象であり、その後もこれを基礎にして現在に至るまで、さまざまな面でこの地域の人々の生活の特徴づけてきたものであると定義することができる。

鉄道敷設と阪神間地域の歴史的発展

本市を含めた阪神間地域の都市発展に重要な役割を果たしたのが、交通網の充実である。明治前期、急速な工業化の進展を背景に、国内におけるインフラ整備が急ピッチで進められ

る。官営鉄道（現JR）は、明治七（一八七四）年五月十一日、大阪―神戸間の路線（現JR神戸線）を開通させ、約三三キロ離れた二つの都市は、七〇分で結ばれることになった。ついで開通したのは、私鉄の阪神電気鉄道（以下、阪神電鉄と略す）である。明治三十八年、阪神電鉄は、大阪・出入橋―神戸・三宮間を九〇分で結ぶ路線（現阪神本線）を開通させ、阪神間の最も海岸寄りの平野部の町村・集落をつなぎながら走った。それについて、明治四十三年に梅田―宝塚、石橋―箕面の路線を開通させたのが、箕面有馬電気軌道（のちの阪神急行電気鉄道。以下、阪急電鉄と略す）である。大正九（一九二〇）年、大阪・梅田―神戸・上筒井間（現阪急神戸線）が開通し、阪急電鉄は、阪神間の最も北寄りの山麓を走ることとなる。これらの鉄道開発によって、阪神間には、官営鉄道・阪神・阪急の三本の鉄道が敷設され、昭和期に入ると、主要な駅を結ぶ交通アクセスがさらに充実し、阪神間における都市機能の集積が進んだ。

交通アクセスが整備されたことは、阪神間への人口集中に拍車をかけた。その要因として、隣接する大阪の住環境悪化があげられる。急速な工業化と都市化が進展しつづつあった大阪では、大気汚染・騒音・水質汚濁などの深刻な公害が発生し、このような生活環境の悪化を背景に、各電鉄会社は阪神間における住宅地開発を積極的に展開した。

田園生活のすすめ 阪神間において阪神・阪急の両電鉄会社がめざした住宅開発戦略のキーワードは、「緑」、「郊外」、「健康」であった。温暖な瀬戸内海式気候に属し、緑が濃く、自然環境にも恵まれた阪神間地域は、住環境の要件を十分に満たしていた。六甲山から流れ出る中小の河川は多様な親水空間を創出し、人々の生

活に癒しや憩いを与えている。本市においても、緑豊かな六甲山系を背景に流れる芦屋川がまちの景観を形成し、市民の暮らしに潤いをもたらしている。

阪神間の地域イメージの確立には、阪神・阪急など大手電鉄会社が手がけた郊外住宅地の形成が大きく影響している。阪神間は、大阪の企業家、財界人たちの別荘地として開発されたことに端を発するが、先にふれた大阪市周辺の住環境悪化や郊外への人口流出によって、本格的な住宅地開発が行なわれるようになった。「健康な田園生活」を提唱した郊外住宅地開発は、わが国においてはきわめて早い段階で進められたものであり、澄んだ空気と清らかな水に恵まれた良好な住環境を創出・維持してきたことが、阪神間のイメージアップに大きく貢献したといえる。

本市においては、昭和四（一九二九）年、土地区画整理の認可を受けて、剣谷国有林の払い下げにより、六麓荘の住宅開発が進められた。電鉄会社による沿線住宅地開発とは異なり、六麓荘は、内藤爲三郎や森本喜太郎など大阪の富商によって開発された。「六麓荘住宅地案内」には、「地に空に不安愈々加はる近代都市生活より脱して、一家族を不衛生極まる煤煙と塵埃との中より救はんが爲、健康安住地を需めらるゝ諸賢は、是非理想の住宅地六麓荘を一度御來觀賜り・・」とあり、住環境が悪化した大阪など大都市からの移住を提唱し、自然豊かな郊外生活を勧めている。

阪神間モダニズム文化の拠点―芦屋文化の創造

阪神間モダニズム文化の形成には、六甲山系の緑を背に広がる恵まれた自然環境、関西の財界人らが邸宅を構える契機となった別荘地開発や電鉄会社を中心となって行な

われてきた沿線住宅地開発、それに加え富商による六麓荘住宅開発、さらには、近代という時代がもたらした娯楽や近代スポーツの浸透による人々のライフスタイルの変化などが、重層的に深く関わっている。

芦屋文化の特徴についていえば、歴史的・地域の特徴をもつ阪神間地域に作家や芸術家らが移住し、文学作品、美術作品などが創出された。それらが芦屋の地域文化として表象されることによって住む人々の暮らしに影響を与え、芦屋という都市の文化性が定着・深化してきた。

また、阪神間モダニズムを規定する要因として指摘しておきたいのは、限定された「時代性」と「地域性」である。この「時代性」と「地域性」が生み出す異なった概念―伝統とモダン、保守と革新などの対立概念が交錯し、時には調和的に共存しながら、あるひとつの文化的傾向―阪神間モダニズムを創出してきた。

本市は、すでに述べたように商都・大阪と多文化共生都市・神戸に挟まれ、独自の生活文化圏を形成してきた地域である。良好な住環境、交通アクセスの良さ、歴史遺産や芸術作品にみる文化都市としての層の厚さ、これら三つの要素が複合して、クオリティの高い芦屋文化を創造し、阪神間モダニズム文化の拠点として発展してきた。

二．芦屋文化の形成

戦後の発展と文化形成

本市は時代が異なるごとに多様な歴史的特徴を刻みながら、住宅都市として発展してきた。その歴史性・地域性を認識することは、地域文化を醸成していくうえでもきわめて重要であろう。本市

が有する歴史的・地理的特質は、戦後の復興期においても引き継がれていくこととなる。

戦後まもない昭和二十六（一九五二）年三月、地方自治特別法として「芦屋国際文化住宅都市建設法」が公布される。この法律は第九臨時国会において自由・民主・社会の各党議員連署で、議員提出法案として提案され、前年の昭和二十五年十二月四から六日にかけて衆・参両議院で審議され、可決、成立した。昭和二十六年二月には憲法の規定に基づき、住民投票が行なわれ、住民の大多数の賛成をもって三月三日に公布された。そのなかでは、「芦屋市が国際文化の立場から見て恵まれた環境にあり、且つ、住宅都市としてすぐれた立地条件を有していることにかんがみて、同市を国際文化住宅都市として外国人の居住にも適合するように建設し、外客の誘致、ことにその定住を図り、わが国の文化観光資源の利用開発に資し、もつて国際文化の向上と経済復興に寄与すること」が述べられており、本市のまちづくりにおける基本理念となった。こうして、恵まれた歴史的・地理的環境を基礎に、本市は住宅都市を標榜していくことになる。

さらに、昭和三十九年五月三日、「芦屋市民憲章」が制定される。その内容は、①わたくしたち芦屋市民は文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう、②わたくしたち芦屋市民は自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう、③わたくしたち芦屋市民は青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう、④わたくしたち芦屋市民は健康で明るく幸福なまちをつくりましょう、⑤わたくしたち芦屋市民は災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう、の五項目から成り立っている。

総合文化政策と阪神・淡路大震災 この特別法の理念や市民憲章の内容をベースとして、昭和四十六年十二

月には「芦屋市総合計画」が策定され、自然の美・人工の美・人間の美という「三つの美」が調和する住宅都市の建設が基本目標に掲げられ、品格と風格のあるまちづくりが進められていった。その後も、この総合計画をさらに充実・発展させるため、昭和六十一年三月には「芦屋市新総合計画」が策定され、国際文化住宅都市としての芦屋をさらに充実させるための積極的な取り組みがなされてきた。

しかし、そのような取り組みのさなか、平成七（一九九五）年一月十七日未明におこった阪神・淡路大震災によって本市は甚大な被害を受け、築き上げてきたまちの財産が一瞬にして失われることとなった。震災は、隣接する神戸市と同様、山と海に挟まれた美しい芦屋のまちを直撃し、多数の尊い市民の生命を奪い、住宅や公共施設に壊滅的な被害を与えた。未曾有の震災から半年後、震災の傷が未だ癒えぬなか、平成七年七月、快適で安心なまちづくりを目標として「芦屋市震災復興計画」が策定され、本市は本格的な復旧・復興に取り組むこととなった。

その後、本市では持続可能な成熟都市をめざすとともに、震災の教訓をふまえ、将来に向けたさまざまな地域課題に対応するため、「第三次芦屋市総合計画」を平成十三年に策定した。五年の計画期間が終了し、折り返し点である平成十八年三月、社会情勢や本市を取り巻く状況の変化、施策の進捗や新たに策定された課題別計画をまちづくりで反映するため、基本計画の見直しを行ない、「第三次芦屋市総合計画」の後期基本計画を策定した。後期基本計画において、その基本構想である、まちづくりの目標の一つにあげられているのが「人と文化を育てるまちづくり」である。市民の手による芦屋文化の醸成・創生への支援や、各種団体間のネットワーク構築など、

行政が地域活動と連携して市民文化の育成を図り、芦屋文化を醸成させていくことがめざされている（総合計画については第三節で詳述）。

第二節 文化施設の充実

一・文化施設の開館相次ぐ

市民文化の育成 一九七〇年代の十年間は、本市における社会教育施設の建設が財政難のなか、着々と整備され、八十年代の発展を期した基盤づくりが行なわれた時期であった。既に述べたように、本市では昭和四十七年、「芦屋市総合計画」を策定した。この「基本構想」第一章にうたわれた「豊かな人間性と文化をはぐくむ健康なまち」のねらいは、物質的豊かさだけを追求するのではなく、優れた自然環境に恵まれた芦屋という地で市民が連携し、まちを愛し、新しいコミュニティの構築をめざして、人間的な豊かさを深めていこうとするところにある。こうした基本構想を受けて、本市の社会教育行政においては、市民の生活文化・社会性の向上を目標としてさまざまな施策を実施してきた。「市民一人ひとりがまちの文化を創り出していく」という観点から、本市では、早くから「市民文化の育成」を目標に、施策を展開してきた。

その施策の方向性としては、①先人の残した数々の文化遺産を守り、継承していくこと、②現在のわれわれが

主体的な文化活動を進めること、の二つがあげられる。地域の文化遺産を「保存・継承」することと、そして、地域から「新しい文化を発信」すること―この二つの文化活動を市民文化育成の柱として、本市では、昭和四十年代以降、数々の文化施設の整備・拡充を進めてきた。

二：市民センター

ルナ・ホールの開館

本市では、教育・文化に対する市民の関心や熱意が強く、さまざまな文化施設の充実
は、地域文化・市民文化の醸成に重要な役割を果たしてきた。本市の社会教育活動の中核である公民館は、昭和



7-1 ルナ・ホール

二十八（一九五三）年四月一日、川西町にある教育委員会事務局内に設置・開館された。その後、昭和二十九年三月一日、市立図書館が打出小槌町に移転したあとを受け、前田町の仏教会館三階に移転した。その後、第一期工事として、昭和三十八年十一月に市民会館（三階建て）が完成すると、公民館はここに併置されることとなった。その後、第二期工事として市民会館の四階が増築（昭和四十三年七月完成）され、さらに第三期工事として昭和四十五年二月、市民会館大ホール（愛称「ルナ・ホール」）が完成した（7・1）。昭和五十年四月には、公民館、福祉会館、老人福祉会館の三施設が入る別館が完成し、これらの文化施設は「市民センター」として統合される



7-2 市民センター

こととなった（7・2）。

生涯学習社会の到来を反映し、市民のルナ・ホール利用は安定的に推移している（7・3）。施設・設備面では、ルナ・ホールを含む市民会館全体で年次計画的な改良・改修が進められてきたが、なかでも昭和六十二年度事業であったホールの音響改修工事は好結果を生み、改修後はクラシック音楽の演奏会などが大幅に増加し、市民文化の向上に大きく寄与している。

阪神・淡路大震災後の復興 平成七年に起こった震災では、本館とホールをつなぐ渡り廊下が全壊し、壊滅的な打撃を受けた。別館大広間は市民の避難場所として開放され、地下駐車場は罹災証明の発行場所として活用され、避難場所として開放され、地下駐車場は罹災証明の発行場所として活用された。平成七年九月には別館の一部も使用可能となったが、仮設住宅の建設に時間を要したため、本館は最後まで統括避難所として使用された。復旧工事が進み、本館業務の一部が再開したのは震災から一年半が経過した平成八年六月のことであった。ルナ・ホールの復旧にはさらにその後一年を要し、復旧工事を終えてルナ・ホールがリニューアルオープンしたのは、震災から二年半後の平成九年七月のことであった。これによって、震災で絶たれていた市民文化活動・生涯学習活動が再び力強く復興していくこととなった。

事業面をみると、ルナ・ホールの自主事業として定着している市民寄席では古典落語を中心にほぼ毎回五〇〇名前後の入場者があるほか、演劇やクラシック、ジャズコンサートなどを開催し、市民文化の醸成に大

(単位：件)

区分	昭和55年度	昭和60年度	平成元年度	平成6年度	平成10年度	平成15年度	平成19年度
市民会館 本館	4614	5207	5578	5322	5476	7031	7155
大ホール	423	456	539	511	444	465	528
小ホール	363	556	562	465	561	629	536

7-3 市民会館の利用状況 (資料)「市事務報告書」

きく寄与している。なかでも、世代を超えて楽しめる「ルナ・ホール名画鑑賞会」は多数の入場者を集め、また、「芦屋市民文化祭」(文化振興財団に移管後は「市民ステージ・市民ギャラリー」に名称変更)では、舞踊やコンサート会場としての役割だけではなく、書道・華道・茶道、そのほかの文化活動を市民が発表・展示する「場」としての機能も果たしてきた。

「市民ステージ・市民ギャラリー」を含む多くのルナ・ホール事業は平成十七年度文化振興財団解散後再び市の主催事業として継続実施されている。

三、新図書館の開館

新図書館構想 昭和二十四(一九四九)年五月、前田町に開館した市立図書館は、昭和二十九年二月、打出小槌町三番地に移転した。その後、利用者数・蔵書冊数もしだいに増加するなかで、書庫・開架室・閲覧室ともにその収容能力が限界に近づき、昭和五十年代に入ると図書館内だけで蔵書を収容することが困難な状況になった。そこで、こうした状況を打開するために、新館建設の要望が高まってきた。その背景には、市民の文化施設充実への熱望や読書意欲の高まりがある。新館建設の要望が高まるなか、昭和五十五年五月十日、「芦屋市にふさわしい図書館活動は如何にあるべきか」について、館長から芦屋市

立図書館協議会に諮問があり、全体協議会、小委員会、先進地図書館調査を経て、昭和五十六年三月十二日、「芦屋市における図書館システムと図書館奉仕について」、「図書館活動の現状と問題点」、「システムにおける中央図書館の基本構想」の三点において、それぞれ答申を受けた。その結果昭和五十八年七月には建設準備委員会が開催され、翌昭和五十九年十一月、同委員会は市長と教育長に対し、新図書館建設に関する報告を行なった。この動きは、昭和六十一年三月に策定された「芦屋市新総合計画」のなかの基本構想においても継承されている。図書館は市民文化の発展と生涯学習の推進に向けて中核的機能施設として位置づけられ、移転新築などでその充実を図ることが明記された。

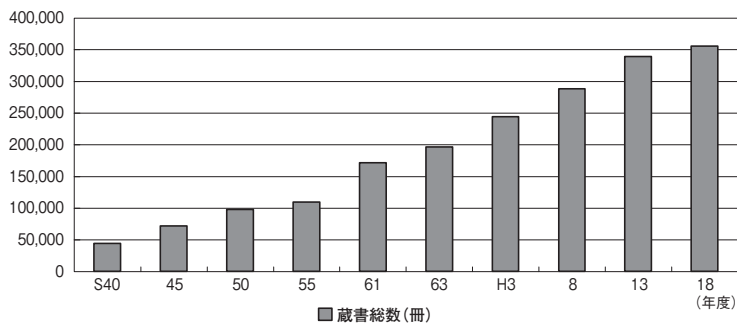


74 市立図書館

新図書館の開館

建設準備委員会の発足から約四年後の昭和六十二年

七月八日、総工費およそ一〇億三〇〇〇万円をかけた新館が伊勢町に開館し（7・4）、平成二（一九九〇）年十二月には打出分室が開室、翌平成三年六月には大原分室が開室した。新図書館開館の翌年には蔵書数は約一九万六〇〇〇冊、利用者数は約一三万九〇〇〇人、利用冊数は四二万冊を超え、新図書館開設直前の昭和六十一年度と比較すると、蔵書総数は一・一五倍、利用者数は一・六九倍、また利用冊数は一・七七倍となり、利用者数・利用冊数が大幅に増加した。また、打出・大原両分室が開室した後の平成三年度の蔵書総数は約二四万四〇〇〇冊、利用者数は約一七万一七〇〇



7-5 市立図書館の蔵書総数推移 (資料)「市統計書」

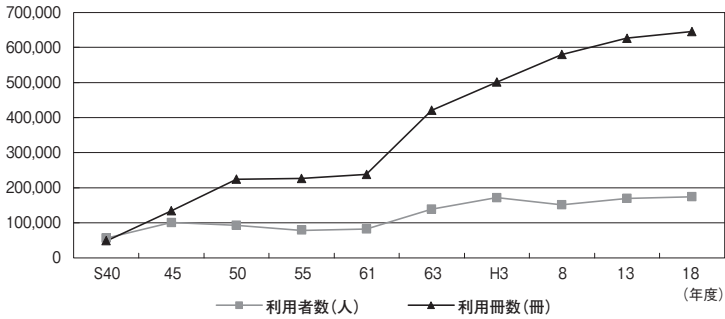
人、利用冊数は約五〇万二〇〇〇冊となり、蔵書総数・利用者数・利用冊数ともに、年を経ること順調に推移している。平成十八年度の蔵書総数は約三五万五〇〇〇冊、利用者数は約一七万三七〇〇人、利用冊数は約六四万五〇〇〇冊である(7・5・7・6)。

阪神・淡路大震災後の復興

平成七年一月に発生した阪神・淡路大震

災により、開架室・書庫などをはじめとする施設は大きな被害を受けた。

地震発生当日の午後五時には、災害対策本部から避難所に指定され、震災四日目の二十一日には、図書館本館に一一六人の避難者が入居し、三月七日まで臨時休館を余儀なくされた。打出分室については打出教育文化センターの損傷が激しく、修復に相当の時間を要するため、平成七年度中の休室が決定された。また被災をまぬがれた大原分室は、併設の集会所が避難所となったため、避難所が閉鎖された後の六月一日に再開した。震災後は地元を離れた市民も多く、図書館の利用者数は一時停滞したが、平成十年度になり、ようやく回復し始めた。平成九年七月には新図書館開館十周年を迎え、パソコンによる図書検索サービスが開始され、自宅から蔵書検索をすることも可能になった。



7-6 市立図書館の利用者数および利用冊数 (資料)「市統計書」

図書館が市民から親しまれ、その機能を十分に発揮するためには、市民をはじめとする多くの支援がかかせない。これまでも「荻屋点字友の会」による点字図書作成、「あし笛」による録音図書作成、「ムギの会」、「グループ・メルヘン」による図書館行事「おはなしの会・絵本の会」への協力など、ボランティアグループの支援を受けながら、図書館は機能を発揮してきた。今後も図書館がその社会的・文化的機能を果たしていくためには、こうしたボランティアグループによる一層の協力が求められる。震災後は新たに「図書館友の会」が発足し、ミニギャラリーを設けたり、コンサートを開催したりするなど、さまざまな新しい活動が生まれ、魅力ある図書館をめざしている。

四、谷崎潤一郎記念館

谷崎潤一郎と記念館建設

谷崎潤一郎は、明治十九（一八八六）年、東京日本橋に生まれた。二五歳で『刺青』を発表して以来、明治から昭和にかけて『痴人の愛』、『卍』、『春琴抄』、『細雪』などの小説や随筆『陰翳礼讃』、『倚松庵随筆』など、数々の名作を残している。谷崎が関西に移住し

たのは大正十二（一九二三）年に起こった関東大震災が契機であり、本市に居住したのは昭和九（一九三四）年三月から、住吉村反高林に転居する昭和十一年十一月までの二年八か月ほどであった。

温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、モダンで自由な気風に包まれた芦屋のまちは、谷崎の創作活動に大きな影響を与えたと考えられる。大阪に代表される上方文化の伝統・格式と、外国文化の影響を色濃く受けて発展しつつあった神戸のハイカラ文化に挟まれた芦屋への転居は、谷崎の創作活動に新たな刺激を与え、その黄金時代を象徴する数多くの作品を創出することにつながったといえる。

このような本市にゆかりの深い谷崎潤一郎の業績をしのび、また市民がその文学作品に親しめるよう、昭和六十三年十月、谷崎潤一郎記念館が建設され開館した。この記念館建設の発端となったのは、打出小槌町にあった旧図書館の老朽化に伴う新図書館建設構想である。そのなかで「谷崎潤一郎『細雪』資料室」を開設しようという計画が検討されていたが、独立した記念館の開設を望む市民の声が高まり、資料・遺品を寄贈したいという松子夫人の意向もあって、独立した記念館の建設計画が立案された。

記念館は、伊勢町に昭和六十二年三月に完成した（7・7）。記念館の管理運営については、財団法人芦屋市文化振興財団（昭和六十三年十月七日設立）に委託していたが、平成十八年度から指定管理者制度が導入されてい



7-7 谷崎潤一郎記念館

る。

市民文化の拠点をめざして

本施設では、谷崎潤一郎の遺族や収集家から寄贈された資料を中心に原稿・書簡・書籍・日用品などが展示され、その生涯と作品を知ることができる。また、優れた文学作品を基盤として、市民文化の向上・発展を図るという方針が掲げられているが、文学研究のみならず、阪神間モダニズムを理解するうえでも、本施設は貴重な施設であるといえる。

企画展示として、「谷崎潤一郎『細雪』そして菅屋」(昭和六十三年)、「谷崎潤一郎・阪神間の足跡」(昭和六十三年)、「谷崎潤一郎と『源氏物語』の世界」(平成元年)、「菅屋の谷崎潤一郎と富田碎花」(平成二年)などがあり、文豪・谷崎と阪神間、菅屋文化をつなぐ魅力ある企画として、大きな反響を呼んだ。

五. 富田碎花旧居

富田碎花は、大正十年から昭和五十九年十月十七日九十三歳で長逝するまで本市に居住した。昭和六十年、蔵書・研究資料が本市に寄贈されるとともに、旧家を譲り受け、保存整備を行ない水・日曜日に一般公開している。平成二年に碎花生誕百年を記念し「富田碎花賞」が制定された(第三節二. 富田碎花賞の制定参照)。

六. 市立美術博物館

設立の背景と経緯

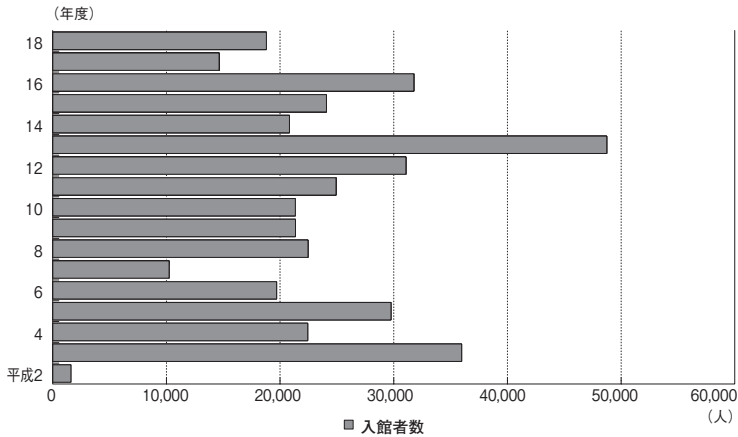
平成三(一九九二)年三月、市制施行五十年を記念して、伊勢町に市立美術博物館が開



7-8 市立美術博物館

館した(7・8)。本施設は、美術部門と歴史部門を併せた複合施設として開設されたが、その基本方針は次のとおりである。美術部門においては、小出栖重、吉原治良ら「具体美術協会」の作家など、芦屋ゆかりの美術家の作品紹介・展示、さらに、本市を拠点に「新興写真運動」を広めた写真家・中山岩太、ハナヤ勤兵衛らの作品紹介・展示である。また、歴史部門においては、芦屋独自の地域性をもった文化財・遺跡・史跡などの文化遺産を中心とした資料収集・調査とその展示・公開が基本方針に盛り込まれている。

この美術博物館開設の原動力となったのは、市民の声である。昭和三十年代、本市を中心に活躍した画家・吉原治良を中心に、いわゆる「具体」美術家たちの活動が活発になり、芦屋に美術館をという声が市民の声として高まってきたのがそのはじまりである。それらの声を反映し、昭和五十七(一九八二)年「芦屋市文化行政研究委員会研究結果報告書」に開設の必要性がとりあげられ、昭和五十九年の図書館建設準備委員会報告書において、文化ゾーン形成のための施設として検討がなされた。さらに、昭和六十年には「芦屋市文化行政懇話会」において提言がされ、美術博物館建設は、昭和六十一年の芦屋市新総合計画のなかに位置づけられることとなった。同年七月には、美術館建設構想策定懇話会が設置され、基本設計を経て、平成元年には実施設計が完了、同年十月、総工費約一六億九〇〇万円をかけて着工された。



7-9 市立美術博物館入館者数の推移

(資料) 「教育委員会五十周年記念誌」「市事務報告書」

注:平成 13 (2001) 年度の入館者数が突出しているのは、「奈良美智展」(平成 14 年 1 月 19 日～3 月 31 日) 開催によるものである。

なお、開館以来の入館者数は 7・9 のとおりである。

運営の基本方針 本施設は平成三年三月の開館以来、多くの事業を展開してきた。平成十四年に定められた本施設の運営基本方針では、「市民に親しまれ、開かれた館として美に対する感覚を養い、生活のなかに潤いと心の豊かさを育み、心のオアシスとして市民とともに成長し発展していく」事業展開がうたわれている。本施設では、常設展・特別展(企画展)の充実、美術品などの収集、民間活力の積極的な導入などをあげて文化・芸術活動に取り組んできた。しかし、平成七年一月の阪神・淡路大震災の復旧・復興のための公費負担が重くのしかかり、本市は平成十五年十月、行政改革実施計画を策定し、行政改革に取り組むことになった。そのなかで、本施設も平成十八年度までに民間に委託するか、委託先がみつからない場合は休館もやむをえないという方針が打ち出された。これに対して市内在住の映画監督大森一樹

は、平成十五年十二月「美術博物館のこれからの話し合いを求める請願書」を市議会に提出、全会一致で採択された。これをうけて翌平成十六年、市民の間で本館のあり方を検討するため「芦屋市立美術博物館を考えるワーキンググループ」が設立され、三回（同年二月～四月）にわたってさまざまな角度から意見交換が行なわれた。みずからのアイデンティティを示すために歴史博物館としての機能は不可欠であること、本施設で行なわれてきた「具体美術」、「童美展」、「芦屋市展」などは本市の貴重な共有財産であること、運営面では民間企業などのパートナーシップも検討する必要があることなどが話し合われた。

開館以来、財団法人芦屋市文化振興財団が管理運営にあたってきたが、平成十八年三月末の同財団の解散後は、市の直営となり、一部の業務が委託されている。

美術博物館はその名の示すとおり、美術品の収集・展示、美術活動への支援の場としての美術館としての機能と、文化的資料・民俗的資料の収集・保存・公開を目的とする博物館としての機能をあわせもつところに大きな特色がある。

二つの柱Ⅱ小出楯重と「具体」 本施設では、芦屋ゆかりの美術家を中心に近・現代の美術家の作品が収集されているが、特に小出楯重を中心として彼の影響を受けた作家の作品と、吉原治良をリーダーとする「具体美術協会」を舞台に活躍した作家の作品の二つを柱としている。

小出楯重（一八八七・一九三二）は大阪に生まれ、はじめは東京美術学校日本画科に学んだが、西洋画科に移り大正三（一九一四）年卒業、大正八年第六回二科展で「楞牛賞」を獲得し、画壇にデビューした。三八歳の時に武

庫郡精道村平田（現川西町）に移り住み、昭和六年、四三歳で亡くなるまで芦屋文化の土壌を築いた画家の一人である。小出は「裸婦の楯重」と呼ばれ、数多くの裸婦を描いたことで知られるが、その作品の多くは芦屋時代に描かれたものである。

吉原治良（一九〇五・一九七二）は大阪に生まれ、大阪府立北野中学校に進んだ後、私立関西学院高等商業学部に入學し、大正十三（一九二四）年、芦屋に移り住んだ。戦前から独創的な抽象絵画作品を創作し、関西における前衛美術家たちのリーダー的存在であった。昭和二十九（一九五四）年、彼によって本市に「具体美術協会」が結成された。「具体美術協会」に集まった当時の若手美術家たちは前衛的な作品を次々に生み出した。芦屋公園で行なわれた「具体」グループの野外展では、松林の風景と一体化した作品や激しい身体表現による作品など、それまでの絵画・彫刻の範疇には収まりきれない作品が出品された。彼らの活動は海外でも高く評価され、吉原が亡くなる昭和四十七年まで、その活動は続き、「具体」が芦屋という風土のなかで確立し、世界に発信されたことになる。

日本の近代絵画に大きな足跡を残した小出楯重や吉原治良など具体美術協会会員の作品を回顧するために、本施設ではまず開館記念特別展として平成三（一九九一）年度、「小出楯重と芦屋―昭和モダンズムの光彩―」が開催され、芦屋時代を中心とした小出作品が紹介された。続いて、開館まもない平成四から五年度にかけては、「没後二〇年 吉原治良展」、「具体展Ⅰ（一九五四・一九五八）」、「具体展Ⅱ（一九五九・一九六五）」、「具体展Ⅲ（一九六五・一九七二）」が開催された。これらは、本市を代表する具体美術作家の作品群を、その歩みにした

がって三つの時代に分け、具体美術の全貌を回顧した企画展である。

また、平成八年度には、「吉原治良と具体」(具体初期から戦後、一九六〇年代の作品を中心に、吉原治良、嶋本昭三、白髪一雄、元永定正などの作品を館蔵品のなかから展示)、「芦屋の美術を探る」(スポット小出栖重と仲田好江)(信濃橋洋画研究所、小出栖重アトリエで教えを受けた仲田好江の初期から晩年までの作品を中心に展示)、「芦屋の美術を探る」(スポット吉原治良のドローイング一九四五～一九五五)(寄託作品のなかから吉原治良の作品を紹介し、その創造の軌跡を顧みる展示)などが相次いで開催された。さらに、平成十四年度には「常設展・没後三十年―吉原治良の世界」も開催されている。

阪神間モダニズム文化の再考 開館以来、本施設では芦屋と美術との関わりについて、美術部門・歴史部門ともに緻密な調査・研究が行なわれ、それらをもとに多様な自主企画展を開催してきた。それら企画展の歴史は芦屋が内包する歴史性・芸術性を明らかにするのみならず、表象される文学・芸術・建築など多彩な才能がモダニズム文化とどのように接合しながら芦屋文化を形成してきたのかを再考する軌跡でもあったといえる。

平成四年度に開催された「芦屋の美術―大正・昭和・平成」は、住宅都市として歩んできた芦屋の発展を五期に分け、モダニズム文化を柱にその美術史を紐解いた企画である。また、平成九年度に開催された「阪神間モダニズム展」は、明治期から昭和初期にかけての阪神間の文化史を、美術・文学・建築・娯楽・人々のライフスタイルなどを通じて多角的に分析した展覧会である。それは、阪神間の今日的発展のルーツをモダニズム文化に探ろうとする試みであり、本市においては、住宅都市・芦屋の原像に迫る試みでもあった。この展覧会は、「阪神間

に所在する県立近代美術館、西宮市大谷記念美術館、谷崎潤一郎記念館、本施設など四館共同企画として同時開催され、多くの市民の関心を集めた。

荻屋文化と新興写真運動

モダニズム文化の隆盛によって加速したものに、芸術写真があげられる。ドイツの写真運動の影響を受け、昭和期に入ると日本においても若手写真家たちが活発に活動し始める。このような動きを背景に、写真家・中山岩太は、阪神間の人々の間に前衛的な表現形式を用いた「新興写真」をもたらした。

中山岩太（一八九五・一九四九）は、東京美術学校写真科に学んだ後、渡米し、帰国後は武庫郡精道村（現芦屋市）に移住して、ハナヤ勘兵衛らとともに「荻屋カメラクラブ」を設立する。このカメラクラブは単なる地域の趣味的クラブにとどまらず、全国的な活動を通じて、その名を知られるようになる。それが新興写真運動であった。絵画の影響を強く受けていた従来の写真表現を否定し、写真表現の独自性を見直そうとする「新興写真運動」は関西を中心に広まり、荻屋はその運動の一大拠点となる。

日本近代写真のさきがけとなった「新興写真運動」が契機となり、その後、多様な技巧的表現を駆使した写真が美術作品として鑑賞されるようになった。それらの作品は時代を超えて人々の関心呼び、本施設においてもさまざまな展覧会が開催されてきた。主なものをあげると、平成七年度には「写真にささげた生涯―ハナヤ勘兵衛」が開催されている。写真家・ハナヤ勘兵衛（一九〇三・一九九二）は昭和四（一九二九）年、本市に写真材料店を開き、美術作品としての写真の社会的確立に力を傾注した。この展覧会は、中山岩太らとともに荻屋カメラクラブの活動を支えたハナヤ勘兵衛の創作活動を回顧する展覧会であり、ハナヤ勘兵衛が携わった「学生写真

連盟、「写真を飾る運動」、亡くなる直前の「三丘社（写真を視る、飾る、創る）などが紹介され、約九〇点の写真作品・資料が展示された。

また、平成八年度には中山岩太の仕事を回顧する「特別展 モダン・フォトグラフィ 中山岩太展」が開かれた。

「新興写真運動」関連ではほかに、平成十年度に「芦屋の美術を探る―芦屋カメラクラブ」展が開催されている。

歴史的考察対象としての芦屋 歴史部門では、会下山遺跡など市内にある遺跡の調査・研究をもとに企画展や常設展が開催されている。平成四年度に開催された「弥生争乱―山のムラの謎」では、会下山遺跡を中心に写真・出土品展示・復元模型などによって、弥生時代の具体的諸相が明らかにされている。また、平成六年度開催の「中世の芦屋―戦乱と庶民生活―」は、戦乱期の中世において形づくられた庶民生活の基盤を多くの文献史料、考古学的資料をもとに概観した企画展であり、東西交通の要所として争乱と発展を遂げた芦屋の歴史が、打出の合戦などを通じて鮮やかに蘇った。ほかにも、歴史資料常設展示である「芦屋の歴史と文化財」展では、山芦屋遺跡や朝日ヶ丘遺跡から出土した土器など、縄文文化期に属する文化財資料が丁寧に紹介・展示され、芦屋の自然・歴史などが詳しく理解できるように工夫されている。

さらに、平成十二年には市制施行六十周年および本施設開館十周年を記念して、「伊勢物語と芦屋」展が開催された。奈良絵本・古写本・屏風・絵巻物などを中心に貴重な史料が展示されたこの企画展は、芦屋とゆかりの深

い『伊勢物語』と在原業平を題材にして『伊勢物語』の世界を今に再現した催しである。物語中の名所が現在の地名に反映され、本市と『伊勢物語』との深い関係性を物語るとともに、本市の自然・歴史を解説するうえで重要な企画展であった。

子どもと美術をつなぐ試み

美術作品は大人だけが鑑賞するものではなく、美術館は大人と子どもが共に楽しむ場であるという観点から、本施設ではこれまで子どもと美術をつなぐ、さまざまな試みを行ってきた。

子どもの創造性を養う試みとして本施設が行なってきた事業に「童美展」がある。これは、戦後間もない昭和二十三（一九四八）年に始まった「阪神童画展覧会」を前身とするもので、昭和二十五年からは「創作美術展」と改称され、絵だけではなく立体的な美術作品も応募可能になった。関西初の児童モダンアート展として長い歴史を刻んできたこの公募展からは、国際文化住宅都市として芸術文化を重視し、次世代を担う子どもたちの創造性や芸術性を積極的に育てようとする本市のめざすべき姿勢の一端が読み取れる。「童美展」は昭和四十六年から市の行事として市民センターで展示されていたが、平成八年以降は本施設で展示されている。

「童美展」は、昭和四十六年以降、常に六〇〇点以上の応募作品を集め、平成二十年度で第五八回を迎えるに至った。そして、長年にわたるこのような試みが評価され、「童美展」の活用―芦屋市内公立幼稚園との連携によるこどもの創造力育成事業」が、「平成二十年度文化庁芸術拠点形成事業（ミュージアムタウン構想の推進）」として認められるに至った。「童美展」の理念を柱に展開された具体的事業としては、市内九つの公立幼稚園に通う全園児を対象に行なったワークショップや幼稚園教諭・保護者との意見交換、「童美展」の意義を語り合

うシンポジウムなどがあげられる。ワークショップでは、「童美展」の創設・運営に尽力した吉原治良に師事した作家たちが講師を務め、子どもたちが自由に「色」や「かたち」を発見していく仕組みが、さまざまなプログラムを通じて工夫され、提示された。歴史ある「童美展」を基礎にしたこの事業は、アートと保育活動をつなぐ新たな試みとして注目される。

このほかにも、本施設では、毎年夏休み期間中に、子どもが美術に親しめる展覧会や造形教室を開催している。「子供と造形―こどものみた現代美術」(平成四年)や「親と子で楽しむ美術館 美術鑑賞ってなんだろう」(平成八年)などがそれであり、小学生を対象に、学生ボランティアによるギャラリートークも開催されている。また、園児・児童対象の公募展としては、平成二十二年度で第二八回を迎える「荻屋市造形教育展」があげられる。これは、市内の幼稚園、小学校、中学校を対象に、園児・児童・生徒らの作品を全館にわたり展示するものであり、子どもの感性や創造力を育てる企画として高く評価されている。

荻屋市展 小出栖重や「具体」の人たちによって培われた本市の美術的土壤は、児童を対象とした「童美展」を育てただけではなかった。

第一回「童美展」が開かれた同じ昭和二十三年、画材の入手もままならないと思われる時期に、現代美術の公募展・「第一回荻屋市展」が開かれた。公募作品は洋画、日本画、写真などの平面作品から工芸などの立体作品に至るまで幅広いジャンルに及んでいる。展示は館内展示室のみならず、前庭などの屋外でも行なわれ、ユニークで斬新な作品が多く、当初から高い評価を受けたが、一般市民を対象とした公募展として全国の市町に先がけ

て行なわれた点でもその歴史的意義は大きい。

第四九回までは市民センターを会場として行なわれていたが、平成九年の第五〇回展からは本施設で開催され、以後毎年ほぼ六から七月の時期に行なわれている。

第三節 文化政策

一．総合計画の策定

総合計画の策定 一九六〇年代は、わが国の高度経済成長に伴い、大阪を中心とする関西都市圏においても急速な都市化、モータリゼーションの影響を受け、人々の生活も多様化していった。このような社会情勢の変化を背景に、本市では、長期的視野に立った総合計画の必要性を認識し、昭和四十六（一九七二）年に第一次総合計画を策定することになった。その後、二次、三次と社会のニーズに対応した総合計画が策定、実施された。

第一次総合計画（荻屋市総合計画） 本市は、昭和二十六年に公布された「荻屋国際文化住宅都市」建設の理念を基調に、恵まれた「自然の美」、優れた都市機能を備えた「人工の美」、さらには、市民が連帯して隣人を愛し、まちを愛する「人間の美」が調和した、品位と風格のある個性豊かな住宅都市としての、基本目標を掲げている。

第一次総合計画の基本構想は、これらの基本目標を具体化したまちづくりのビジョンとして、①自然と調和した緑豊かな美しいまち、②都市機能の充実した住みよいまち、③豊かな人間性と文化をはぐくむ健康なまち、の三つを掲げている。文化政策については、ハード・ソフト両面における充実が求められるが、ハード面では②の都市機能の充実が、ソフト面では③の新しいコミュニティの形成が、本市の文化創造につながるものとして重視された。

当時の社会情勢の急激な変化のなかで、健全な社会の維持と市民の豊かな人間性を育むため、教育・文化が担う役割はますます重要になっていった。その認識のうえに立ち、本市は、「芦屋教育」、「芦屋市民文化」の良き伝統を継承し、その充実と発展を図っていくことを目標に掲げた。その基本方針は次の二点である。

①自らの判断と行動に責任をもち、主体性と創造力とお互いの人権を尊重しあえる社会性のある人間形成を行なうため、「家庭」、「学校」、「社会」の三つが有機的に連携し、有効にその機能が果たされるような教育的・文化的環境を整備する。

②教養を高め、人格を陶冶し、個性ある文化を創造できる物的・精神的環境条件を整備・充実するとともに、文化遺産を継承し、地域文化の育成を図る。

これらの基本方針を進めるために、社会教育、市民文化に関して、次のような施策が盛り込まれた。まず、社会教育については、公的社会教育活動の充実を図るとともに、社会教育施設の整備・拡充を図り、市民の生活行動圏拡大に応じた近隣各市との提携による社会教育活動の広域的相互補完に努めることをめざした。また、市民

文化に関しては、文化施設の拡充を図ることが必要であり、ルナ・ホールに代表されるような芸術文化の鑑賞・発表の場を通じて独自の芦屋文化を創造していくことが求められた。

本市は姉妹都市であるモンテペロ市との文化交流を通じて国際理解を深めるとともに親善に努め、国際人の養成と世界平和に貢献することをめざし、また文化財に関しては、広く市民の理解を得て、適切な保存と有効な活用を図り、効果的な保存の場を確保できるよう整備の必要性があげられた。

第二次総合計画（芦屋市新総合計画） その後、基本目標である「自然の美」、「人工の美」、「人間の美」の三つの美に基づくまちづくりの理念を継承するとともに、魅力ある国際文化住宅都市としての発展をめざして昭和六十一年（一九八六）年、第二次総合計画を策定した。

この計画では、その目標年次を西暦二〇〇一年とし、社会の潮流を、高齢化、定住化、地域化・広域化、情報化、価値観・意識の多様化、国際化というキーワードで集約し、新たな時代を見据えた基本構想が掲げられた。高齢化、定住化という潮流のなかで、市民の意識がより多く生活の場に向けられるようになったことは注目すべき点である。

文化に関する政策としては、①市民文化の育成、②学習社会の創造、③国際交流の深化などが計画に盛り込まれた。

①市民文化の育成については、芦屋の恵まれた人的・物的資源を市民生活のなかに生かし、文化的風土を高め、市民の主体的活動を支援するとともに自治会・コミュニティ・スクールなど市民団体活動の振興に

努め、地域文化・市民文化の向上を図ることがあげられた。具体的には、郷土資料館・美術館を設置し、市民共有の文化遺産の活用・保全を図ることがあげられた。また、②学習社会の創造という観点からは、施設面で図書館を生涯学習活動の中核的情報施設として位置づけ、その機能整備を図るとともに、学習へのインセンティブとなるような文化・教育情報の充実、広報体制の整備、仲間づくりのための支援を進めることなどが示され、長期的な生涯学習社会を想定した施設・運営両面の構想が立てられた。さらに、国際交流の深化については、市民レベルの国際理解・国際交流の発展をめざした通訳ボランティアの養成など、社会教育分野の支援の拡充や学校教育における国際教育の充実を図り、国際的視野を広げていくことがめざされた。

第三次総合計画（第三次芦屋市総合計画）

第三次の総合計画は、平成十二（二〇〇〇）年に策定された。

この計画の基本理念は、知性と気品に輝く活力ある国際文化住宅都市の実現を継承しながら、阪神・淡路大震災の復興後の新たな時代環境のもとで、市民、事業者、NPO（特定非営利活動法人）などと行政がそれぞれの役割を担いながら、まちづくりに協同で取り組むことが明記された。

本計画では、まちづくりの目標の一つとして「ふれあいと文化を育てるまちづくり」を掲げている。これを実現するための基本的施策として「生涯学習社会の実現」、「市民交流の促進」などをあげている。この施策の背景には、自由時間の増大や国際化、情報化、高齢化、少子化など、市民を取り巻く社会環境が大きく変化したことがある。こうした環境のもとで、学校、家庭、地域で生涯にわたる学習が快適に行なえるよう、学習環境を全体で整備することが前面に押し出されるようになった。

この「生涯学習社会の実現」という施策の展開の一つに芸術・文化活動への支援が位置づけられる。そこでは、関連する情報の提供、創造的な芸術・文化に対する顕彰助成、文化イベントの実施と文化活動の活性化支援などがあげられている。また、過去のあゆみを立証する歴史的な基盤である文化財を、教育・文化の面で活用できるように努めることが示されている。「市民交流の促進」では、モンテペロ市との交流に加え、市民レベルで新たな都市との交流を図るとしている。また、国際交流協会やNGO（非政府活動組織）との連携や、在住外国人との交流事業の支援をめざしている。

以上のように、本市の総合計画における文化政策は、その時々々の社会環境の変化をふまえながら、変化させてきたことがわかる。第一次計画から第二次計画にかけては、都市化の進展に対応して、公園の整備や図書館、美術館、博物館などの社会教育施設の設置など、ハード面での整備が大きな課題となっていた。その後、国際化、情報化あるいは市民活動の多様化を受けて、市民の主體的活動やネットワーク形成の支援など、ソフト面へも施策が広がっていった。さらに、震災による財政難や少子化・高齢化といった環境変化の下で、いっそうの市民参加の助成、生涯学習環境の整備、広範な国際化の奨励といった項目が、重要な柱として捉えられるようになってきた。

回	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回
年度(平成)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
応募作品数	104	101	104	156	154	127	178	181	148	159
回	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回	第17回	第18回	第19回	第20回
年度(平成)	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
応募作品数	159	341	160	158	94	110	119	110	134	115

7-10 富田碎花賞応募状況 (資料)「市事務報告」

二. 富田碎花賞の制定

富田碎花の詩業 詩人・富田碎花は、明治二十三(一八九〇)年十一月十五日、岩手県盛岡市に生まれた。上京後、一八歳で与謝野鉄幹、晶子主宰の新詩社に参加し、筆名碎花で「明星」に短歌を発表したのがその創作活動の始まりである。石川啄木に思想的な影響を受け、カーペンター、トロウベル、ホイットマンらを日本に紹介したことも知られ、民衆詩派の詩人と評された。大正のはじめ頃、病氣治療のため本市に転地し、大正九年(一九二〇)結婚、以後本市に定住した。碎花は創作活動のかたわら、全国各地を旅し、多くの校歌・市町歌を作詞している。その多岐にわたる業績は高く評価され、「兵庫県文化の父」とも呼ばれた。昭和二十三年には第一回兵庫県文化賞を受賞している。著作には、詩集「末日頌」(大正四年)、「地の子」(大正八年)、「時代の手」(大正十一年)、「登高行」(大正十三年)、「手招く者」(大正十五年)、「歌風土記兵庫県」(昭和二十五年)、「ひこぼえのうた」(昭和四十五年)、「兵庫讃歌」(昭和四十六年)、「視差錯落」(昭和五十年)などがあげられる。昭和五十九年十月十七日、九三歳で亡くなったのち、すべての蔵書、遺品類が本市に寄贈されたことにより、「富田碎花顕彰会」が発足した。

「富田碎花賞」は、平成二年に富田碎花生誕百年と市制施行五十年を記念して、わが国の詩の発展を促し、市民文化の振興に寄与することを願って創設されたものである。毎年全国各地から多くの応募があり、平成二から二十一年度までの二十年間において応募作品の総数は二九一二作品にのぼっている(7・10)。この賞の対象となるのは、翻訳・アンソロジー(詩文などの選集)・復刻・遺稿詩集などを除いた詩集である。募集受付・審査などの窓口は、教育委員会社会教育部生涯学習課内におかれている。

三、国際交流協会の文化活動

地球家族会議

芦屋市国際交流協会の設立(設立経過などは第一章第九節に詳述)を記念し、国際シンポジウムの開催が企画された。これは急激な国際化の進展のなかで多文化共生都市をめざして開催されたものである。

「第一回地球家族会議」は平成五年十一月二十日、本市と協会との共催で、ルナ・ホールで開催された。民族や国の壁を超えて共に生きる「地球家族」をキーワードに、市民レベルでの国際協力を推進していくことをねらいに企画された。この会議では、第一回テーマに『開発と女性』が選ばれ、国際社会における女性の役割をテーマに、開発途上国の女性たちの社会貢献への努力とそれらに対する支援のあり方に焦点が当てられ、ゲストスピーカーとし



7-11 地球家族会議

て、フィリピンのコラソン・C・アキノ前大統領（当時）が招聘され、アキノ氏による基調講演が行なわれた。

国際シンポジウム・地球家族会議は本市と協会との共催で四年ごとに開催することとなり、第二回は平成九年、『日本の国際協力のあり方』をテーマとしてルナ・ホールで行なわれた（7・11）。基調講演は、波多野敬雄前国連大使（当時、以下同じ）、パネリストにはユルウイス・ヤティムレ在大阪インドネシア共和国総領事、ゴック・トゥ在大阪ベトナム社会主義共和国総領事、北村春江芦屋市長が参加、芹田健太郎神戸大学大学院教授をコーディネーターとして開催された。つづく第三回地球家族会議は平成十二年十月五日、『宇宙からみた地球』をテーマとして行なわれた。また、阪神・淡路大震災が起きた平成七年九月には、市内在住の外国人を中心に『外国人が語る震災フォーラム』が開催され、震災時の外国人への対応についての意見、要望が出された。

外なる交流の展開 国際交流協会の事業は大きく「外なる交流」と「内なる交流」に分けられる。「外なる交流」とは学生使節の交換、市民の訪問交流をさし、「内なる交流」は婦人英語教室による英語のレッスンや各種セミナーなど、地域のなかで活発な異文化交流を図り、友好と国際理解を深めようというものである。これらの活動は重要な国際協力事業として、芦屋姉妹都市協会から芦屋市国際交流協会に引き継がれている。

「外なる交流」の代表例としては、モンテペロ市との姉妹都市提携、フィリピンとの交流、アルル市との交流などがあげられる。

フィリピンとの交流 同協会は、協会設立記念事業として開催した国際シンポジウム・地球家族会議にアキノ前フィリピン大統領が出席したことが契機となり、フィリピンにおける貧困地域の救済や、当時発生した

ピナツポ火山の噴火で被害を受けた人達への支援が求められた。協会から、NGO（非政府活動組織）であるUCF（University Center Foundation 大学センター財団）とDAW（Development Advocacy of Women's Voluntarism 女性ボランティア開発援護協会）に対して、初年度四〇〇万円、五年間で総額一〇〇〇万円の支援金を贈呈することを発表した。

また、人的支援組織として、平成六年、芦屋市海外青年ワーク隊が発足した。このワーク隊は、国際交流の入門として参加者に国際交流の楽しさを理解し、自己研鑽の一環として、帰国後は市内外でその体験を幅広く活用していくことを目的として設けられた。平成五年に二チームからなる支援のための視察が行なわれ、さらに翌年にはワーク隊の予備調査グループを派遣し、UCF、DAWとの連携を深めた。第一回目のワーク隊が平成六（一九九四）年八月八から十九日までの日程でパンパンガ州アンヘレス市に派遣された。このように、地方自治体が関与した国際交流団体の途上国に対する支援活動は、これまでに例がなく特筆すべきものである。

内なる交流の進展 本協会を支える活動のもう一つの柱として「内なる交流」があげられるが、その代表が英語教室である。

英語教室の歴史は古く、昭和四十四年に姉妹都市協会で「婦人英語教室」として、成人女性を対象に始められたのが最初である。婦人英語教室は同協会に引き継がれてから、受講対象を男性にも広げ、呼称を「婦人英語教室」から「英語教室」に変更した。講師は日本人会員が務めている。この英語教室の目的の一つは、異文化の言葉を学び、アメリカに姉妹都市を持つ国際文化住宅都市の市民として視野を広げることであり、もう一つの目的

は、学生交換事業のための資金づくりと同協会の会員を増やすことであった。教室の受講に際しては、協会に入会することが条件とされた。結果として、多くの市民が協会活動や記念事業、姉妹都市訪問団などに参加することになり、協会の活動の活性化や協会会員の維持増加に寄与することとなった。

姉妹都市協会から続いている英語教室に対して、同協会になってからできたのが「英会話教室」である。この教室では、市内在住のアメリカ人など外国人を講師として、ネイティブ・スピーカーと話すこと、異国の文化に触れながら会話力を養うことを目的としている。平成十四（二〇〇二）年には、アメリカ・ミシガン州出身の講師の故郷を訪ね、有志がホームステイをするなど、国際交流にも貢献した。

英語教室・英会話教室のほかにも、中国語・インドネシア語・フランス語・スペイン語・韓国朝鮮語・イタリア語・ブラジルポルトガル語・ドイツ語などの講座が設けられている。また、外国人居住者のために日本語教室も開催し、成果をあげてきている。本協会ではこの日本語指導事業を「内なる交流」の大きな柱として位置づけている。語学の指導には、本市在住のボランティア指導者に講師を依頼してきたが、主婦、学生、外国居住経験者、企業での勤務経験を有する人など多様な経歴をもつ講師陣が、各自の体験、知識、持ち味を活かしながら日本語指導を行なっている。本協会独自の事業としてはこれらのほか、各種セミナー事業、コンサートなどの文化活動事業などがあげられる。

第四節 文化活動の展開

一・市民文化賞

受賞者数の推移 昭和四十二年、本市が「国際文化住宅都市」として発展するにあたって功績のあった人々の顕彰を目的として「芦屋市民文化賞」の制度が創設された。それ以前から、文化水準の高い本市においては文化勲章や兵庫県文化賞の受賞者が多かったこともあり、市民から「市の文化や地域社会の向上に貢献した人を表彰しては」という要望を受け、創設に至った。

受賞者の選考基準としては以下の三点が示されている。

- ①学術的、科学的研究により芦屋という地域文化の高揚に直接貢献した人・団体
- ②健全な芸術、芸能、体育等の活動によって市民生活の向上に密着した功績を残した人・団体
- ③地域社会の向上発展に貢献しその功績が顕著な人・団体

第一回からの受賞者数は7・12のとおりである。分類の社会には行政、医療、福祉など、体育にはスポーツ、武道など、文化には歴史、文芸、芸能などが含まれている。

受賞者の人数は時期や年によって若干の増減があるが、昭和四十二年から平成十六年までの三八回で七一人、四二団体が受賞している（ただし、第三〇回（平成八年）は「受賞者なし」）。

	1970-79	1980-89	1990-99	合計
社 会	24	13	4	41
体 育	4	4	4	12
文 化	11	15	13	39
合 計	39	32	21	92

7-12 芦屋市民文化賞受賞者・団体の活動分野
(資料)「広報あしや」

昭和四十二年の第一回受賞者は、村川行弘（会下山遺跡・八十塚古墳・朝日ヶ丘遺跡などの発掘調査を担当・指導、その資料の保存や研究に貢献）、財団法人黒川古文化研究所（展覧会や講座を通じて文化財保護思想の普及や地域教育文化の振興に貢献）、高石勝男（芦屋水練学校の開設に尽力、校長として後進を指導、水泳界の発展に貢献）、増田稲三郎（民生児童委員、社会教育委員として青少年の育成や社会福祉の充実に貢献）、大野加久二（本市の身体障害者福祉協会長として身体障がい者の福祉に貢献）の四氏、一団体に贈られている。

第四回（昭和四十五年）では、芦屋青山、六甲山系の山火事防止、人名救助、危険予防、事故調査などで山の事故防止に貢献した「大阪山溪パトロール隊」、第三四回（平成十二年）では、氷河期の残留植物であるサギスゲ保全のための学術調査や日本と世界の植物のスライド上映会や展示会などを開催し、希少植物の保全に努めた「芦屋山野草の会」が受賞するなど、地道な努力を通じて市の文化の向上に貢献した団体などにも贈られている。

二. 文化のもよおし

市民文化祭

昭和四十六（一九七二）年、市民文化祭が単独の催しとして開催されるようになった。昭和三十三年、第一回「あしやまつり」が市民の一大祭典として開催された際、各種団体や市の行事がいくつか統合

された。その時に教育委員会の提唱による「文化まつり」も統合されたが、再び独立して開催されることになった。これ以後は、「吹奏楽と交響楽の夕べ」や「市民民踊大会」など多岐にわたるプログラムが市民文化祭の名のもとで市民団体の参加を得て実施された。

昭和六十三年には、市民文化祭とは別に、ふるさと意識を育てる祭りとして「荻屋三大まつり」が計画された。これは「荻屋さくらまつり」、既に行なわれていた「荻屋サマーカーニバル」、「あしや秋まつり」から構成されていた。



7-13 ドラゴンボートレース

初年度のプログラムをみると、「荻屋さくらまつり」は、四月三から十日において桜の名所で、荻屋十景の一つである荻屋川沿いの夜桜を中心に、の野点・出店、市民写真コンクールのほか、シンセサイザーとレーザーによる「音と光のショー」が行なわれた。「荻屋サマーカーニバル」は既に市民の夏祭りとして定着しており、この年で一〇回目を迎え、八月六から七日に実施された。人気の打ち上げ花火のほか、この年のメインイベントとしては、世界最大級の口径をもつスーパーサーチライトによるショーが行なわれた。また、市民盆踊り、ビンゴ・パーティーやリバーサイドジャズストリートなど盛りだくさんの行事が催された。このサマーカーニバルでは、平成五（一九九三）年からドラゴンボートレースが「ASHIYA CUP」と

して始められた。これは各地区や団体からの出場者が芦屋川沖から河口に向かう全長四〇〇メートルのコースをボートで漕ぎ進むレースである（7・13）。「あしや秋まつり」は昭和六十三年に計画されたが諸般の事情により中止となった。翌年十月十五日に物産展（「米まつり」や「ちゃりていー市」など）と、イベント（だんじりや子どもみこしなど）が「あしや秋まつり」として実施された（第五章第二節参照）。

芦屋国際俳句祭 「第一回 芦屋国際俳句祭」が開催されたのは平成十一年であった。これは前年の「芦屋国際俳句フェスタ'98」が好評であったため企画されたものである。平成十一年度には「虚子記念文学館」の完成もあり、俳句文化を創造・発信するまちとしての特徴を鮮明にし、文化復興のメモリアルイベントとして、国際交流の一環として企画された。

国内外から俳句を募集するにあたっては、英語・日本語のホームページを開設し、インターネットでの投句も可能とした。このこともあって、投句総数は一万五〇六三句に及んだ。このうち外国人の部（日本語または英語）が一四〇〇句に達し、これらはアメリカをはじめとする二三か国から寄せられた英語による俳句であった。

選考には有馬朗人（国際俳句交流協会名誉会長）、稲畑汀子（日本伝統俳句協会会長）らがあたり、高濱虚子顕彰俳句大賞など合計四九の賞を授与した。入選句については句集を六〇〇〇部作成し配布した。

平成十二年三月三日の授賞式ではリン・オースティン（ニュージーランド）の作品、tree limb/cat walks/on the moon（木の枝／猫があるく／月の上）に芦屋国際俳句大賞（外国人の部）が授与されたほか、稲畑汀子日本伝統俳句協会会長の記念講演「自然と人間」や交流パーティー「選者を囲んでの俳句の夕べ」が行なわれた。さ

らに翌日の「第六回 国際俳句シンポジウム」では有馬国際俳句交流協会名誉会長の基調講演と、シンポジウム「俳句からみた自然」が稲岡長日本伝統俳句協会理事をコーディネーターとして行なわれた。

第五節 文化財の調査と保存・活用のあゆみ

一 文化財の調査活動と保存

歴史のうねりを証す活動

生活環境とともに人間のさまざまな営みを示すのが文化財であり、それを地域の住民に解きほぐし、明らかにしていく第一歩が適切な調査と保護活動の普及である。そして、実生活にも則しつつ、未来に向けて積極的にその活用を図っていかなばならない。

昭和二十五（一九五〇）年に誕生した文化財保護法は、国宝・重要美術品・史蹟名勝天然記念物などを包括した概念となっているが、さまざまな人間活動の歩みは生活の端々に及び、古来、自然と向き合う形で変化をとげており、現在は文化的視点から「景観」そのものも取り込み、人間社会と自然との触れ合いも射程に入れて保護対象の拡大を図る傾向にある。

地域の文化財には、固有の来歴があり、土地に根ざした人々の知恵や工夫の跡をとどめている。建造物・石造品・絵画・彫刻・古文書や民俗文化財、伝承、そして土中に存在する埋蔵文化財などがあるが、これらは一度失

われてしまうと、二度と形を取り戻すことのできないものが多い。そして、公益性の高い国民共有の文化資産でもある。

本市の文化財保護活動は、昭和二十年代末から行なわれた市史編纂事業に付随して始まった。旧版の『荳屋市史』本編・史料編や『新修荳屋市史』本編・資料篇一・資料篇二には、断片的ながら、昭和五十年頃までの調査の成果や意義を要領よく収めている。本節では、それとの重複を避けつつ、昭和四十三年前後からの調査活動を紹介し、明らかにになったことをできるだけ関連づけて叙述する。

西国街道と民家・民具の調査

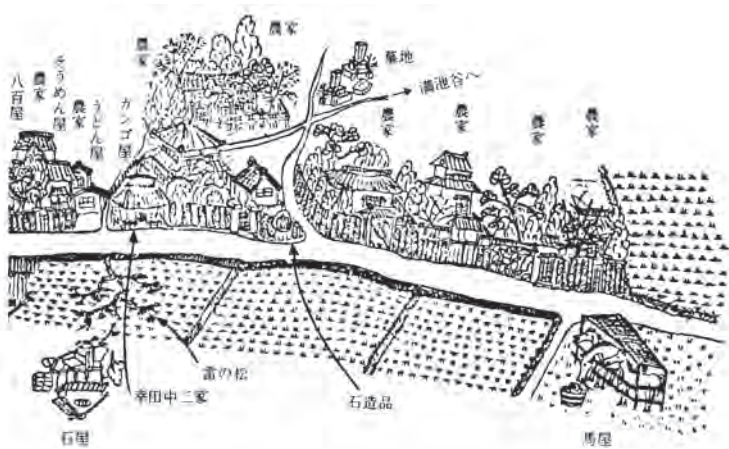
街区の整備は、住みやすい土地空間を提供する一方で、旧来のまちなみや伝統的な街路を急速に消滅させ、土着の文化財がまたたく間に行方不明となる事態を引き起こす。本市では、昭和四十年代中頃以降、こうした実情に直面し、記録を残すための調査が「荳屋市民家・民具調査グループ」によって行なわれてきた。とりわけ市域南東部の春日地区は、非被災地区の一つとして知られ、近世以来の旧西国街道沿い（本街道）のまちなみが保存状態良く遺存していたが、土地区画整理事業により消滅することとなったため、民家や民具の実測調査、街道沿いの記録調査を行なった。

市内の民家調査は、昭和四十九年度から進められ、八調査区域を設定し、外観の観察と口碑に基づいておよそ六〇棟を数える大正期以前の古民家をリストアップした。これらのうち江戸時代後期から幕末まで遡る可能性の高い六棟を確認し、築一〇〇から一五〇年の口碑や伝承の保持四棟、文献史料による証左一棟、遺構編年による一棟の年代的根拠が得られた。主なものをあげると、三条町の小阪正一家住宅・五味富治家住宅、打出春日町

(現、春日町)の幸田中二家住宅・名田巖家住宅、岩園町の朝比奈貞雄家住宅、浜芦屋町の山村久右衛門家住宅などである。なかには三条町の井田市左衛門家住宅のように、屋根に在地の打出焼瓦を葺く例もみられた。春日町の阪口喜藏家住宅は、春日土地区画整理事業区域に該当するため、昭和四十九年三月末に解体が決まり、事前に間取り調査と所蔵農具・民具のリスト作成調査を実施した。

また、西国街道(本街道)の北側に所在して南面する幸田中二家住宅も解体前に応急の間取り調査を行なった。この古民家は、市内で当時三棟確認された藁葺き屋根をもつ稀少例であり、土地区画整理事業によって、昭和五十二年一月に完全に消滅した。屋号を「カゴヤ」と称し、江戸時代以来、竹籠屋ないしは駕籠屋(運送業)であったとみられる。

打出春日地区の西国街道沿いまちなみ調査 本市は、昭和四十八年一月、春日土地区画整理事業として、まちなみの本格的な改善整備を開始した。近代に継承されてきた旧西国街道の



7-14 春日地区 旧西国街道沿いまちなみ復元 (出典)『芦屋の生活文化史』

面影を残す古いまちなみは、広範囲にわたって消え去ることに
なったため、旧村の態を面的に知り得る最後の調査の機会が訪
れたといえる。

昭和五十一年度に打出村のまちなみの現状、口碑の収集、石
造遺品の事前調査を進めた。まちなみ復元は、大正末年頃を
目標に定め、詳細に口碑を収集し、特に累代的に継続する生業
の復元に努めた。その結果、西国街道沿いに展開した旧打出村
の街村的様相は、口碑の採集と旧観の写真記録によっておおむ
ね昭和初期頃まで遡って復元することが可能であった。春日町
二十番地周辺から茶屋之町二番地北端までの範囲は、比較的良
好な形で記録することができた。

復元結果を要約すると、旧街道路面には馬力幅で花崗岩の板
石が敷設され、馬を運搬手段として西宮の宮水や酒米を東灘方
面の酒造地へと運び、日常的には生活道路として脈々と使用さ
れてきたことがうかがえる。街道沿いには7・14にみるよう馬
屋・八百屋などが、店を構えて賑わっていたのである。また、



そうれん道が北方へ分岐して、その先には打出村の共同墓地が存在し、茶毘だびにふすため、埋葬に至るまでの長い道のりを満池谷（西宮市）の火葬場へと運んだという。

石造遺品や農具・民具の基本調査

石造物は昭和四十年代後半に入って急速に減少した。その間、地元の芦の芽グループによる地道な石造文化財調査が進められ、孔版刷の記録が公にされている。石造物減少の要因は、土地区画整理事業の進捗と墓園への無縁仏の集結が主なものであるが、春日土地区画整理事業に伴う調査では、該当地区で総数四五点を確認し、国道二号以南、宮川以東で一五一点を記録にとどめることができた。本市に分布する石造物は、室町時代前期より流入のみられる和泉砂岩は抑制きみで、六甲花崗岩かうがんの使用を主体とし、ついで布引花崗閃緑岩が用いられている。年代的には、室町時代後期の石仏・一石五輪塔などが存在するが、その多くが近世初頭以降の石造物である。市内最古の金石文は、津知町に所在する永正十七（一五二〇）年銘のみられる日吉神社石祠であり、これは市指定文化財（建造物）として保存されている。

農具・民具の収集と調査は、昭和四十九（一九七四）・五十一年度を中心に行ない、平成三年度にも一部実施した。春日町の阪口喜蔵氏寄贈品、西山町の山村哲男氏寄贈品、西蔵町の佐久間武一氏寄贈品などが主な民俗資料で、唐箕・万石通・千歯扱・糊摺臼・手焙り・炭取り・用心太鼓・石臼・手かぎ・トビなど、今となつては集めることのできない在地の資料が、この時期に最も多く収集できた。

いもり池の植物調査

市内には、地球上で貴重な位置を示すものがあり、その評価を検証するために専門調査を行なったこともある。奥山に存在するいもり池は、氷河期の残留植物であるサギスゲ（鷺菅）の地球上の南

限地として知られた存在である。サギスゲは、カヤツリグサ科の多年草で、白い花穂が白鷺の舞い降りたようすに似るところから「サギスゲ」の学名が起ったものである。ヨーロッパ中・北部、ロシア、中国東北部、北海道地、関東、中部高山湿地に生息する寒冷性植物であるが、現在、いもり池の群生は減少の途をたどっている。サギスゲの自生は近畿地方でわずか九か所を数えるのみで、いもり池は日本においても最西限として重要な位置にある。昭和四十九年、周辺開発に伴うアルカリ分の池水への流入や周辺雑草・雑木の岸辺への進出によりその保存状態が急速に劣悪となり、一時危機的状況に陥ったため、その現状把握を目的にこの池全体の植物悉皆調査を実施した。市教育委員会と環境整備課が連携し、大阪市立自然史博物館の瀬戸剛・那須孝悌・樽野博幸諸氏の協力を得て、分布状態と生育状態に関する詳細な調査を行なった。その結果、サギスゲは天然記念物相当の寒冷植物として特筆されるものであるが、その条件を満たす生育数が確保されていない現状が確認されたことから、天然記念物指定には至らなかった。

仕事唄などの芸能調査

仕事唄については、芦屋が本来農村であったことを示す「田植唄」「草取唄」「穀竿搦唄」「杵搦唄」が採録でき、「素麺作り唄」「糸紡唄」「はた織り唄」などの多彩な仕事唄も収録し、この地方特有の「石つき唄」については、一部ではあるものの中島富蔵氏から中村茂隆氏が採譜を行なっている。また、市内の各神社の祭礼に際しては、「みこしかき音頭」が唄われ、酒宴の席では「伊勢音頭」が唄われたことや、昭和四十年代末頃まで遊び唄として知られる「手まり唄」が日常的に聞こえていたことなどを記憶にとどめたい。

なお、新しい民謡の一つとして、河野茂雄作詞、山内隆補訂にかかる「芦屋音頭」も市民によく親しまれ、今

日も受け継がれている。

芸能に関するものでは、盆踊りで必ず踊られる上宮川町の「しゃこ踊り」は大正時代後半期からの定着で、伊丹市の「麦わら音頭」との関係性も深く、江戸時代後期に遡る口碑も存在する。西宮を経ての伝播経路が判っている点も貴重であるが、変容の度合いが興味深い。

また、『芦屋の生活文化史』(昭和五十四年)によると「戦前まで市内には、打出、津知、三条という旧村落に各一基、芦屋村内の五集落に各一基(山芦屋、東芦屋、西芦屋、茶屋芦屋、浜芦屋)の計八基のだんじりがあった。このうち、津知・西芦屋・茶屋芦屋・浜芦屋は戦災で焼失し、東芦屋のものは解体、三条は売却され、山芦屋・打出の二基は現存している。」とされている(なお、本書発刊にあたっての聞き取りによると茶屋芦屋にはだんじりが無かったとされる)。

昭和四十八年、山芦屋は名称を「山之町」と改称して地車(だんじり)の巡行を行なった。昭和四十九年に打出の地車の巡行が復活された。また、昭和五十七年に西芦屋が「西之町」として、昭和六十二年に浜芦屋と津知が「精道」として、平成二年から三条が新たに巡行を行なった。西之町、精道、三条は当初、神戸、西宮方面から地車を借用していたが、その後、中古地車を購入した。現在、五基の地車が存在する。

平成元年から開催されている「あしや秋まつり」には、地車の練り廻しが行なわれ、あしや秋まつりを盛り上げている。

文化財や景観の映像記録化

芦屋の歴史・風土は年々消え去っている。それらを可能な限り対象とし、より

わかりやすく市民に紹介するため、山本徹男（映像作家）の撮影・編集によって、昭和六十（一九八五）年から『荻屋文化財シリーズ』として、順次、映像資料が作成された。そのタイトルは、「荻屋川に沿って」（昭和六十年）、「宮川に沿って」（昭和六十一年）、「移りゆく荻屋―建物に見る近代住宅都市への動き―」（昭和六十二年）、「重要文化財 旧山邑家住宅」（昭和六十三年、平成元年）、「荻屋の古墳を訪ねて」（平成元年）、「表六甲のあけぼの」（平成二年）、「中世の荻屋」（平成六年）である。これらはいずれも、DVD化されて、図書館視聴覚ライブラリーやラポルテ市民サービスコーナーなどで市民が身近に利用できるようになっている。

国指定重要文化財の保存と修復

ヨドコウ迎賓館は大正十三（一九二四）年に、灘五郷の酒造家の一人、山邑太左衛門（櫻正宗蔵元）が子息の別邸として計画・建設したもので、荻屋川左岸の山手町の丘陵地形を巧みに取り込んで建築されている。当事、帝国ホテル建設のために来日中であったアメリカ人建築家で近代建築の巨匠といわれたフランク・ロイド・ライトが原設計を、その弟子が実施設計を行ない、完成に導いた。

この建物は、昭和十年人手にわたり、さらに戦後は進駐軍の社交場として使われたこともあったが、昭和二十二年に現在の所有者である株式会社淀川製鋼所の所有となり、社長公邸や貸家、独身寮として使用されていた。

昭和四十六年十一月、マンション建設のため、取り壊し計画が持ち上がったことを契機として日本建築学会など建築分野の専門家や周辺住民から保存への強い要望が出され、署名運動が起こったことから、計画は白紙撤回された。その後、所有者はその永年保存を勇断し、昭和四十八年に文化庁に重要文化財指定の陳情書を提出した。

ことが実つて、翌年五月に鉄筋コンクリート造りの建造物としては初の国の重要文化財に指定された。なお、井上利行淀川製鋼所取締役社長は本事業への貢献により昭和四十九年に芦屋市民文化賞を受賞している。

建物全体に経年による老朽化が進んでいたため、昭和五十六年度に修理の方針を策定するための予備調査を行ない、同六十年七月から三年半の歳月を費やして国庫補助事業として総事業費二億二四九六万円をかけ、国・県・市・所有者の総力を結集して保存修理が行なわれた。その結果、一般には長い間その存在さえほとんど知られていなかった旧山邑家住宅が脚光を浴び、広く認識されることとなった。

市域には多くの文化財があるが、特に重要なものについては国・県・市の指定を受け、保存に特別な措置がとられることになる。

平成二十二年四月現在の指定文化財は7・15のとおりである。

◎国指定文化財（重要文化財）

指定物件	指定年月日	所在地	公開
〔建造物〕 1.旧山邑家住宅（淀川製鋼迎賓館）	S49.5.21	山手町3番10号 ヨドコウ迎賓館	ヨドコウ迎賓館開館日 10:00～16:00
〔美術工芸品 工芸品〕 2.扇面鳥兜螺鈿蒔絵料紙箱	S45.5.25	山芦屋町13番31号 （財）滴翠美術館	特別展開催時 常設ではないため問 い合わせが必要です。
〔美術工芸品 考古資料〕 3.銅経筒	S12.5.25	個人所有	
〔美術工芸品 考古資料〕 4.埴輪男子跪坐像	S34.12.18	個人所有	
〔重要無形文化財 芸能〕 5.人形浄瑠璃文楽人形	H6.6.27	個人保持	

◎国登録有形文化財

登録物件	登録年月日	所在地	公開
1.中山家住宅主屋 中山家住宅表門および塀	H19.5.15	三条町24番16号	生涯学習課へ問い合 わせて下さい。
2.旧松山家住宅松濤館 （芦屋市立図書館打出分室） 旧松山家住宅塀	H21.1.8	打出小槌町2番	図書館打出分室の開 室日

◎県指定文化財

指定物件	指定年月日	所在地	公開
1.県指定有形文化財 芦屋会下山弥生時代住居址	S35.5.12	三条町258番地 山手中学校裏山	自由見学可
2.県指定有形文化財 伝芦屋廃寺塔心礎	S38.4.19	伊勢町12番25号 市立美術博物館庭園内	美術博物館開館日

◎市指定文化財

指定物件	指定年月日	所在地	公開
1.親王寺所蔵考古資料一括	H2.3.22	打出町3番21号親王寺	非公開
2.旧三条村共有文書一括	H2.3.22	三条町9番14号 芦屋市三条会	非公開
3.伝猿丸太夫之墓	H3.3.23	東芦屋町20番3号 芦屋神社	自由見学可
4.四季耕作図屏風 六曲一双	H3.12.6	伊勢町12番25号 市立美術博物館	歴史資料展示室 展示期間があるため問 い合わせが必要です。
5.三好長康山論裁許状 （附、挟板）	H3.12.6	伊勢町12番25号 市立美術博物館	歴史資料展示室 展示期間があるため問 い合わせが必要です。
6.日吉神社石祠	H5.3.8	津知町6番9号 日吉神社	自由見学可
7.小阪家住宅	H6.3.23	陽光町地先芦屋市	非公開
8.徳川大坂城毛利家採石場 出土 刻印石	H16.3.26	剣谷17番地先 芦屋市霊園内	自由見学可
9.会下山遺跡出土青銅製漢 式 三翼鏃	H19.3.2	伊勢町12番25号 市立美術博物館	歴史資料展示室 展示期間があるため問 い合わせが必要です。
10.金津山古墳	H22.3.19	春日町153番 156-2番	生涯学習課へ問い合 わせて下さい。

二、埋蔵文化財の保存と活用

埋蔵文化財調査の増加と概観

古墳や城跡などを例外として、原則的には土中に埋もれている「埋蔵文化財」は、本来その実態の把握にかなりの困難を伴う文化財の最たるものである。本市においては、その現状を分布地図の作成と公示によって、諸種の開発事業との調整を随時図り、周知徹底に努めてきた。

本市ではその分布状況の把握を昭和四十三（一九六八）年の台帳づくりから本格的に開始し、爾来四十年以上にわたって可能な限り保護の施策を進めてきており、阪神間でもかけがえのない歴史資料を早くから収集・記録してきたところとして知られている。近年は、芦屋川水車場跡や呉川遺跡といった芦屋の特色ある、近代生活物資、近代化資料や戦災痕跡にも目を配っている。

埋蔵文化財包蔵地分布地図は、その後、昭和五十五年、昭和六十三年、平成五（一九九三）年、平成十三年、平成二十一年と改定を重ね、現在一五六の遺跡数を数えるに至っている。出土資料の収蔵コンテナ数は一万二〇〇〇箱近くになる。

発掘調査の件数も日々増大し、芦屋の歴史を大幅に塗り替える大きな成果をもたらしている。なお、本市は平成七年一月の阪神・淡路大震災によって都市機能が喪失するような多大な被害を受けた地域であり、その渦中の埋蔵文化財保護施策についても諸条件の制約のもと、適切な対応を行なってきており、別項で記述する。こうした埋蔵文化財の調査記録は、予算のついたもの限り、記録保存の証として報告書を作成しており、現在、『芦

『屋市文化財調査報告』第八十七集までと『実績報告集』三冊分の刊行を終えている。震災後の数が六十四冊を数えるので、いかにこの十五年間の発掘調査量が多かったかが推測されよう。昭和五十一年に公刊した『新修芦屋市史』資料篇一では、昭和五十年頃までの遺跡調査の成果をコンパクトにまとめ、考古資料篇の観を呈するが、この四十年間の新事実もきわめて膨大な蓄積があり、その頃と比べて数倍以上に達した資料を市民に還元できる至便な書籍が必要な時期を迎えている。以下では、この四十年間の調査のなから、その一部を選び出し、小見出しを立てて、概要を紹介することにする。

市街地からすがたを現しはじめた古墳や古墓 市域東部の翠ヶ丘丘陵には、古墳時代前期や中期の築造である阿保親王塚古墳や金津山古墳など大形古墳の緑なす墳丘が現存している。また、山麓部の芦屋神社境内に残る横穴式石室墳は、かつてその周辺に広がっていた天神山古墳群の名残をとどめている。さらに、六甲山地前山の丘陵地帯には、八十塚古墳群や三条古墳群、城山古墳群などの横穴式石室墳を主体とする群集墳が存在している。これらは石室が地上に露出するものも多く、生活空間の中に邸宅の築山や神社内の石室として残されている。

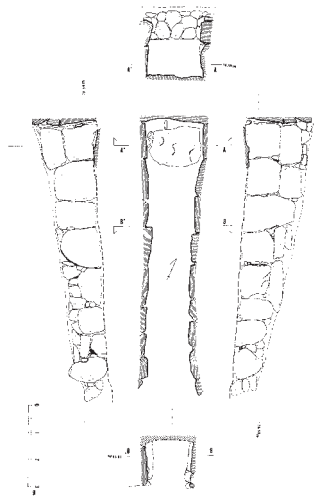
この四十年の間に、古墳の分布調査が精力的に行なわれ、加えて発掘調査も実施されるようになった結果、八十塚古墳群は、小円墳を中心に構成された数十基を数える古墳時代後期の古墳群であり、阪神間有数の規模を誇ることが明らかになった。横穴式石室から出土した多彩な副葬品の年代は、六世紀後半から七世紀中頃に及ぶ。また、稀少なものとして、縦穴系の石室を主体部とする古墳の存在も確認された。東芦屋町では、表六甲で



7-16 事前発掘調査の一例（水車場跡）

初めて奈良時代の火葬墓（藤ヶ谷古墓）が発見された。

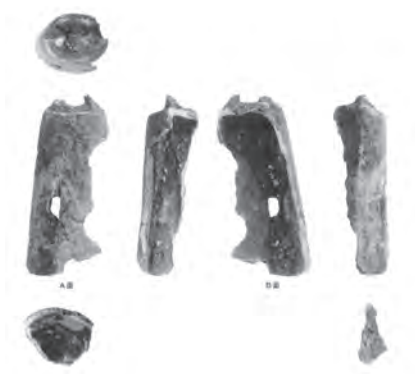
芦屋川右岸域に立地する三条古墳群や城山古墳群についても、しだいに山裾へと伸びてきた宅地開発やマンション建設によって、高座川や芦屋川に臨む斜面地に新たな古墳が見つかり、事前の発掘調査（7・16）が次々と行なわれた。そのなかには、県下最大規模の石室を内蔵した山芦屋古墳や、小規模ながら多角形の墳丘をもつ城山三号墳なども含まれる。また、昭和三十年代に石室内の発掘調査が行なわれた旭塚古墳（7・17・7・18）について、あらためて発掘調査が実施され、この古墳が、近畿地方でも特異な古墳時代終末期の横穴式石室墳であることが再認識された。墳丘前庭部や石室床面に播磨から運び込まれた多量の竜山石片が敷き詰められていること、多角形の墳丘を持つこと、墳丘前面のテラスに古墳祭祀に用いられた多くの土器類が残されていることなどから、郡司層へと連なる被葬者の姿が浮き彫りにされた。さらに、市域西端の三条岡山遺跡では、宅地の再開発などに伴って、子持勾玉や鉄刀を供献した飛鳥時代の珍しい祭祀遺構や、円筒埴輪を有する直径一〇から一五メートル程度の円墳群（三条岡山古墳群）が見出された。三条岡山古墳群は木棺直葬墳の可能性があり、横穴式石室をもつ三条古墳群・城山古墳群への変遷がうかがわれる。なお、扇状地上の寺田遺跡や月若遺跡などでは古墳時代前期に遡り得る埴輪・管玉の出土が知られているので、丘陵部分や扇状地上にこの時期の古墳が営まれていた可能性も考えられている。ごく最近では、月若



(上) 7-17 旭塚古墳実測図
(下) 7-18 旭塚古墳 (梅原章一氏撮影)

来中世に築かれた塚であったが荒廃が進み、近世に改修されたようすが観察された。持つものについても、その多くが古墳ではないことが明らかにってきた。その一方で、宅地化したまちなみの下に古墳の痕跡が埋没していることが明確化したことも重要である。その例として、金津山古墳をあげることができる。金津山古墳は従来、大形の円墳と認識されてきたが、周濠の検出状況から、短い前方部を持つ墳丘長五五メートルの帆立貝形の古墳であり、しかも二重周濠を伴うことが確認された。昭和六十一（一九八六）年には、金津山古墳の西方一〇〇メートルで、円筒埴輪、人物埴輪、赤・白・緑の顔料の塗布された形象埴輪（韋・家など）、葺石を有する古墳の濠が新たに見つかり、打出小槌古墳と名づけられた。この古墳は、たび重なる調

遺跡から大変珍しい小銅鐸がみつかった（7・19）。市域東部の翠ヶ丘丘陵には、元塚やうの塚、鞍塚といった塚や古墳の伝承を持つ遺跡が点在していたが、これらも近年の再開発によつて相次いで発掘調査の対象となった。元塚は、本



7-19 小銅鐸 (梅原章一氏撮影)

査によって、金津山古墳より大きい前方後円墳である可能性が強まった。ちなみに、出土した埴輪や須恵器から、五世紀代後半頃に、金津山古墳、ついで打出小槌古墳が築造されたと考えられる。そのほか、若宮遺跡各所で円筒埴輪や形象埴輪が出土するなど、古墳群の存在が推定されている。また、芦屋川扇状地に位置する業平遺跡において、初期の横穴式石室を主体部とする円墳（業平一号墳）が発見されるなど、宅地化・都市化が完了した場所において、多くの古墳が眠っていることが知られるようになってきた。

このように、さまざまな古墳や古墓の調査が進むことによって、この土地の開発や経営を主導してきた古代の豪族たちの出自や系譜を掌握することが可能となり、縄文・弥生時代を担った人々と奈良・平安時代に活躍した氏族の間を繋ぐ歴史を、徐々に読み解くことができるようになっていく。

古代菟原郡中枢地としての葦屋

埋蔵文化財調査の七割近くが芦屋川右岸域で行なわれてきた。昭和五十年代半ば頃より、バブル経済期をはさんで調査対象が急速に平野部へと移行していったが、この地域では特に古代遺跡の成果が特筆すべきものであり、地域の歴史像を根底から塗り替えるような発見が相次いだ。

寺田遺跡では、その西部の一角で園池状の遺構が見出だされ、出土した須恵器には、郡司層の往来を示唆す



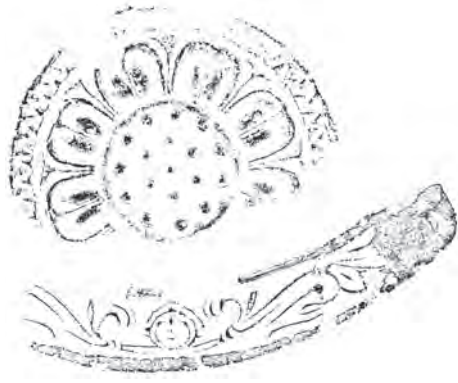
7-20 三条九ノ坪遺跡出土の木簡
(出典)「兵庫県文化財調査報告書」

六五二年という暦年代は、前期難波宮、難波長柄豊崎宮の造営時期と同年であり、当時、先進的であった文章行政の一端が知られた。

芦屋廃寺遺跡では、寺域中枢が掌握されつつあり、第六十二地点の調査では、基壇の一部と推定される埴を多用した遺構と大量の屋瓦、前身の掘立柱建物などもみつかつた。創建期の軒瓦は、八弁複弁蓮華文軒丸瓦と組み合う忍冬唐草文軒平瓦が初めて確認され、同時期の調査により古い高句麗系軒丸瓦も出土している。これらの初現期の瓦類は七世紀後半から末の年代を示し、その後の調査で月若遺跡や寺田遺跡など広範囲に分布することも追認でき、逆に大きな課題となっている。

芦屋廃寺の伽藍の完成までには数十年が費やされたとみられ、八世紀前半から中頃に一つのエポックが認めら

る「大領」^{かみ}、「少領」^{すけ}の墨書が発見された。長官・次官クラスの文字史料が県下で初めて同一地点から確認された意義は大きい。高燥な扇状地面には規則的な掘立柱建物が東西に連接して立ち並び、大規模な古代集落が一部官衙施設を併存させる姿で垣間見える。その北方、三条九ノ坪遺跡では、流路から「壬子三年」と記された干支年銘の木簡（7・20）が初めて出土し、日本でも最古級の史料として注目された。想定される



7-21 芦屋廃寺創建期の軒瓦

れる(7・21)。七三〇から七四〇年頃の供膳具を中心とする土器群が一括投棄されていた第七十五地点では、「寺」をスタンプした鉄鉢形土器をはじめ、多量の灯火具が出土した。この時期の瓦は北方、東方と分布範囲を広げており、寺域の整備と主要堂宇の建立が充足されつつあるようすがうかがえよう。

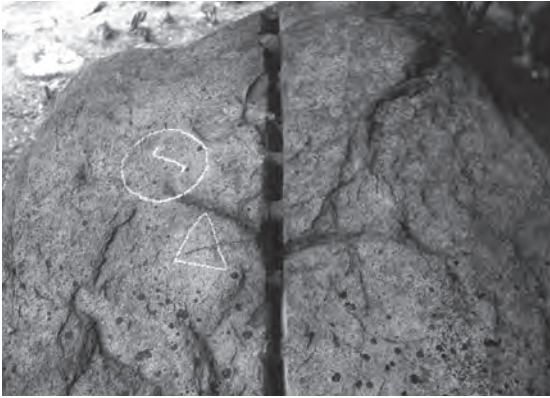
想像以上の古代遺跡の発見は、令制下の摂津国菟原郡における芦屋地域の果たした中心的な役割を一層鮮明なものとした。古代山陽道の摂津地方の拠点といえる葦屋驛家、郡を代表する芦屋廃寺、初期郡衙の候補の地と言うべき寺田遺跡や月若遺跡の動向、津へ至る南北津路の想定、津知遺跡の大型建物群や関連して近傍

に所在する深江北町遺跡(神戸市東灘区)などの津の管理や駅路経営に関わる駅戸集落の存在が浮上するなど、有機的な遺跡群を包括しており、いわゆる「官衙ブロック」の形成が判明した意義がある。

東六甲の大坂城石切場 特別史跡となつている大阪城は、江戸時代初頭に徳川家によって再築されたものである。その石垣普請は、当時の城郭建築の粋をきわめた技術を駆使して造られたものであり、みごとな高石垣に感嘆する。

この石垣の構築は、豊臣恩顧の大名を中心に西国六四家の諸大名を動員し、三期十年の歳月をかけて築かれた

天下普請として知られている。使用された石材は、遠く北部九州から、瀬戸内海の沿岸と島々、東六甲・生駒・笠置・加茂、さらには二条城、伏見城の転用石材など各所から集められたものであり、総数は一〇〇万個と推算されている。そして、石垣の大半を占める築石（平石）部分の用材を中心に、三分の一程度が東六甲の各地から供給された。



7-22 岩ヶ平の刻印石

東六甲の石切場は、神戸市から芦屋市・西宮市にかけて分布し、東西六・五キロに及ぶ。良質な花崗岩の産出地を選んだものであり、海路大坂城まで約二〇キロの至近地という立地条件から、数ある採石場のなかでも突出した石材供給率を誇っている。

この石切場の調査・研究の沿革は、『新修芦屋市史』本篇に詳しく叙述したが、昭和四十三（一九六八）年からの芦の芽グループによる分布調査が大きな基盤をなしている。今日周知された遺跡ともなっている各「刻印群」（7・22）は、全国的にもユニークなとらえ方の一つといえ、刻印を歴史資料として根幹にすえたものであり、その後の保存と活用でも継承されている。

これまでの民間調査の蓄積を受けた本市教育委員会は、昭和五十四年に国庫補助事業による分布調査を行ない、刻印石を文化財

保護の対象として取り扱いを進めてきた。昭和五十五年に公刊された遺跡分布地図には、刻印石の位置が詳しく登載されており、文化財保護行政における新たな一歩を踏み出したといえる。しかし、昭和五十年代・六十年代では、採石場単体として事前発掘調査を実施するには至らず、古墳の調査に付随して、ようやく土中の埋没石材を確認できる段階であった。

この間、特記すべきことがらとして、昭和六十三年に、山麓部ではなく海浜部の呉川町にて刻印を伴う石材が確認された。山麓部で切り出された石材を海路で運搬する際の積出場であり、東六甲と大坂城を結ぶ中継地として石切丁場と普請丁場とを結ぶ貴重な発見として注目される。

平成に入ると、採石場の調査件数は増加の一途をたどり、平成五（一九九三）年度には芦屋市墓園拡張工事に伴う事前調査が実施された。

採石遺構や刻印石、矢穴痕を持つ割石を対象とした記録保存に加え、石材の移築保存を前提とした発掘調査がひき続き進められた。平成八年度からは、国庫補助事業として採石場対象の発掘調査も随時実施された。民間の分布調査の継続と宅地開発に伴う事前調査がほぼ網羅的に行なわれた結果、岩ヶ平刻印群においては、採石大名の丁場割が推定されるまでの成果もたらされている。平成十三年度や平成十六年度には、山麓部の開発に呼応する大規模調査が実施され（7・23）、採石活動に携わつ



7-23 岩園町の石切場の調査現場

た石工の建物跡、道具の修繕・加工を推測させる鍛冶遺構の検出に加え、立地や地形環境によって違いをみせる類型別の占有丁場のあり方など、総合的な視点を生み出す成果をあげている。

本市教育委員会では、これまでのあゆみや数多くの調査成果を『発掘調査報告書』として著し、一方では、大阪城天守閣・大阪歴史学会・読売新聞大阪本社などと共同でシンポジウムを開き、成果書を作成するなど普及・啓発にも努めている。

阪神・淡路大震災による文化財の被害と埋蔵文化財の復興調査 平成七（一九九五）年一月十七日未明に起こった阪神・淡路大震災は、建物や道路、ライフラインに壊滅的な被害を及ぼし、多くの市民の犠牲者が出るとともに長年守られてきた文化財にも甚大な影響をもたらした。その直後には、歴史的建造物や指定文化財、土器などの出土品の破損をはじめ、被害情況の全般が把握された。国指定重要文化財の旧山邑家住宅（淀川製鋼迎賓館）は一部損壊し、市指定文化財の小阪家住宅は全壊した。これら指定物件以外でも、各所で数多くの歴史的建造物が倒壊し、本市の歴史的景観を担ってきた多くの文化遺産が一挙に消滅した。その後、旧山邑家住宅については平成七年六月から平成十年三月にかけて修理工事が実施され、平成十年五月によく一般公開が再開されるに至った。また、全壊した小阪家住宅は、平成八年度に移築保存ができるよう解体調査が実施され、その部材は、再建を目的に市によって保管されている。

このように激震によって数多くの有形文化財に直接的な被害が及んだのに対して、埋蔵文化財は、展示品の損壊や整理箱の倒壊、混乱、破損を除くと、大きな被害は認められなかった。しかし、埋蔵文化財が包蔵される周

知の遺跡の範囲内では、多くの建物が倒壊し、また、ライフラインとなる道路やさまざまな埋設管が寸断されており、それらの復旧や復興に伴う土木・建設工事によって埋蔵文化財が急速に損壊を受けることが予測された。緊急事態にあつては、文化財保護法に基づき平常時に実施してきた工事着手前の発掘調査が被災した市民の生活の迅速な復旧・復興の障壁になることが懸念され、その対応は、本市にとって深刻な課題となつた。

このような状況下、文化庁による平成七年二月二十三日付の「復旧工事に係る埋蔵文化財の当面の取り扱いについて」(文化庁次長通知)に基づき、同年五月末までに着工する震災に伴う復旧工事に対して、文化財保護法に基づき届出および通知を要しない取り扱いを定める運用上の軽減措置がまずとられた。さらに、平成七年三月二十九日付の「阪神・淡路大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取り扱いに関する基本方針について」(文化庁次長通知)では、復旧・復興事業の円滑な推進と埋蔵文化財保護との整合性が示され、その適用期間を平成七年六月一日から平成十年五月三十一日までの三年間と定められた。その後、被災地の復興の進捗情況が勘案され、適用期間を二年間延長する措置が採られた。

県教育委員会は、この通知に基づき適用要領を整備し、さらに取り扱いマニュアルが県および関係市町との協議をもつて作成された。具体的には、地下に埋蔵文化財の存在が確認されていても、工事掘削深度が浅く、埋蔵文化財が直接損壊しない場合には、発掘調査を不要とする内容が盛り込まれた。その結果、埋蔵文化財の取り扱いは大きく軽減され、調査期間を短縮し、調査件数を減少させるのに有効なものとなつた。

発掘調査に伴う費用については、通常は、事業者による負担が原則で、発掘届出者が個人の場合のみ国庫補助

事業の対象となり、公費負担を適用していた。しかし、震災復興調査では、中・小企業が建設する共同住宅なども被災者の住宅対策とみなし、その建設についても国庫補助事業として適用し、調査費は、公費負担で対応することとした。さらに、震災復興調査を担当する専門職員の不足も大きな課題であったが、これについては自治省と文化庁が各自自治体との調整を図り、各府県・政令市から兵庫県に埋蔵文化財の専門職員が多数派遣されることとなった。そして、本市で対応できない発掘調査については、随時、県教育委員会に派遣職員の支援を依頼し、市内における発掘調査を迅速に遂行することができた。なお、本市の調査を支援した派遣職員は、平成七年度に八府県一名、平成八年度に二三府県二市五七名、平成九年度には九府県一名となっている。また、平成九年と十年の二年間は、全国からの支援は終了したが、県教育委員会の専門職員による支援を引き続き受け、五年間にわたる震災復興調査を乗り切ることができた。

このように、抜本的な方針を示し、財源・人員が確保され、実際に発掘調査を実施する体制が整備されるなか、本市における震災後の発掘調査については、平成七年六月にようやく工事に伴う確認調査が実施されている。そして、十月に入ると本格的な発掘調査が実施されるようになった。その後、平成十一年度までの五年間で、本発掘調査は九三件実施され、調査面積はおそらく二万平方メートルを超えるものと推測される。

震災後しばらくは、住宅の復興に伴う調査が大半を占めたが、平成八年度の末頃から、若宮地区住環境整備事業や芦屋西部第一地区および第二地区土地区画整理事業、都市計画道路山手幹線街路事業などの大型公共事業に伴う調査が動き出した。これらの事業は数か年の長期にわたり、その間、本市教育委員会が調査主体となって、



7-24 現地説明会

「災復興調査の成果」を開催し、三か年の震災復興調査で出土した資料を速報的に市民に公開し、調査の意義など普及啓発に努めた。

阪神・淡路大震災は、戦後の文化財保護行政にとっても全く未経験の被害に直面したが、本市は未曾有の災害に見舞われた深刻な状況においても、この土地に根づいた歴史や文化にとってかけがえのない証人となる歴史文化遺産を後世に少しでも残し、伝えるため尽力したのである。

会下山遺跡の国史跡指定をめざして 近年の大きな動きの一つに、県史跡の会下山遺跡に再び焦点をあて、国史跡指定に向けての事業を推進したことがあげられよう。会下山遺跡は、三条町に所在する弥生時代の高地性

随時発掘調査を実施した。なお、山手幹線街路事業については、調査量の多さから本市の調査体制で対応するのは非常に困難と考えられたことと、広域的なフェニックス計画の一環として位置づけられた経緯もあって、当該事業に伴う発掘調査を地方自治法に基づく自治体間の一部事務委任として位置づけ、調査主体を芦屋市教育委員会とし、調査機関として神戸市教育委員会が、平成十二から十八年の間、発掘調査を行なう方針をとった。

震災復興調査の成果は、できるだけ現地説明会（7・24）を開催し、市民に公開した。さらに、平成九年十一月三十日から十二月十日を会期として、市民センター展示場において、「最新発掘！考古学からみた芦屋展'95～'97震

集落として全国的に知られた存在である。昭和二十九（一九五四）年、市立山手中学校が裏山にあたる会下山に植物実習園を整備したことを契機として、作業を担った中学生が発見した。その後、昭和三十一年には、遺跡の内容を解明するため、市教育委員会が調査主体となつて発掘調査を実施し、以後、昭和三十六年までに六次の発掘調査を行なつた。これらの調査は、本市における初めての埋蔵文化財調査であり、今日まで行なわれてきた本市の数多くの発掘調査の原点に位置づけられる。その結果、竪穴住居跡や祭祀場跡をはじめ、弥生時代の集落を構成するさまざまな種類の遺構に恵まれ、土器や石器、鉄器、青銅器などの遺物も数多く出土した。水稲耕作



7-25 会下山遺跡の現状

を主たる生業としていた弥生文化の時代において山に立地する集落の存在は、それまでにほとんど知られておらず、眺望が良好な立地と合わせて、典型をなす高地性集落として、その後の歴史学界に大きな影響を与えた。昭和三十五年には、これら本遺跡の学術的価値が評価され、県史跡第一号に指定された。また、発掘調査には山手中学校の生徒も主力となつて参加したが、彼らはその後地域の文化財を調査・研究し、保護する青少年団体として「芦の芽グループ」を結成し、本市の文化財の保護に協力した。

発掘された遺構は、歴史教材園（7・25）として整備され、多くの市民や登山者の憩いの場として親しまれてきた。なお、昭和五十年から

は、芦屋ライオンズクラブを中心とする市民ボランティアによって、毎年欠かさず、草刈が行なわれ、今日に至っていることも見逃せない。

歳月が経過し、最初の発掘調査からちよど五十年目にあたる平成十八（二〇〇六）年には、その半世紀の歩みを記念して、「会下山から邪馬台国へ―高地性集落の謎と激動の弥生社会―」と題した歴史フォーラムを芦屋ルナ・ホールにおいて開催し、七〇〇名を超える市民が参加する盛況ぶりであった。この気運を受けて、国史跡指定に向けた動きが始まったといえる。

具体的な取り組みを整理すると、遺跡の分布範囲と内容について、現在の学問的水準で再検証するために調査指導委員会を設置し、平成十九から二十一年度にわたり三次の発掘調査を実施した。調査は、トレンチと呼ばれる小規模な試掘坑を設け、遺跡全体の様相を把握する方法をとったが、その結果、それまで遺跡の分布範囲と考えられてきた山頂や尾根部に限らず、山腹斜面からも遺構や遺物が確認された。これらの調査成果によって、本遺跡が昭和三十年代に想定されたような狭い瘠せ尾根上に竪穴住居が数棟営まれた小規模な集落ではなく、尾根筋の縁辺や斜面、山裾の緩傾斜地にまで広がる、長期間にわたって営まれた大型の集落という見直しが行なわれた意義は大きい。

本市では、この新知見に基づき本遺跡の学術的価値を改めて評価し、国史跡の指定に向けて平成二十二年七月に文部科学大臣に宛てて意見具申書を提出した。今後、国の文化審議会による審議が順調に進めば、本遺跡は平成二十二年度中に国史跡として指定される予定である。

会下山遺跡は、本市における埋蔵文化財の調査と保護、そして活用の原点である。今後、国史跡に指定されたあかつきには、本市における歴史文化遺産の中核として、あらためてその積極的な活用の方策が問われることになろう。

第八章 学校教育のあゆみ 多面的な取り組み

第一節 教育行政のあゆみ

一. 国の指導要領と本市の対応

指導要領の改訂 一九六〇年代以降、子どもたちをめぐる環境は、大きく変化した。高度経済成長の影響を受け、都市化が進行し、地域社会の変貌が進んだ。それに伴い、高等学校や大学への進学率が上昇し、受験競争の激化を招いた。

こうした状況に対応し、文部省（現文部科学省）は、昭和四十三（一九六八）年に『小学校学習指導要領』（昭和四十六年四月施行）、翌年に『中学校学習指導要領』（昭和四十七年四月施行）、昭和四十五年には、『高等学校学習指導要領』（昭和四十八年四月施行）をそれぞれ改訂した。この改訂は、高度経済成長の影響を受けながら、系統主義の重視、科学技術教育のさらなる推進、国際的地位の向上をめざしたものであった。しかし、カリキュラムの過密化と詰め込み授業を押し進めたため、一九七〇年代に入ると、授業についていけない子どもたちが増加する一方、子どもを学習塾に通わせる親も急増した。

また、昭和五十一年から、中学校を中心に「校内暴力」が起こり、学校が荒れた。そのため、文部省は、昭和

五十二年には、『小・中学校学習指導要領』（昭和五十五年四月施行）を、昭和五十三年には、『高等学校学習指導要領』（昭和五十七年四月施行）を改訂した。これは、教育内容が高度化し、いわゆる「おちこぼれ」問題や、少年非行、校内暴力、いじめなどの諸問題が深刻化したため、教育内容を精選し、「ゆとりの時間」（学校裁量の時間）を新しく設けたものであった。昭和五十九年には、当時の中曽根康弘首相のもと、政府は、臨時教育審議会を設置した。同審議会は、昭和六十二年まで、四度にわたる答申を行なっている。

二年後の平成元（一九八九）年には、文部省は、臨時教育審議会の答申を受けて、教育課程審議会において、教育課程の改訂を行ない、『小・中・高等学校学習指導要領』（平成四・五・六年四月施行）の改訂をそれぞれ実施した。なかでも、小学校低学年の「社会科」と「理科」を廃止し、「生活科」を新設し、高等学校の「社会科」を「地理歴史科」「公民科」に再編した。

こうした状況を受けて、本市は、昭和六十三年度から、「人間尊重の教育を基盤とした生涯学習の基礎を培う」基本方針を示し、学校教育の充実を図るため、(1)学び続ける人間の育成、(2)共に生きる人間の育成、(3)心豊かな人間の育成、(4)健やかな人間の育成、(5)温かみのある人間の育成を基本目標と設定した。

平成七年一月十七日、阪神・淡路大震災により、本市の教育は、壊滅的な打撃を受けた。本市は、震災後の子どもたちの「心のケア」を中心とした「新たな防災教育」を展開し、平成八年度を、「復興元年」と位置づけ、「二十一世紀に生きるこころ豊かな人づくり」を基本方針とし、「震災の教訓を生かした、こころ豊かな人づくり」をサブテーマとして、(1)特色ある学校・園づくりの推進、(2)基礎的・基本的事項の定着と個性を生かす教育

の推進、(3)豊かなこころを育て共に生きる社会の実現をめざす教育の推進、(4)こころの琴線にふれる生徒指導と自己実現を図る進路指導の推進、(5)心身ともにたくましく生き抜く力を育てる体育・スポーツ活動及び健康教育の推進、(6)社会の変化に対応した教職員の意識変革と資質の向上の重点課題として定めた。

また、平成八年七月には、臨時教育審議会以来の教育改革の流れを受け継ぎ、中央教育審議会は「二十一世紀を展望した我が国の教育の在り方について―子どもに「生きる力」と「ゆとり」を―」を発表した。

平成九年度、本市は、震災後の復興と再生をめざす教育活動を展開し、生と死の重み・自然への畏敬の念・人と人との思いやりや助け合いの行動などの「生きる力」を育む教育を大切にし、前年度の基本方針を継承し、サブテーマを「生きる力をはぐくむこころ豊かな人づくり」とした。

平成十年、文部省は、教育課程審議会の答申を受けて、『小・中・高等学校学習指導要領（小・中学校は平成十四年、高等学校は平成十五年施行）』を、それぞれ改訂した。

本市でも、学校・家庭・地域社会の三者がそれぞれの役割を見直しながら、連携して展開する地域に根ざした特色ある教育活動を推進することとした。平成十一年度を「特色ある教育・元年」と位置づけ、「人材バンクづくり」、「特色ある教育・支援プラン」を進めた。

平成十二年三月、小渕恵三内閣の私的諮問機関として、教育改革国民会議が設置された。同会議は、十二月に「教育を変える一七条の提案」を行なった。この提案を受けて、文部科学省は、「二十一世紀教育新生プラン―インボープラン『七つの重点戦略』」を発表し、教育改革への取り組みの全体像を示した。

また、学力低下批判の影響もあり、平成十四年に、文部科学省は、「確かな学力の向上のための二〇〇二アピール『学びのすすめ』」を示した。ここでは、「心の教育」の充実と「確かな学力」の向上が教育改革の重要なポイントであり、現今の学校教育の大きな課題とされた。そして『小・中学校学習指導要領』の一部改訂、翌年に『高等学校学習指導要領』の一部改訂がそれぞれ行なわれた。さらに、平成十五年十二月には、中央教育審議会答申「初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について」を受け、「確かな学力」の育成をめざして『学習指導要領』の一部改正が行なわれた。

平成十八年、安部晋三内閣は、私的諮問機関として「教育再生会議」を設置し、同年十二月には、「教育基本法」改正を行ない、翌年には、それに関連する教育三法案（学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法及び教育公務員特例法）の改正を実施した。

平成二十年には、福田康夫内閣が「教育再生懇談会」を設置し、携帯電話持ち込み禁止や学校裏サイト防止などが検討された。また、文部科学省は、同年に『小・中学校学習指導要領』を、平成二十一年に『高等学校学習指導要領』の改訂を行なった。

本市の教育方針とその特色 本市は、国の教育政策と県の教育政策をそれぞれ鑑みつつ、独自の方針に基づいて教育行政を行なっている。戦後から現在まで、教育の目標は大きく変わってきた。学習内容については、戦後から昭和四十年代前半までは、知識、科学、技術などの体系化された教授内容を、一定の筋道に従って習得させようとする「系統学習」が重要視され、科学技術教育や国際競争力の向上などがめざされた。その後、「カリ

キュラムの過密化」などによる落ちこぼれ問題や非行問題などが深刻化したこともあって、国の教育方針は系統学習から経験学習の重視へと移行し、「基礎・基本の定着」や「ゆとり」の確保へと舵を切ったのである。

本市では、国の方針を実現するため、毎年度『指導の方針』を策定し、市立学校園に周知を図っている。『指導の方針』を追っていくと、国の方針と学習指導要領を實踐し、その理念を実現するための具体的な努力が読み取れる。昭和三十年頃までは、平和教育の推進や民主教育の推進が重要視されている。その後、昭和三十年代半ば頃からは科学技術教育や健康教育に関心がおかれるようになった。昭和四十年代半ば頃には、経済成長によって顕在化した健康問題や人権意識を重視した教育が展開されるようになった。

例えば、昭和四十七年の『指導の方針』には、主要施策として(1)同和教育の推進、(2)教育内容・教育方法の改善、(3)特殊教育の充実、(4)幼児教育の振興の四つがあげられ、健康を守り育てる施策として(1)健康教育の推進、(2)学童等の安全と災害防止、(3)学校給食の充実、(4)社会体育の振興があげられている（『教育委員会三十周年記念誌』）。

昭和六十二年までの臨時教育審議会答申に掲げられた個性重視や生涯教育への移行といった課題は、既に本市において先取りされていた。例えば、昭和四十一年度の『指導の方針』では、「子どもひとりひとりの最大限の成長をはかるためには（後略）」（『教育委員会二十周年記念誌』）、また昭和四十三年度では「ひとりひとりを生かす教育」として「児童生徒に対する深い内省的理解を基礎として、その個性能力の伸長をはかる」（『教育委員会二十周年記念誌』）など、子どもの個性に対する関心が表われている。その後の子どもへのまなざしやカウンセ

リング・マインドなどの萌芽としても読むことができる。

昭和六十三年度からは、「人間尊重の教育を基盤とした生涯学習の基礎を培う」を基本方針とし、(1)学び続ける人間の育成―自己教育力の確立―、(2)共に生きる人間の育成―人間関係の進化―、(3)心豊かな人間の育成―生活文化の向上、(4)健やかな人間の育成―体力・気力の充実―、(5)温かみのある人間の育成―人権意識の高揚―の五つの基本目標と主な努力事項を設定した(『教育委員会四十周年記念誌』)。こころの教育と生涯学習の重要性をうたうこの基本目標は平成に入ってから踏襲された。

平成十四年度から順次、実施された学習指導要領改訂による教育内容の削減、いわゆる「ゆとり教育」や完全学校週五日制の実施などを背景に、子どもたちの学力低下の議論が起こった。児童生徒が授業を十分に理解していない実態や、いじめ・不登校などの教育課題が深刻な状況であり、いわゆる「学級崩壊」も生じた。一人ひとりの個性や基礎学力の向上に向けて、複数担任制・教科担任制・少人数学習指導など、新学習システムを導入した。

国においては、教育基本法の改正、教育振興基本計画の策定などが行なわれ、小・中学校学習指導要領改訂が告示され、平成二十一年度からの学習指導要領の移行措置と次々に教育改革が進められた。

新学習指導要領では、基礎的・基本的な知識・技能を活用した思考力・判断力・表現力の育成、とりわけ「言語活動の充実」、「理数教育の充実」が示された。また、小学校から中学校につながる円滑なシステムづくりの構築、新学習システムの一層の充実が求められた。

第二節 施設整備と予算

一 市立学校園の整備

新設された学校園 昭和四十年四月の本市の市立学校園は、高等学校一校、中学校二校、小学校四校、幼稚園五園であつた。

小学校では、市北部の市街化に伴い、児童増加に対処するため、昭和四十七年四月に朝日ヶ丘小学校を開設した。また、山手小学校においても過密状況であつたため、校区審議会から「学校規模を適正化し、教育活動の効率化を高めるため、山手小学校を分割し、新しい小学校を建設すること」の答申を受け、昭和五十三年四月に三条小学校を開設した。昭和四十三年から着工した芦屋浜の埋立事業により、芦屋浜シーサイドタウンの完成に伴い昭和五十四年四月に潮見小学校、同中学校、同幼稚園を開設した。昭和五十七四月には、精道・宮川両小学校の過密の解消対策として打出浜小学校、芦屋浜シーサイドタウン内の人口増加への対応策として浜風小学校を開設した。

幼稚園では、昭和四十七年に朝日ヶ丘幼稚園、昭和五十年に西山幼稚園、昭和五十一年に伊勢幼稚園、昭和五十四年に潮見幼稚園、昭和五十六年に浜風幼稚園を開設した。

震災後の平成十一年、山手・三条校区の幼児・児童数の減少に伴い、三条小学校を山手小学校に、山手幼稚園

区分	名称	設立年月日	統廃校年月日
高等学校	芦屋高等学校	昭和36年10月21日	平成19年3月31日廃校
中学校	精道中学校	昭和22年 4月 1日	
	山手中学校	昭和22年 4月 1日	
	潮見中学校	昭和54年 4月 1日	
小学校	精道小学校	明治 5年 9月10日	
	宮川小学校	昭和 2年12月 1日	
	山手小学校	昭和 8年12月 1日	
	岩園小学校	昭和 8年12月23日	
	朝日ヶ丘小学校	昭和47年 4月 1日	
	三条小学校	昭和53年 4月 1日	平成11年4月1日山手小学校に統合
	潮見小学校	昭和54年 4月 1日	
	打出浜小学校	昭和57年 4月 1日	
	浜風小学校	昭和57年 4月 1日	
	幼稚園	精道幼稚園	明治44年10月 1日
宮川幼稚園		昭和 9年 4月 2日	
山手幼稚園		昭和 9年 4月20日	平成11年4月1日西山幼稚園に統合
岩園小学校		昭和 9年 4月 2日	
小槌幼稚園		昭和39年 4月 1日	
朝日ヶ丘幼稚園		昭和47年 4月 1日	
西山幼稚園		昭和50年 4月 1日	
伊勢幼稚園		昭和51年 4月 1日	
潮見幼稚園		昭和54年 4月 1日	
浜風幼稚園		昭和56年 4月 1日	

8-1 市立学校園の設置一覧 (資料)教育委員会20・30・40・50周年各記念誌

を西山幼稚園にそれぞれ統合した。市立学校園の設置一覧は8・1のとおりである。

施設の整備

昭和四十八年、国道四三号による騒音・振動に対処するため、精道幼稚園園舎を川西町に建設し、移転した。また、校舎の老朽化により、平成八年度に宮川小学校、平成十三年度に岩園小学校、平成十九年度に精道小学校の校舎を建て替えた。また、平成十二年度に山手小学校の統合後の新校舎が完成した。

旧耐震基準で建てられた校舎建物などで、耐震力がない建物の耐震補強工事を行なった。

小学校では、朝日ヶ丘小学校(平成十九～二十年度)、潮見小学校(平成二十一～二十二年度)で施工した。また、中学校では、山手中学校(平成十三～十五年度)、精道中学校(平成十九～二十一年度)、潮見中学校(平成二十一

（二十二年）で施工した。

二、教育予算の推移

8・2は昭和四十年から五年ごとに平成二十年度までの教育費の予算額と決算額を示したものである（ただし、昭和六十～平成元年度、平成元～五年の期間は、それぞれ四年）。予算・決算は、経常費と、校舎の建築など投資的経費としての臨時費で構成されている。

昭和四十年 決算額でみると（以下同じ）、この年は、教育費総額三億六六七〇万円（一〇万円未満四捨五入、以下同じ）、そのうち小学校費は経常費と臨時費あわせて六〇二〇万円である。この年は、高等学校費が一億一八六〇万円で総額の三三・三％を占め、総額に占める割合が最も高くなっている。

昭和四十五年 小学校費が三億七六〇〇万円、総額の四七・三％で、教育費の費目中、首位を占めている。投資的経費では、総額二億八九六〇万円のうち、二億五三九〇万円、八七・七％を占めている。北部地域の市街化に伴う児童増加に対処するため、朝日ヶ丘小学校の建設に着手、校地造成工事や新校舎設計のための費用や、精道小学校の改築を行なった費用である。精道小学校の改築が完了したことで、市立小中高のすべての校舎が鉄筋化を達成した。

昭和五十年 投資的経費は一六億三五七〇万円で、総額三一億六二四〇万円の五一・七％を占めている。

第八章 学校教育のあゆみ 多面的な取り組み

(予算)

(単位：千円)

区分	昭和40年度		昭和45年度		昭和50年度		昭和55年度		昭和60年度						
	经常費	臨時費	经常費	臨時費	经常費	臨時費	经常費	臨時費	经常費	臨時費					
教育費総計	241,735	152,650	394,385	451,678	301,536	753,204	1,503,598	954,912	2,658,510	2,494,887	2,612,655	5,107,542	3,159,940	598,091	3,758,031
教育総務費	257,201	109,480	360,681	504,971	289,609	794,580	1,326,707	1,659,719	3,162,386	2,564,142	3,454,706	6,018,848	3,078,816	6,253,542	3,714,858
小学校費	45,281	45,281	45,281	67,184	1,469	68,653	282,092	13,310	282,695	343,677	354,544	354,544	361,411	427,835	427,835
中学校費	51,961	54,800	106,751	107,648	265,314	372,642	210,550	426,655	657,205	329,836	1,748,305	2,078,141	449,744	494,248	943,992
高等学校費	55,498	4,721	60,219	122,109	253,893	376,022	193,262	316,971	510,234	283,822	2,313,724	2,597,506	420,303	454,381	874,688
社会教育費	20,707	21,240	41,947	41,559	15,000	56,539	83,597	93,300	176,897	128,882	653,720	653,302	146,023	194,600	165,423
保健教育費	21,814	22,148	46,962	42,526	14,719	57,065	73,446	93,855	167,301	189,265	802,354	991,797	141,096	178,102	178,102
幼稚園費	34,328	300	34,628	68,633	6,429	75,282	229,206	74,737	313,943	412,723	218,142	630,865	513,247	19,700	532,947
社会教育費	42,696	298	37,540	79,612	9,658	89,270	253,580	638,887	882,467	425,910	217,952	643,862	518,630	16,738	535,368
保健教育費	44,416	44,416	44,416	67,378	13,729	81,107	177,574	336,420	513,294	576,863	35,888	612,251	706,203	52,243	763,446
	14,801	14,801	14,801	32,398	1,054	33,452	202,219	358,376	700,965	389,384	307,563	411,446	71,500	823,738	103,817
	15,229	1,480	16,709	33,029	1,054	34,083	304,710	304,710	423,013	71,412	494,425	548,286	14,600	562,886	14,600
区分	平成元年度		平成5年度		平成10年度		平成15年度		平成20年度						
	经常費	臨時費	经常費	臨時費	经常費	臨時費	经常費	臨時費	经常費	臨時費					
教育費総計	3,740,793	1,828,060	5,568,853	5,218,016	2,057,993	7,276,009	4,496,470	275,265	4,124,539	208,250	4,332,789	3,361,924	820,092	4,182,016	
教育総務費	3,717,595	1,753,080	5,524,675	4,983,955	2,952,168	7,936,123	4,458,113	224,243	4,682,356	381,622	4,045,016	3,352,535	556,453	3,908,988	
小学校費	651,414	1,250	663,664	972,429	972,429	811,506	10,000	821,586	755,515	7,000	762,515	906,713	906,713	906,713	
中学校費	457,038	7,4833	713,367	840,815	1,801,92	840,815	817,819	10,933	828,432	703,249	7,066	712,315	914,089	914,089	
高等学校費	497,589	11,458	549,589	571,411	1,801,92	731,603	430,515	121,130	551,665	370,539	46,300	416,949	239,280	614,974	
社会教育費	138,249	279,380	417,629	213,592	51,451	1,160,200	330,152	172,517	10,800	183,317	161,989	142,450	304,439	355,643	
保健教育費	142,373	278,794	421,167	455,729	106,257	302,981	176,804	10,275	187,081	153,839	142,418	291,357	169,200	215,556	
	353,993	9,270	363,173	455,729	41,983	497,712	473,286	15,560	488,314	449,313	2,000	451,303	0	0	
	361,305	8,034	369,339	446,280	261,127	472,407	457,180	15,024	472,204	402,286	1,502	403,800	567,741	28,300	
	356,604	23,790	357,462	725,014	30,339	775,954	618,275	6,530	625,125	650,289	83,991	659,280	545,957	20,834	
	365,704	22,755	365,692	579,459	665,422	725,014	30,339	715,770	618,520	6,346	625,386	383,849	8,920	566,791	
	975,459	1,334,930	2,310,424	1,520,390	1,654,740	3,175,330	1,267,780	87,290	1,355,070	1,173,150	1,419	1,174,669	888,092	1,080,961	
	994,102	1,224,477	2,218,849	1,519,411	1,407,075	2,926,488	1,265,544	74,385	1,339,839	1,885,054	6,004	1,191,458	882,007	1,177,505	
	601,003	31,930	632,933	758,301	14,528	772,829	722,613	24,155	746,768	563,734	563,734	563,734	4,000	470,730	
	628,988	29,289	658,257	763,552	11,991	775,543	691,418	23,165	714,583	529,486	529,486	441,293	3,108	444,401	

8-2 教育費 予算・決算額 (資料) 「市歳入歳出決算書」

そのうち、幼稚園費が三九・二％、社会教育費が三四・一％、両者で投資的経費の七〇％以上を占めている。幼稚園に関しては浜地区の入園率を緩和するため伊勢幼稚園の用地買収および新築事業に三億六三九〇万円が投じられた。また、社会教育関係としては、福祉文化センター建設に五億五八四〇万円が充当されている。

昭和五十五年 小学校費が、総額六〇億一八八〇万円の四三・二％、二五億九七五〇万円を占めている。この年は昭和五十七年に開校を予定している浜風・打出浜両小学校の設計や三条小学校の増築工事と用地買収などを行なっている。

昭和六十年 投資的経費が六億二六五〇万円で総額三七億一四九〇万円の二一・九％で、その比率は小さくなっている。しかし、社会教育費が総額の二二・五％を占め、翌年の新図書館建設に向けての実施設計、国指定重要文化財旧山邑家住宅の保存改修など、文化施設の整備に費用が充てられている。

平成元年 投資的経費が一七億五三一〇万円で総額の三一・七％を占めている。そのうち社会教育費が一・二億二四七〇万円、六九・九％を占め、美術博物館の建設着手、野外活動センターの改修など、文化施設の整備が一段と進められた。

平成五年 投資的経費は二九億五二二〇万円で総額の三七・二％を占めている。そのうち社会教育費が一四億七一〇万円を占め、平成五年度も社会文化施設の整備に投資的経費の多くが投じられていることがわかる。

平成十・十五・二十年 平成十年度は行政改革緊急三カ年実施計画に基づき、事務事業の抜本的見直し

などに取り組み、市の一般会計も緊縮予算となり、教育費も決算額で四六億八二四〇万円、一般会計決算額五四六億七八九〇万円の八・六％となっている。特に、投資的経費は、二億二四二〇万円で教育費総額の四・八％にすぎなくなっている。平成十五年度、二十年度も投資的経費は、それぞれ二億二八四〇万円、五億五六五〇万円、教育費総額に占める比率も五・六％、一四・二％で金額、比率とも高いとはいえない。

平成十年度以降、表に掲げていない年度も含めて投資的経費が一〇億円に満たない年が過半を占めている。この時期までに教育施設の整備がほぼ完了したともいえるが、厳しい財政事情が教育予算にも影を落としている結果であるともいえよう。

第三節 学校園の状況

一．幼稚園

幼稚園の状況

兵庫県には戦前から阪神地域に幼稚園が多く設置されていた。昭和三十一年には、県内の幼稚園数は五一二園（国公立三〇九園、私立二〇三園）で、東京都に次いで全国二位で（『兵庫県教育史』）あった。平成二十一年では、七四二園（国公立五〇〇園、私立二四二園）と、東京都（二〇六二園）、大阪府（八〇四園）に次いで三位となっている（『学校基本調査』平成二十一年度）。

第一次ベビーブームによって幼児数が急増し、保護者の幼稚園教育への関心の高まりも相まって、昭和二十年後半に入園希望者が激増した。特に人口が集中した阪神地区では、定員増や園の新設など、対応策が昭和四十五年頃まで行なわれた。

昭和三十一年の市内の幼稚園は、公立（市立）幼稚園が四園、私立幼稚園が五園の計九園であった。平成二十一年では、公立幼稚園が九園、私立幼稚園が四園で計一三園となっている。

教育内容は時代によって変化している。昭和三十年代は、幼児の自発性・創造性を重視した自由遊びを中心に、表現力を高める教育がなされた。四十年代には、共通の体験をベースにした、室内で多数が活動する身ぶり表現を中心にした活動が行なわれ、五十年代には室内外での活動に移行し、自然や体力づくりへの関心が高まった。昭和六十年代になると、園児の減少のために、一人ひとりの個性を尊重する保育に転換した（『兵庫県教育史』）。

保育方針と特徴 市立幼稚園では、昭和四十七年度から、同和教育、生涯教育の観点から従来の保育内容について見直し作業を開始した。昭和四十九年度から障がい児の受け入れを行ない、障がい児を中心にした学級づくりや指導方法に工夫を重ねた。

昭和五十一年から五十三年度にかけて、「二四ヶ月カリキュラム」を策定した。このカリキュラムは、園児が自由に遊ぶことによって、自立心や連帯感・責任感、他への思いやりなど、人の心の根本的なものを育てる場にしようとするものである。生活全体を総合遊びとしてとらえ、健康、社会、自然を基盤に、生活を総合的に高め、心

情を育成することをねらいとしている（『教育委員会三十周年記念誌』）。

平成元年、『幼稚園教育要領』が二六年ぶりに改訂され、幼児が発達していく姿を捉える側面を、従来の「健康」、「社会」、「自然」、「言語」、「音楽リズム」、「絵画制作」の六領域から、「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」、「表現」の五領域にまとめ、指導を行なうための視点とした。本市ではこれを受けて、新しい視点から幼児と歩む幼稚園教育の実践に取り組んだ。平成六年、兵庫県で開催された全国幼稚園教育研究大会で、本市の三幼稚園が公開保育を行なった。

平成十一年度から家庭・地域との連携を図るため「教育ボランティア」を募り、「人材バンクづくり」に努めた。

平成二十年三月の『幼稚園教育要領』の改訂に伴い、「二四ヶ月カリキュラム」の見直しを行なった。幼児期に育てたい姿として、豊かな心情を育成することを第一に考え、知、徳、体の融合した幼児像を掲げ、幼児のこころの教育を進め、生きる力の基礎を育むための研究が深められた。それぞれの園の実状に即した研究テーマを掲げ、その具現化を図っている。そのほか、子育て支援の一環として、幼稚園の降園後、親子のふれあい、子ども同士のかかわり、また保護者同士の交流が図られるように親子に園庭を開放している。

本市に所在する私立幼稚園の歴史は古く、大正十一年に芦屋聖マルコ学園愛光幼稚園、甲陽学園甲陽幼稚園が開園し、昭和二十八年に芦屋大学附属幼稚園、昭和二十九年に芦屋みどり幼稚園が開園した。それぞれ独自の教育方針を掲げ、三から五歳児を対象に特色のある保育を実施し、計四六一人（『学校基本調査』平成二十一年度）が在籍している。

二、小学校

学習活動

本市の公立小学校では、昭和四十六年からの同和教育の取り組みにより、児童一人ひとりを大切に、差別を許さない教育を基礎に進めた。これまでの授業運営を見直し、子どもが自主的、主体的に課題解決ができるように、また、同和教育推進のための加配教員を配置するなどさまざまな取り組みを進めた。さらに、通知簿の評価方法の改善を行ない、これまでの相對評価を廃し、児童一人ひとりの到達度による絶対評価に切り替えた。評価の観点が児童や保護者にわかりやすく、学習の励みになるよう工夫を重ねた。

昭和五十八年度は、新たな事業として、緑豊かな自然のなかに一定期間滞在し、自然の観察、創作活動や地域交流などを内容とする体験活動が一校をモデル校として実施された。平成元年から自然学校として全校で実施されている。また、児童の個性の伸長を図り、自主・創造的な学習活動を奨励する事業として、毎年、「自由研究発表大会」「自由研究・教育活動展」などを開催している。

平成七年の阪神・淡路大震災の体験を生かして、平成八・九年度には文部省の防災教育モデル地域指定事業の指定を受け、研究成果を発表した。また、「いのち」を守る防災マニュアルを編集発行したり、市立学校園一斉避難訓練などを実施した。

平成十四年度に創設された「生活科」や「総合的な学習」に関しては、その趣旨について保護者などへの広報活動を行ない、理解と協力を得て実施した。また、国際理解の一環としてコミュニケーション力を培うため英語

活動を実施した。

平成十六年度、「学力向上研究支援プラン」や「学力向上フロンティア事業」などの研究を通して、学習指導要領の内容理解を深め、学力向上の一層の充実を図った。低学年の複数担任制、高学年の教科担任制、小中学校での少人数指導など新学習システムを活用し、指導方法の改善に努めた。また、児童の読書意欲を喚起するため朝の読書タイムや保護者・教育ボランティアによる本の読み聞かせなどを実施した。

平成十七年度は、「学力向上パワーアッププラン」に基づき、ドリルタイムなどの個別の学習を通し、基礎・基本の学習の定着や宿題などの課題学習の見直しを行ない、学ぶ習慣を身に付けさせる工夫を行なった。また、開かれた学校づくりをめざして、教育活動の公開など、学校からの積極的な情報公開に努めた。

平成二十年度は、幼児・児童・生徒の豊かな「人間力」を育むため、「ブックワーム（本の虫）、苜屋っ子」の育成をめざして、学校園・保護者・市民・図書館関係者の参画と協働による「子ども読書の街づくり」に取り組み『ブックワーム苜屋っ子 本が大好き読みたいな 子どもに読ませたい図書リスト四〇〇選』を作成し、リストを配布した。

三三 中学校

学習活動 本市の公立中学校では、昭和四十六年以後、一人ひとりを大切にす「個の指導」へと転換した。いわゆる「落ちこぼれ」をなくすために、授業改善の工夫や「教科複数担任制」を行なった。

昭和五十八年度から、生徒の個性の伸長を図り、自由・創造的な学習活動を奨励する事業として「総合文化祭」「総合音楽会」「自由研究発表会」「学校園教育活動展」「工夫創作作品展」などを開催した。昭和六十年代から、国際理解教育を推進するため、三中学校合同の「英語祭」を開催した。英語祭は、暗唱・スピーチ部門、英語作品の展示や英語劇、英語の歌など多彩な内容で実施してきた。平成十九年度に事業の見直しを行ない、英語作品の展示が中学校総合文化祭に引き継がれている。昭和六十三年度から、外国人講師による英語科の授業を実施し、ネイティブ・スピーカーの話の内容を聴き取ったり、発音を学ぶなど一定の成果をあげている。

平成三年度から三中学校がボランティア活動に関して指定研究を受け推進した。内容は、市内の福祉施設の三田谷治療教育院との交流、ボランティア活動の研究、仮設住宅の住民との交流であった。仮設住宅の住民との交流はその後、震災復興住宅の高齢者との交流へと深まっていった。平成七年の阪神・淡路大震災を境にボランティア活動への意識が一気に高まり、その活動が充実してきたことが大きい。学習面については、基礎・基本の学力を重視した学習指導を進め、生徒の個性を生かした学習指導に取り組んできた。

平成十年度から地域の福祉施設や公共施設に通って学ぶ「トライやるウィーク」が実施された。この事業は、二年生の生徒を対象に、生徒の主体性を尊重したさまざまな活動や体験を通して、豊かな感性や創造性などを自ら高めたり、自分なりの生き方をみつけることができるよう、支援するものである。

中学校においては、日々の教材研究をもとにした基礎・基本の定着を図る授業を実践してきたが、よりきめ細かく個人差に応じた指導ができるよう、平成十八年度から学習指導員（チューター）を配置し、数学の授業など

において、少人数による授業や複数教員による授業を行なっている。

進路指導と進路

進路指導とは単に進学先を選択するだけでなく、人間としてのあり方、生き方の指導である位置づけ、進路指導計画を立てている。そのなかで、冊子「進路の学習」を活用し、「学ぶことの意味」、「職業を考える」、「男女共同参画」など幅広いテーマで進路を考えられるように取り組んでいる。

平成十七年度選抜より神戸第一学区と芦屋学区との統合により、本市の生徒の卒業後の進路選択の幅が大きく広がることとなった。また、県立芦屋高等学校が全県から受験可能な単位制となり、各中学校ではよりよいねいに生徒の興味・関心、適性を考慮した進路指導が求められるようになった。

本市では、市立中学校を卒業した生徒の高等学校進学率は非常に高く、昭和四十六年の時点で九五・八%であった。全国で高等学校に進学する生徒が九〇%を越えたのが昭和四十九年であることを考えると、非常に早い時期に高校への進学が市民の間に定着していたといえる。

四・高等学校

高等学校の現行の学科制度は、第一に教育課程、第二に学年による教育課程、第三に学科による教育課程の三つによって分類される。第一は全日制・定時制・通信制という区分、第二は学年制・単位制という区分、第三は「普通教育を主とする学科」(普通科)・「専門教育を主とする学科」(専門科)・「普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科」(総合学科)、という区分である(『現代教育史事典』)。

平成二十一年度において全国レベルでみると、通信制を除く全日制と定時制の生徒数三三三万八八六一人のうち、全日制三二二万七六七六人、定時制一一万一一八五人となっており、十年前と比較すると全日制は約八七万人の減少、定時制は六五〇〇人の増加である。また、本科普通科に在籍している生徒数は二四一万四三四四人で七二・三％、専門科は七五万八七五二人で二二・七％、総合学科は一六万五七六五人で五・〇％となっている（『学校基本調査』平成二十一年度）。

特に、学年の区別なく、また生徒個人の興味関心に応じて受講する科目が選択できる単位制は、昭和六十三（一九八八）年から定時制・通信制課程において導入され、平成五（一九九三）年から全日制でも設置が可能となった。普通科単位制を採用する高等学校は、平成二十一年度の時点で全国に五三九校あり、北海道の三〇校に続き、兵庫県は二五校で二位である（『学校基本調査』平成二十一年度）。

市立芦屋高等学校 市立芦屋高等学校は、昭和三十七年設立され、平成十九年三月、四十五年の幕を閉じ廃校になった。同校では、昭和四十六年以後、同和教育の推進とともに、一人ひとりを大切にする「個の指導」へと転換し、昭和四十七年度に肢体不自由生徒、昭和四十九年度に障がい児（知的障がい）を受け入れた。昭和六十二年度から国際理解教育を推進するため、外国人講師による英会話授業、昭和六十三年度から中国語の授業を実施した。また、「市立芦屋高等学校生徒海外派遣」（昭和六十三～平成四年）、「市立中学校・高等学校生徒海外派遣」（平成五～十三年）事業として、本市の姉妹都市であるアメリカ合衆国モンテペロ市など（昭和六十三～平成十一年）およびオーストラリア国ヴィクトリア州ナザリアに生徒を派遣し、ホームステイをしながらの語学研

修や現地校の生徒などとの交流を深めた。しかし、昭和五十年代後半から全国的に「教育荒廃」と呼ばれる事象が発生し、本校においても中途退学者や問題行動の増加が表面化してきた。

平成十二年二月、県教育委員会は、「県立高等学校教育改革第一次実施計画」を提示した。そのなかで、今後の高等学校は、生徒の興味・関心や進路意識が多様化し、新たな学校・学科・教育方法が求められること、また、本市のような小さな通学区域の見直しも検討課題とされた。少子化による生徒の減少、中途退学者の増加などの実状をふまえ、本市は、現実的な対応策とともに、長期的な構想を立てるため、「芦屋市学校教育審議会」に「今後の高等学校教育の在り方について」を諮問するなど、市内部において慎重に検討を重ね、平成十九年三月に廃校することを決定した。

県立高等学校 県立芦屋高等学校は、昭和十五年に設立された旧制の県立芦屋中学校を前身とし、平成十七年度に普通科単位制に学校改編をした。

県立芦屋南高等学校は、昭和五十四年に開校したが、平成十五年の県立国際高等学校の開校に伴い平成十七年三月に閉校となった。県立国際高等学校は、国際教育の専門科単位制高校として県下唯一の国際文化コースを設けている。

定時制の県立武庫高等学校は、昭和二十三年四月に開校し、働きながら学ぶ生徒の教育にあたったが、時代の変化とともに生徒数が減少し、平成十六年廃校となり、五十六年の歴史に幕をおろした。

五. 私立中・高等学校

本市には、甲南学園甲南高等学校・甲南中学校、芦屋学園高等学校・中学校がある。

甲南高等学校・甲南中学校の前身は、大正八年に設立された七年制の旧制高等学校で、昭和二十二年学制改革により中学校を、昭和二十三年に高等学校を開校した。昭和三十八年、神戸市東灘区から本市に移転した。

芦屋学園高等学校・中学校の前身は、昭和十一年に設立された旧制の芦屋高等女学校で、昭和二十二年学制改革により芦屋女子高等学校・芦屋女子中学校として開校した。昭和六十年、高等学校に国際文化科を増設した。

昭和六十一年に芦屋学園創立五十周年を機に、芦屋大学附属高等学校・中学校に校名を変更し、平成二十一年に芦屋学園高等学校・中学校と改称した。

六. 中等教育学校

平成九（一九九七）年、第一五期中教審の第二次答申において提唱され、平成十一年に制度が発足した中高一貫教育は、中学校と高等学校の教育が中等教育として一貫して行なわれることをめざしたものである。実施形態には、「二つの学校において一体的に中高一貫教育を行う『中等教育学校』、地方公共団体等が中学校と高等学校を併設し、高校入学者選抜をなくして一貫教育を行う『併設型』、既存の市町村立中学校と都道府県立高等学校の間で教育課程の編成や教員・生徒の交流などで連携を深める『連携型』、の三つがある」（『現代教育史事典』）。

平成十五年四月に開校した県立芦屋国際中等教育学校は、「一つの学校において一体的に中高一貫教育を行う」中等教育学校であり、国際科をおいた学校としては国内初である（「文部科学省ホームページ」）。

七．大学

芦屋女子短期大学

芦屋女子短期大学は、昭和三十五年、「家政科」のみの単科短期大学として開学した。

昭和四十三年四月に英文科と幼児教育科を設置した。翌年四月には、家政科、英文科、幼児教育科を家政学科、英文学科、幼児教育学科に変更した。英文学科は、当時、外国人教師の指導で授業が行なわれるトークショップが設置され、注目された。その後、平成十七年四月、家政学科に「調理師コース」を設け、新たに文化福祉学科を開設した。「調理師コース」は、兵庫県の短期大学では初めての設置コースとして注目された。

平成十九年四月、家政学科を生活創造学科に名称変更した。

芦屋大学・芦屋大学大学院

芦屋大学は、昭和三十九年、教育学部教育学科のみの単科大学として開学した。

昭和四十一年に産業教育学科、昭和四十七年に英語英文学教育学科、翌年に児童教育学科を増設した。

昭和四十四年に、芦屋大学大学院教育学研究科教育学専攻修士課程・博士課程を開設した。教育学の博士課程は私立大学の数少ない大学院のひとつである。また、昭和六十年には、大学院教育学研究科に英語英文学教育専攻および技術教育専攻・修士課程を開設し、大学院の拡充を図った。

昭和五十三年十一月、世界七か国の関係者が参加する「職業指導学国際会議」(文部省後援)を開催した。この会議では、各国の職業指導の歴史と問題点などが報告され、以後、芦屋大学で、七回にわたり、「職業指導学国際会議」が開催された。

平成十五年に、経営教育育成センター、平成十七年に、国際交流センターおよび教職教育支援センターをそれぞれ開設し、学生の支援体制を整備した。

平成十八年四月、英語英文学教育科を国際コミュニケーション教育科に変更した。また、五月に経営教育学部を新設し、平成十九年四月に、教育学部を臨床教育学部に変更した。さらに、大学院にアスベルガー研究所(翌年、発達障害教育研究所と改称)を設けた。

第四節 特別支援教育

一 特別支援教育の歴史

法制化のあゆみ 戦後の占領期の教育改革により教育を受ける権利が障がい児にも適用され、九年間の義務教育が保障されることになった。その特徴は、(1)戦前まで義務教育から排除されていた障がい児にもひとしく教育を受ける権利が保障された、(2)戦前に通常学校とは異なる勅令や規則・省令で規定されていた盲・ろう・養護

学校と特殊学級が学校教育法のなかに一元的に法制化された、(3)盲・ろう学校に加え戦前に任意設置であった養護学校が都道府県の設置義務となった、(4)教育対象や教育形態が拡充されたという四点にまとめられる(『現代教育史事典』)。

盲・ろう学校の義務制は昭和二十三年度に実現し、学年進行で九年かけて実施された。養護学校(精神薄弱・肢体不自由・病弱)の義務制は大幅に遅れ、昭和五十四年度によりやく実現した。

当時は特別支援教育を特殊教育と呼んでいたが、障がい児教育の発展は大きく二つの時期に分けられる。

第一の期間は一九六〇から一九七〇年代まで、高度成長に伴う公害の拡大・深刻化による重度心身障がい児が増加した時期であった。この時期、障がい児が教育を受けることは権利であるという認識が生まれ、その権利の獲得が課題であった。実際、障がい児の労働訓練が人格の形成よりも重視される傾向があり、そのうえ、重複障がいのある子どもは「教育不可能」と考えられていた。したがって、労働力として見込めない重度の障がい児は特殊教育の対象から外されていた(『障害児教育の歴史』中村満紀男・荒川智編、明石書店、二〇〇三年)。前述のように養護学校の義務制が昭和五十四年度まで実現しなかったのは、このような考え方によるものだと思われる。

第二の期間である一九八〇から二〇〇〇年代までは、障がい児教育の拡充期ととらえることができる。昭和五十六年の国際障害者年と、それに続く「国連障害者の十年(一九八三―九二年)の取り組みがあり、日本社会も高度成長期を終えて「成熟社会」への移行を始めた時期である。障がい者教育の義務制が法的に一応整った後は、その整備や教育体制・内容を充実させる取り組みが始まった。特に、障がい児と健常児の対等・平等な関係

をつくり、人格の形成、人権意識と障がいの科学的理解を進めていくため、障がい児学校と協力校、また障がい児の居住地にある学校とが交流する「交流教育」や、重度の障がい児の学習を保証するための「訪問教育」などの充実が図られ、平成五年からは通級による指導も制度化された。この時期にはまた、就学前教育と後期中等教育の整備も課題となった。学校や障がいの種類によって温度差はあったものの、高等部への進学は、一九九〇年代末には希望者のほとんどが進学できるようになったのである。

その後、平成六年にユネスコの主催でスペインの都市・サラマンカで開催された「特別なニーズ教育に関する世界会議」において採択されたサラマンカ声明によって、「障がいを持つ子ども」は「特別な教育的ニーズのある子ども」として認識・表現が改められ、それを受けて平成十三年に、文部科学省は「特殊教育」を「特別支援教育」と改めた。平成十八年の法改正により、平成十九年から特別支援教育が実施されることになった。また、この時期より、特別支援教育の対象としてLD（学習障がい）やADHD（注意欠陥多動性障がい）が追加され、通常の学級において特別の教育課程によることができるものとなった。

特別支援教育は、重度の障がいのある児童生徒を対象とした特別支援学校と、中度・軽度の障がいのある児童生徒を対象とする特別支援学級がある。特別支援学校には、平成十八年度までは盲学校、ろう学校、養護学校の三種類があったが、学校教育法の一部改正により、平成十九年度から特別支援学校に一本化された。全国では一〇三〇校に三万五六二人の児童生徒が在籍しており、兵庫県では四二校に四三六五人（「学校基本調査」平成二十年度）が在籍している。

平成二十二年四月、県立芦屋特別支援学校が開校し、小学部六〇人、中学部五六人、高等部一二二人の計二三七人の知的障がいのある児童生徒が在籍している。

中度の視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱の障がいのある児童生徒は、小学校・中学校に設けられている特別支援学級に通い、軽度の障がいのある児童生徒は、通常の学級に在籍し、通級による指導を受けている。

少子化が進行しているにもかかわらず、知的障がいのある児童生徒の数は減っていない。全国でも県でも、障がいのある児童生徒数は単純増加傾向にある。ただ、盲学校の児童生徒数は、全国でも兵庫県でも、昭和五十年代から減少傾向にある。県の状況をみると、肢体不自由の養護学校在籍者も昭和五十年をピークに減少、病弱養護学校の在籍者も昭和三十八から四十七年まで微減、その後横ばい状態が続いた後、昭和五十七年をもう一つのピークにして減少している。これは、「医学や公衆衛生の進歩により、末梢の感覚器官に障害がある盲児が減少したことによるといえよう」。一方で、急増したのが知的障がいの養護学校在籍する児童生徒である（『兵庫県教育史』）。昭和四十五年では三〇〇人程度であったのが、昭和五十年には約八〇〇人になり、昭和六十年代には二〇〇〇人に達して以後横ばいになっている。

知的障がいへの関心が生まれたのはかなり遅い。県では、昭和三十二年に神戸大学教育学部付属明石小学校、昭和三十七年に同中学校に特殊学級が開設され、昭和三十八年には神戸市立青陽養護学校が精神薄弱養護学校として設置されたのが本格的な始まりである（『兵庫県教育史』）。

三田谷治療教育院

昭和十三年、三田谷啓さんたやひろう（一八八一—一九六二）によって設立された私立翠丘小学校は、障がいのある子どもたちを受け入れ、その治療教育にあたった。同校は同校卒業生の中学校教育も代行し、昭和四十七年、本市から中学校教員を派遣していたが、昭和五十三年度から同校卒業生を公立中学校に進学させるととした。なお、同校は平成元年まで存続した。

発達障害教育研究所

芦屋大学大学院に発達障害教育研究所が併設されている。この研究所は、アスペルガー症候群の治療教育・研究を行なう施設として全国初の試みであり、アスペルガー研究所として平成十八年六月に開設され、平成二十年四月に名称が変更された。子どもの発達支援を行なう臨床教育をめざすなか、「生得的な特質があり、社会適応の可塑性を持つアスペルガー症候群の組織的研究が、非常に遅れていることを憂い、適切な教育と社会生活上のサポートプログラムによって、弱点をカバーし、彼らの持つ長所、可能性を伸ばす方策を、研究する」という趣旨を掲げ、「臨床教育、臨床心理、精神科医、脳科学者、社会学者等が協力して」研究を進めるといふ体制をとっている。

本市の特別支援教育

本市では、豊かな心を育て、生きる力を育む教育をめざし、障がいの種類・程度・特性に応じた教育を受けることにより、基本的な生活態度および生活習慣を養い、自立と社会参加のために必要な知識・技術を身につけのばすよう指導してきた。昭和五十二年六月、芦屋市中心身障害児適正就学指導委員会規則を制定して以来、その就学指導委員会の答申に基づき、適正な就学指導を行なっている。昭和五十七年度から他市に先がけて実施している「なかよし交流キャンプ」は、障がいのある児童と障がいのない児童が共に一泊二

日のキャンプを通して交流している。

平成十六年度から特別支援学級の児童生徒への学習活動などの補助を目的として介助員、平成十八年度からLDおよびADHDなどの発達障がいのある子どもへ通級指導を行なう学校生活支援教員、平成十九年度から通常学級に在籍する発達障がいのある児童の支援としてスクールアシスタントをそれぞれ配置し、きめ細やかな指導を行なっている。

みどり学級 昭和四十二年に旧青少年センター内で小学校肢体不自由学級（みどり学級）、翌昭和四十三年に中学部を開設。昭和五十五年までに、成人部・幼稚部・乳幼児部を併設した。

昭和五十六年「住宅つき生涯学級」構想のもと、コミュニティ・ケアを基本とした肢体不自由児者通園施設（みどり学級）が、県・市の協力で、芦屋浜住宅団地内に完成した。

学級では、乳幼児から成人まで一貫した生涯にわたる教育・訓練プログラムを作成し、児童・生徒の学力や体力の向上のほかに趣味や特別技能の習得を基本とした結果、油絵、書道、将棋などに能力を伸ばして個展を開いたり、アマチュア将棋の全国大会で活躍した生徒を輩出した。

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、液状化により、園庭や建物周辺内部に大きな被害を被ったが、平成十一年に理学療法士の再配置、平成十一年に看護・養護職の配置を行ない、訓練や医療的ケアの充実に努めた。

平成十八年度末で在籍する児童・生徒がいなくなったため、平成十九年度から一八歳以上を受け入れる福祉施設「芦屋市立みどり地域生活支援センター」として組織改編を行なった。

特別支援教育センター 平成十九年度に、保護者および教員への指導・助言を行なうため、学校教育課内に特別支援教育センターを開設し、翌二十年度に体育館・青少年センター内に、移設した。

特別支援教育センターの業務は、(1)保護者等への教育相談・支援、(2)幼小中学校教員への相談・支援、(3)幼小中学校内研修への相談・支援、(4)関係機関への理解・啓発・連絡調整、(5)情報の提供及び情報の管理、(6)学校教育課の特別支援教育に係る事業との連携である。

第五節 同和・人権教育

一、同和・人権教育のあゆみ

学校における同和・人権教育 市教育委員会は、昭和四十四年八月に策定した「芦屋市同和教育の方針」のなかで、「同和教育は、法の下での平等の原則に基づき、現に社会の中に根強く残っているさまざまな差別をなくし、すべての国民に人権尊重の精神を身につけさせる教育である」と規定し、同和教育の推進に努めてきた（本市の人権推進・同和对策のあゆみについては、第一章第八節を参照）。昭和四十八年から同和教育指導員を配置した。同指導員は、各学校の同和問題に関する取り組みについての指導助言、研修会での講師、その他市民グループなどに指導助言を行ない、同和教育の推進に多くの実績を残した。

昭和六十一年十二月の市同和対策審議会の基本答申で、「本来の同和教育を具体的に推進する条件を明確にする」必要などが指摘された。小中学校では、年間指導計画・実践報告などを共通課題として「幼小中学校の同和教育」として冊子にまとめた。また、人権啓発活動として、全国的に行なわれる「憲法週間」、「差別をなくそう県民運動」、「人権週間」など積極的に取り組んだ。

平成八年十二月の芦屋市同和対策審議会の答申、「芦屋市における今後の同和施策のあり方について」において「同和施策の基本的方向」と「個別対策のあり方」が示された。個別対策のあり方に関して、(1)基礎学力の充実―学習指導の工夫・改善の必要性と地区児童・生徒の自立的な生活・学習習慣を身につけていくための事業の検討、(2)人権教育―すべての基本的な人権を尊重していくための人権教育として推進する、と指摘されている。この答申をふまえ市教育委員会は、(1)基礎学力の充実に関して、従来より、各校に対して基礎学力の充実のための教育委員会指定研究を行なってきたが、これを継続するとともに、各校においてなおいっそうの学習指導の工夫・改善に努め、一人ひとりを生かす教育の充実を図る、(2)人権教育については、県教育委員会作成の「友だち」、「防災教育副読本」などの利用により、人権教育を推進し、共に生きる社会の実現をめざして主体的に取り組む児童生徒の育成を図る、との計画を平成九年二月に策定した。

同和教育は、教育と啓発に分け、教育の部分は学校教育、啓発の部分は社会教育へ移行した。学校では、授業推進委員会や人権推進委員会を設置し、学校教育の基盤として人権教育を進めている。また「同和問題」に限らず、「男女共生」、「多文化共生」、「特別支援教育」など人権にかかわる課題の解決に向けて総合的に推進するための

体制の整備・充実に努めている。

第六節 学校問題への対応

一、青少年の非行問題の多発化

一九八〇年代に入ると、本市でも、青少年の非行問題の多発化が、学校教育の抱える最も深刻な課題のひとつとしてあげられるようになった。なかでも、中学校における校内暴力やいじめ、不登校などの問題は、深刻度を増していった。

本市では、個々の生徒の立場や環境を十分に考慮して、適切な指導を行なうことを基本にして、学校内体制の確立、家庭や地域との協力関係の強化を図った。また、学校間の情報交換・連携を図るため生徒指導担当者連絡協議会を設け、相互理解と共同指導体制を確立した。さらに、警察署・児童相談所・家庭裁判所などの連絡調整のほか、シンナー・ボンドの販売店に対して、非行予防の協力を要請して青少年を取り巻く環境の浄化に努めてきた。その結果、校内暴力など問題行動が減少しはじめ、平成三年度以降は著しく減少した。

平成七年一月の阪神・淡路大震災以降、個々の生徒との教育相談など充実を図った。平成十八年には、全国的にいじめの問題から自ら命を絶つという痛ましい事件が続き、本市では、命の大切さを訴えるとともに、いじめ

の早期発見に努めた。

二、カウンセリングセンター

青少年のもつ悩みや困難を解決して、健全な成長発展を援助することを目的として、青少年、保護者、教師の相談に応じるために昭和五十七年十一月「芦屋市カウンセリングセンター」が開設された。教育・思春期、ストレスなど各分野ごとに、専門のカウンセラーが面接および電話による相談に応じた。開設時から全国的に例のない夜間の相談業務を実施しており、相談件数は年を追うごとに増加した。

相談件数は、開設当初は二四三件であったが、相談内容の多様化に伴って昭和六十二年度には最大の一六二六件となった。平成十一年度は、健康や不登校を中心に計五九九件、平成二十一年度は、不登校や親子関係を中心に計一六六件である。

三、芦屋市生徒指導連絡協議会

昭和六十一年に「芦屋市生徒指導連絡協議会」が結成された。それまでの生徒指導担当者会を前身とし、市内の生徒指導に関する研修、情報交換などが各校担当者（一高校、三中学、九小学校の生徒指導担当者と愛護センター担当者、および平成十年からは適応教室担当者、教育委員会担当者）によって、一層自主的に充実されるものとなった。芦屋警察署少年係など関係諸機関との連絡会議や長期休暇に備えて、市内大型店との話し合いがも

たれるなかで、市内中学校における暴力事件の数も平成元年に入り、減少し始めた。平成三年度以降、市内三学が落ち着きをみせてきたことに伴い、いじめや不登校といった、心のケアを要する生徒指導への取り組みに重点をおき活動してきた。

四・適応教室（のびのび学級）

児童生徒の不登校の問題は、大きな社会問題になってきている。本市でも、緊急かつ重要課題であると位置づけ、平成十（一九九八）年四月一日、不登校児童生徒一人ひとりに応じた教育相談や適応指導・保護者への支援、関係機関との連携を図りながら学校生活への復帰をめざす施設として、適応教室が開設された。平成十一年四月、適応教室は、芦屋市青少年愛護センター内から西山幼稚園との統合により閉園となった山手幼稚園に移転した。この適応教室の移転により、中庭をはじめ、池、花壇、畑、運動場、ホールなどの施設環境や施設周辺の自然環境を活かした活動を行なうことができ、通級児童生徒の「心の居場所」になっている。また、適応教室は、学校をはじめ、広報、芦屋ケーブルテレビなどの啓発活動により、その存在が広く知られるようになり、相談件数が増えた。その後、適応教室は、不登校児童生徒の支援施設として、学校・家庭および関係機関、関係組織との連携を大切にした取り組みを進めている。こうした活動や取り組みの結果、学校に復帰する通級者が始めている。

五. 打出教育文化センター

教育および文化の振興を図るため、平成三年四月に開設された。同センターは、昭和二十七年に設置された教育研究所を前身とする教育機関である。主な事業は、(1)教育に関する専門的、技術的な事項の研究、(2)教育関係職員の研修、(3)教育相談、(4)教育資料の収集および提供、(5)学校のネットワークシステムに関する事業、(6)教育や文化に関する事業のほか、会議室を地域の自治会・団体などに貸し出しを行なっている。

平成三年度は、国際理解教育、生活科教育など五研究部会を設け、教育に関する専門的、技術的な事項の研究に取り組んだ。また、理科実習、国際理解など五講座を開催し、教育関係職員の研修を行なった。平成二十年度は、外国語活動部会、情報教育部会など五部会で研究に取り組むとともに、「学校の野菜作り」、「裁判員制度」、「情報教育講座」など七三講座を開催し、多くの教育関係者の参加を得て実施した。

第七節 震災時の学校と地域

一. 避難所としての学校

被害の実状

平成七年一月の阪神・淡路大震災によって、本市では、市民四二九人が亡くなり、三二二八

	1月17日	1月20日	1月31日	2月28日	3月31日	4月30日	閉鎖日
精道中学校	1,000	2,000	650	220	75	43	5月21日
山手中学校	200	200	54	46	28	17	5月14日
潮見中学校	400	720	100	15	閉鎖	閉鎖	3月 1日
精道小学校	1,000	2,030	642	409	195	120	5月16日
宮川小学校	1,000	1,000	530	136	100	71	5月21日
山手小学校	150	300	176	36	10	6	5月10日
岩園小学校	500	1500	348	250	122	51	5月21日
朝日ヶ丘小学校	100	250	77	閉鎖	閉鎖	閉鎖	2月 7日
三条小学校	300	130	113	55	55	18	5月15日
潮見小学校	1300	1000	247	68	3	閉鎖	4月14日
打出浜小学校	50	350	256	110	43	33	5月21日
浜風小学校	400	1500	296	27	閉鎖	閉鎖	3月15日
精道幼稚園	150	200	19	12	閉鎖	閉鎖	3月16日
宮川幼稚園			160	63	35	12	5月21日
小槌幼稚園	700	700	170	105	52	閉鎖	4月24日
朝日ヶ丘幼稚園	70	350	103	33	閉鎖	閉鎖	3月29日
西山幼稚園	300	300	102	50	33	21	5月15日
潮見幼稚園	170	170	50	閉鎖	閉鎖	閉鎖	2月22日
学校園小計	7,790	12,700	4,093	1,635	751	392	

8-3 避難所・避難者数の推移

(出典)『芦屋の教育復興を求めて 阪神・淡路大震災の記録』市教育委員会

人が負傷した。公立の学校園に在籍する児童生徒の内、幼稚園では三人の園児、小学校で二人の児童、中学校で七人の生徒が亡くなり、教職員も二人が亡くなった。家族を亡くした児童生徒は、小中学校あわせて二人、本人を含め家族が全員死亡したという痛ましいケースも三家族あった(『芦屋の教育復興を求めて 阪神・淡路大震災の記録』)。また、ほとんどの学校園で校舎などの建物も大きな被害を受けた。建物の継ぎ目の部分(EXP)が損傷を受け、なかには運動場に地割れが生じた学校もあった。

公立学校園は、避難所やその他の災害拠点施設として利用された。

一月十七日の震災から約二週間、小・中・高等学校は臨時休校し、避難所となった。各学校での避難者数は8・3のとおりである。避難者の総数は

一月十九日がピークで、五二か所、二万九六〇人にのぼり、一月二十一日には精道小学校一施設で市内最大の二二三〇人に達した。一月末までこのような状態が続いたが、その後、長期にわたって避難生活を余儀なくされた住民は、各学校の体育館（精道中学校・精道小学校・山手小学校・岩園小学校・打出浜小学校）や特別教室（精道中学校・山手中学校・三条小学校）、普通教室（精道小学校・宮川幼稚園・小槌幼稚園・西山幼稚園）やコミスク会議室（宮川小学校・潮見小学校）などで避難生活をした。また、山手中学校、精道中学校、潮見中学校、潮見小学校、浜風小学校、市立芦屋高等学校、県立芦屋南高等学校の七校の校庭には仮設住宅が建てられ、長期にわたって被災者が校庭で生活することになった。

二二 教育への影響

授業の影響への対処

学校の再開は、幼稚園が二月十三日、小・中学校は二月二日、高等学校は一月二十九日であった。再開直後は時間を短縮しての活動が行なわれ、幼稚園では一〇時から一一時三〇分、小・中学校、高等学校では一〇時から一二時までであった。開始時間は数日後から数週間後に九時になったが（幼稚園は九時半）、震災前の活動時間に戻るには小・中学校で二月十四日、高等学校で二月十三日、幼稚園では三月六日と、幼稚園を除いて震災から一か月を待たずに活動時間は戻ったのである。しかしながら、二月中は、各学校が依然として避難所として使用されており、市内の公立の小・中学校には一六三五人の避難者が生活していたなかでの再開であった。また施設などが被害を受けたため、他の学校と合同で行なう活動もあった。

すべての学校園で三学期中の授業計画を立て直し、非常事態に備えた。幼稚園では生活発表会やお別れ遠足などを中止して保育時間を確保し、小学校でも学校行事を中止したり短縮したりして授業時間の確保に努めた。中学校ではセカンドスクールなどの行事を中止し、授業内容の精選・指導方法の工夫をして少なくとも授業時間に対応した。高等学校でも学校行事を中止したり変更したりして授業時間の確保に努めるなど、それぞれの学校園の実状に応じて創意工夫がなされた。

小・中学校で授業が再開されて約二週間後の二月十四日、簡易給食が始まり、完全給食再開は三月十四日に始まった。この時期はしだいに学校内の避難所が閉鎖され始めた頃である。

震災後、卒業式・入学式が間近に迫っていたが、体育館や多目的ホールが避難所として使用されている岩園小学校・精道中学校では卒業式を、精道小学校では卒業式も入学式も運動場にテントを設営して行なった。

住家が全・半壊のため市内において一時的に住居を移転した児童生徒については震災前に通っていた学校に通学することを認めた。

しかし、震災により、住んでいた芦屋を離れ遠く離れた地ではばらく生活することを余儀なくされた児童生徒も多くいる。児童生徒の転出の状況は、兵庫県内二八五人、近畿六四二人、中部八〇人、中国八一人、四国八七人、関東一四二人、九州八二人、東北・北海道二一人、海外五人、であり、合計一四一五人である。

復学の様子は、震災から一か月余り後の二月十四日では、小学校全体で六一・九%、中学校全体で八六・一%であった。朝日ヶ丘小学校の復学率は五七・八%で最も低かった。三月十三日時点では、小学校で七九・四%、中学

	(単位：%)	
	H7.2.14	H7.3.13
精道小学校	58.2	72.1
宮川小学校	60.9	74.4
山手小学校	69.1	82.6
岩園小学校	58.4	77.3
朝日ヶ丘小学校	57.8	79.6
三条小学校	63.6	70.4
潮見小学校	64.2	87.1
打出浜小学校	62.4	76.2
浜風小学校	64.1	88.9
小学校全体	61.9	79.4
精道中学校	83.9	86.4
山手中学校	86.6	89.3
潮見中学校	88.3	96.3
中学校全体	86.1	90.3

8-4 児童生徒の復学状況
(資料)『芦屋の教育復興を求めて
阪神・淡路大震災の記録』
市教育委員会

校で九〇・三％で、小学校と中学校では復学率にかなりの差が生じている。この時点で高かったのは、浜風小学校の八八・九％、潮見小学校の八七・一％で、低かったのは三条小学校の七〇・四％、精道小学校の七二・一％、中学校で高かったのは潮見中学校の九六・三％、低かったのは精道中学校の八六・四％であった。

平成七年の学期末で復学率が低かった学校の地域は、市内でも最も被害がひどかった地域で、この地域の児童生徒の多くが学期末にも元の校区に戻れないままであることがわかる(8・4)。

三、 ネットワーク・防災拠点としての学校

自主防災組織

学校が避難所として機能したこと、そして実際に児童生徒が被災したという事実をふまえ、震災後、各学校は、防災拠点としての役割を自覚し、震災時に適切に機能するための計画と準備が始められた。

各学校では、毛布、乾パン、非常食、カセットコンロなどを数百から数千、常時備蓄することを始め、井戸水や連絡系統などの整備も始まった。また、避難訓練も、連絡系統の確認と市教育委員会との連携を密にして行な

れた。

特筆すべきは、市内の自治会やコミュニティ・スクールが大きな役割を果たした事実をふまえ、小学校区単位での自主防災組織の立ち上げが構想されていることである。各小学校区を防災生活圈とし、その圏内の「地域防災拠点」として各小学校を整備しながら、小学校区単位の自主防災組織をつくり、自治会やコミスクが中核となつて組織化が進められるよう、そのための環境整備がすすめられた。その主な活動内容は、(1)防災知識の習得・普及活動、(2)住民参加の防災訓練、(3)住民避難訓練、(4)災害弱者に対する援助活動、(5)非常時の応急活動、(6)情報の収集・伝達活動、である。

そのなかで学校が特に責任をもつて取り組み始めたのは、防災拠点としての機能整備や物資の確保と備蓄だけでなく、経験に裏打ちされた「心のケア」の必要性とそのための体制整備である。

被災した園児・児童生徒の PTSD に対処するため、市では平成七年十月十一から十三日に市内の幼稚園、小学校、中学校で「心のケア」アンケート調査を実施し、園児・児童生徒の保護者から回答を得た（回収数と回収率は、幼稚園で六五一人・九一・五％、小学校で三四八三人・八六・三％、中学校で一〇七八人・七四・四％である）。子どもの健康状態について、「問題がなかった」と答えた保護者は約七三％であるが、「一時間問題があったが今は問題ない」（二〇・五％）、「最近になって問題あり」（一・八％）、「地震直後から今も問題あり」（五・一％）と、震災後に何らかの問題があったと回答した保護者が二七％いた。特に、アンケート実施時点で問題があると回答した保護者が七％近くあり、震災から九か月が経った時点でも「心のケア」を必要とする子どもたちの存在が明

らかになった。この問題解決への必要性が強く確認されている。この結果を受け、本市の幼稚園・小・中学校ではそれぞれで研修会を開き、子どもの心を適切にケアすることができるよう努めている。

第九章 社会教育の推進 生涯学習の振興

第一節 社会教育行政の概要

一. 社会教育行政の概況

概況

昭和四十（一九六五）年代に入ると、社会の変貌がいつそう激しくなり、本来、人間の幸福のためにあるべき技術革新が、かえって人間生活を損なうという皮肉な現象が全国的に表面化してきた。交通公害、企業公害、食品問題、過密過疎の深刻化、自然環境の破壊、人間関係の崩壊など、経済成長のひずみの波は生活をおびやかし始めた。ここにあらためて人間尊重の社会開発、人間疎外からの回復、社会変革がもたらす影響の根源をつきとめるとともに、将来の展望の上に立った人間社会の建設のための社会教育はどうかという基本的課題が問いかげられることになった。この時期における本市の社会教育は、経済成長、技術革新の成果を実生活のなかに効果的に取り入れる学習活動と、克服されるべき面への対策が真剣にとりあげられるようになった。

昭和四十年度の重点方針として、(1)青少年の健全な自主活動の伸長、勤労青少年教育の振興と健全グループ活動の促進、青少年非行防止対策の強化、(2)市民文化の高揚と婦人教育の振興として、成人教育、婦人教育の育成・振興と文化財保護の徹底、(3)青少年スポーツ活動の推進、スポーツ施設・設備の促進をとりあげ、従来から

行なわれている公民館の婦人学級、成人学校など社会教育活動の内容、方法を点検した。

昭和四十二年度は、(1)社会教育の総合的な展開、(2)PTA活動の本格化、(3)地域愛護活動の啓発と推進を図り、スポーツ活動の普及振興、総合スポーツ施設の建設計画、青少年指導者の積極的育成、事故防止の徹底、勤労青少年対策の充実、成人教育、老人講座の充実、市民文化の振興、郷土資料の収集と保存活用、視聴覚ライブラリーの整備と活用の推進、社会教育施設の整備の拡充など、地域教育の確立をすすめ、国際的な風格のある市民性のかん養に努めた。

昭和四十四年度は、「荳屋でこそしなければならぬ教育」、「荳屋でこそできる教育」を基本方針に、(1)体力気力の増進、(2)個性豊かなまちづくりの増進、(3)教育環境の充実・整備などを掲げ、図書館、公民館、社会教育関係団体などの活動の充実を図るとともに、教育委員会以外の行政部門で実施または奨励している教育文化的活動の広範な領域についても、互いに連絡協調を行ない、社会教育の総合的推進に努めた。

昭和四十六から五十五年の十年間は、「荳屋教育」が問い直された時代で、社会教育の分野も大きな影響をうけた。昭和四十六年、同和問題を視点にすえた各行政施策の見直しが実施され、社会教育関係各課・館でも点検作業が行なわれた。

公民館では、過去の事業点検を実施するため、昭和四十七から四十九年度にかけ、従来からの講座をほとんど休止させた。昭和四十七年度からの同和教育拡張講座、同四十九年度から開講した在日朝鮮人問題を考える講座、五十一年度から再開した同和教育講座は、それぞれ「人権尊重」教育の具体化をめざしたものであった。

昭和四十八年、近隣住区（小学校区を単位として一〇住区を設定）を単位としたコミュニティセンター構想が、市企画部から発表された。この構想は、小学校区を単位として地域コミュニティセンター（約二〇〇平方メートル）を建設し、社会教育・社会福祉を中心にすえた施設として、多様な市民活動の場を提供しようとするものであった。その後、この構想は昭和四十九年のオイルショックによる地方財政の悪化により、地域社会教育センター（中学校区を単位に建設）に変更され、さらに昭和五十二年に策定されたコミュニティ・スクール構想につながった。

昭和五十五年から平成元年までの十年間は、経済構造が成長から成熟の段階に入り、人々の関心が物の豊かさから心の豊かさへ転換するとともに、自由時間の増大、高齢化の急速な進行、技術革新に伴う高度情報化社会の到来など、社会構造が大きく変化し、市民の学習要求が高度化・多様化する傾向にあることが、「生涯学習状況調査」（昭和五十九年）の結果、明らかとなった。市民の多様な学習活動を支援するための条件整備をより一層促進するため、昭和五十九年四月、社会教育部を新設するとともに、社会教育・学校教育および関係部局が連携した総合行政としての生涯学習の推進の方向を明確にした。

旧図書館の老朽化に伴い、懸案であった市立図書館の建設（昭和六十二年）を契機に、文化ゾーン構想のもと、文学に親しむ場としての谷崎潤一郎記念館の建設（昭和六十三年）、美術博物館の建設（平成二年）など、社会教育施設の充実を図るとともに、全庁的な「生涯学習関係事業調査」の実施（昭和五十九年）、県の研究委託事業「生涯学習モデル事業」の研究開発（昭和六十年）、「芦屋市生涯教育推進会議」の設置（昭和六十一年）、

市民から意見を聞く「芦屋市生涯学習推進懇話会」の設置や懇話会からの提言（平成元年）などを通じ、「自己学習の確立」、「相互学習の推進」、「コミュニティづくり」を生涯学習の基本理念として、市民憲章の具現化としての生涯学習によるまちづくりを推進した。

平成二から十二年までの十年間は、不景気と阪神・淡路大震災などにより経済状況が悪化し、また、人生八十年時代の到来や余暇時間の増大、国際化、情報化、高齢化、少子化など、市民を取り巻く社会情勢の大きな変化のなか、平成十四年からの完全学校週五日制の実施に向けて、市民一人ひとりが生涯学習を快適に行なうために、学習環境の整備が望まれた。

本市では、平成二から四年度まで文部省の生涯学習まちづくりモデル市の指定を受けて、多くの多彩な生涯学習関連事業を実施した。

平成五年三月に「芦屋市生涯学習推進基本構想」を策定し、これに掲げられている学習課題や学習体系に基づき、(1)地域住民の多様化・高度化する学習ニーズへの対応、(2)生涯学習社会の構築に向けた社会教育、(3)地域社会および家庭の変化への対応、(4)民間の教育諸活動の活発化への対応、を本市の社会教育の重要な四本柱として、「生涯学習オアシス都市・芦屋」をめざし、諸施策の充実を図った。しかし、平成七年一月十七日の未曾有の阪神・淡路大震災により、本市の社会教育施設は壊滅的な打撃をうけ、一時閉鎖せざるを得ない状況となった。

その後、平成七年中には、図書館、谷崎潤一郎記念館、美術博物館、公民館が再開し、平成八年に市民センター本館、平成九年にルナ・ホールおよび体育館・青少年センター、平成十年には海浜公園プール、平成十一年

四月に中央公園野球場と芝生広場を再開し、野外活動センター以外の社会教育関係施設の復旧を終えた。

文化面では、平成三年に美術博物館をオープンさせ、先に開設した図書館、谷崎潤一郎記念館とともに、文化ゾーンの充実を図った。また、図書館では、市民の便宜を図るため同年四月に阪神間図書館広域利用システムを導入し、六月に大原分室をオープンさせた。また、平成二年には芦屋ゆかりの詩人富田碎花生誕一〇〇年を記念して「富田碎花賞」を創設した。平成四年に市民センターにコンピュータによる施設予約システムを導入し、事務の簡素化・効率化に努め、翌五年にはルナホール協会から文化振興財団ヘルナ・ホール事業の移管を行なった。

平成十年には、県下九市一三会場を舞台に開催された「第一〇回全国生涯学習フェスティバルまなびピア兵庫'98」において、本市は「芦屋国際俳句フェスタ'98」を開催し、芦屋から日本の伝統文化としての俳句を全世界にアピールした。これをきっかけに、翌十一年には「高濱虚子顕彰俳句大賞」を設けるなど、内容を充実して「第一回芦屋国際俳句祭」を開催した。

スポーツ面では、平成五年に「芦屋市スポーツ・フォア・オール計画」を策定し、だれでも、いつでも、どこでもスポーツが楽しめるように事業の推進を図った。また、平成六年五月には、国際チャレンジデーに参加し、カナダのナナイモ市との間で、「二五分間以上継続してスポーツや運動を行なった住民の参加率（％）」を競い合い、敗れた場合は対戦相手の自治体の旗を庁舎のメインポールに一週間掲揚する競技方法で対戦し、本市が勝利を収めた。

そのほか、就学前の子どもと保護者を対象に、核家族化、少子化などによる子育ての不安や悩みに対応するとともに、子育てグループの育成やその他子育てを支援する事業を推進したり、家庭の教育力の向上を支援するために、平成四年四月に子育てセンターを開設した。その後、多種多様化する子育て相談などに対応するため、子育てセンター事業のさらなる充実に努めた。また、コミュニティ・スクールの活動の支援を行ったり、自然体験や社会体験の仕方、家庭での過ごし方の指導のために文部省（現文部科学省）の「全国子どもプラン（緊急三ヶ年戦略）」として、図書館では子ども放送局を開設（平成十一年度）、体育館・青少年センターでは、子ども情報センター（平成十二年度）を整備し、学校週五日制の完全実施を見越した事業を展開した。

平成十二年十二月に策定された第三次芦屋市総合計画および「行政改革緊急三カ年実施計画」により、財政再建を最重要課題として、全市をあげて取り組むこととなった。社会教育の分野においては、すぐに結果がみえにくい教育・文化という性格上の特性もあいまって、大幅な予算縮小の対象となった。

社会教育施設の管理運営については、民間活力などの導入が検討され、海浜公園プールをはじめとして多くの社会教育施設が指定管理者に移行した。

図書館では、自動車文庫を廃止（平成十五年度）したり、打出分室・大原分室の図書貸出などのカウンター業務を、ボランティア団体や民間事業者に委託した。一方、市民ニーズにこたえるため、本館では新たに祝日を開館し（平成十八年度）、大原分室の開館時間の延長やインターネット予約サービスを開始（平成十九年度）するなど、図書館の充実を図った。

芦屋市生涯学習推進基本構想

本市は生涯学習を推進するため、平成五年三月に「芦屋市生涯学習推進基本構想」を策定し、平成六年二月、これに基づき「芦屋市生涯学習推進中期計画」を策定、生涯学習社会の実現に努めてきた。

しかし、社会状況の急激な変化により、国際化、高齢化、情報化、都市化、高学歴化、成熟化、核家族化に対応する新たな生涯学習推進基本構想が求められるようになった。また、本市は平成七年一月に阪神・淡路大震災の直撃を受け、通常の業務が中断され、その後一連の復旧・復興の事業が続くという特殊な状況におかれた。

この経験により生涯学習ニーズのなかで「災害への備え」、「積極的な地域活動への参加」がクローズアップされ、個人の生きがいにとどまらず、地域福祉の範囲も包括する生涯学習が求められるようになった。

一方で財政危機に直面した本市は「行政改革緊急三カ年実施計画」において生涯学習関連事業の大幅な見直しを打ち出した。生涯学習や文化振興の一翼を担ってきた文化振興財団の見直し、生涯学習事業の廃止や民営化が実施されたことで、これまで以上に家庭教育・学社連携・民間資源活用の重要性が高まった。

平成十九年十二月に芦屋市生涯学習基本構想素案策定委員会を設置し、翌二十年三から四月にかけ、無作為に抽出した市民三〇〇〇人を対象に「生涯学習に関する意識調査」を行なった。市民の意識調査の結果をふまえて、平成二十一年三月「第二次芦屋市生涯学習推進基本構想」を策定した。この構想では、「いつでも、どこでも、だれでも」学習することができ、学習成果をまちづくりにかすための社会参加を促進することを目的に、(1)まちづくりのための生涯学習の推進、(2)学習機会の充実、(3)学習支援体制の整備充実、(4)生涯学習指導者・ボランティア

項目 年度	PTA	青少年	スポーツ	芸術	芸能・ 音楽	教養・ 学習	女性	コミスク	その他	計
12年度	18	27	128	39	63	79	6	14	28	402
13年度	18	27	135	41	65	84	6	14	30	420
14年度	18	27	139	42	67	87	6	14	34	434
15年度	15	22	134	37	64	73	7	19	29	400
16年度	15	22	141	38	65	73	7	19	30	410
17年度	18	27	139	41	67	87	6	14	34	433
18年度	12	21	145	36	57	63	5	16	43	398
19年度	12	22	147	36	58	65	5	16	46	407
20年度	12	23	151	37	59	66	5	16	47	416
21年度	2	20	133	35	50	78	4	13	33	368

9-1 社会教育団体登録数の推移（資料）生涯学習課

ティアの育成、(5)学習成果の発表と活用、(6)文化・スポーツの活動に対する支援の充実、の六つを基本方針としている。

社会教育関係団体の育成

社会教育は地域の人々の自発性や自主

性、相互教育を基盤とするもので、多様な民間の活動が活発に行なわれる必要がある。本市においても、自らの発意と努力により、社会教育に関する事業を実施する多くの団体があり、生涯学習時代における自立した学習者を生む土壌となっているこれら社会教育関係団体の存在意義はきわめて大きいといえる。

社会教育法では、団体に対しては保護育成というよりも、団体の自主性・自発性を尊重する立場をとっており、行政としての役割は、その活動を側面から促進・支援することとされている。

本市では、その活動を促進・支援するために、社会教育施設などの使用料の減額・免除、指導者の養成・派遣などの支援を行ってきた。平成十二年度以降の登録団体数の推移は9・1のとおりである。

施設の管理運営

本市の社会教育施設の管理運営を担ってきたのが芦屋市文化振興財団である（財団の設立経過、運営については第一章第

五節参照)。同財団は、昭和六十三年に設立され、谷崎潤一郎記念館、美術博物館、市民センター、体育館・青少年センターや芦屋中央公園野球場、西浜・東浜公園テニスコート、海浜公園・朝日ヶ丘公園プールなどの施設の受託業務に加えて、公民館で行なってきた市民文化祭・市民絵画展や芦屋川カレッジの運営も行ない、生涯学習事業も含め、本市の社会教育施設の全般にわたって管理運営を引き受け、本市における文化振興の一翼を担ってきた。

しかし、本市は、平成七年の阪神・淡路大震災の影響などによる本市財政の窮迫により、同財団が管理運営している施設への民間活力の導入が検討された。その結果、平成十七年六月から海浜公園プール、平成十八年四月から谷崎潤一郎記念館、体育館・青少年センターおよび芦屋中央公園野球場、西浜・東浜公園テニスコート、朝日ヶ丘公園プールは指定管理者に移行し、美術博物館・市民センターは市の直営とされた。

二．社会教育施設の概要

市民センター　市民センターは、複合施設の特徴をいかし、幼児から高齢者まで多くの市民が利用でき、市民の文化、芸術活動やさまざまな学習活動に対応できるように、集会室、ホール、図書室、多目的室などを配置している。また、福祉施設として大広間（老人憩いの広場）、ボランテニアセンターなどがあり、文化と生涯学習、福祉の増進など地域活動の拠点となる総合コミュニティセンターとしての役割を果たしてきた。昭和四十五年、ルナ・ホールの増築を機に、「芦屋市ルナホール協会」が設立された。事業面では生涯学習時代を反映し、公

民館やルナ・ホールを中心に講座・講演や文化事業の充実が図られた。平成五年にはルナホール協会が文化振興財団に統合され、新しい時代を迎えることになった。

平成八年四月から文化振興財団に市民センターの施設管理だけでなく、公民館で行なっていた市民文化祭・市民絵画展や若屋川カレッジも委託され、さらに、若屋市展と童美展については美術博物館に事務移管し、専門性と経済性を求め一層の充実を図った。

なお、ルナ・ホールの名称の「ルナ」はラテン語で「月」を意味し、内部は黒とシルバーに包まれ、ホールの中が宇宙空間に浮かぶ月を連想させている。

図書館 昭和六十二年七月に新築開館した図書館は、年を重ねることに利用が伸び、市民に親しまれてきた。

平成二年に打出分室を、翌三年には大原分室を開室した。これにより、公民館図書室、上宮川文化センター図書室との連携に加え、市内五館で相互に図書の貸出・返却が可能になった。また、平成三年度からは、阪神間七市一町に居住する住民の相互利用が開始され、利用可能冊数も飛躍的に増加することになった。

美術博物館 平成三年、市制五十周年記念事業として建設され、美術部門と歴史部門をあわせた複合施設として、若屋ゆかりの作家をはじめとする幅広い作品を展示してきた。管理運営については、開館以来、文化振興財団が管理運営を行ってきたが、平成十八年度から市の直営とした。

谷崎潤一郎記念館 文豪谷崎潤一郎は、昭和九から十一年まで市内に居住し、名作「細雪」など若屋を舞台

とする作品を残した。本市に最もゆかりの深い彼の業績をしのび、市民がその文学により一層親しむ場とするため、昭和六十三年十月に開館した。開館以来、文化振興財団が施設の管理運営を行っていたが、平成十八年度から指定管理者制度に移行した。

富田碎花旧居

詩人富田碎花は、五〇余編にのぼる校歌や市町歌を作詞するなど、その多彩な文化的業績から「兵庫県文化の父」と呼ばれた。昭和六十年、蔵書・研究資料が本市に寄贈されたのを機会に、旧家を譲り受け、一般公開をしている。平成十二年度から文化振興財団が管理運営を行ない、平成十八年度からは市の直営として管理運営を行なっている。

なお、以上の社会教育施設については、第七章第二節をあわせて参照されたい。

体育館・青少年センター

昭和四十七年七月、スポーツの実践を通して市民の体力づくり・健康づくりに役立て、あわせて人間的なふれあい・豊かな心を養っていくという目的と、文化・スポーツ・レクリエーション活動を通して仲間づくりを進め、青少年の健全な育成を図るという目的を十全に果たせるように体育館と青少年センターを併設する複合施設として「体育館・青少年センター」が開設された。

館内の主競技場は、多目的に利用できるように自然採光方式を採用し、天井に吸音材を用い騒音防止の工夫を行った。また、道場は柔・剣道、空手、拳法その他婦人体操などにも利用できるように設計され、さらに屋上には弓道場を設け、演劇などにも活用できるユニークな設備になっている。

平成七年の阪神・淡路大震災により、体育館の屋根の崩壊など施設に多大な被害を受けた。体育館部分を新た

に建て直し、既存部分は修繕・改修を行ない、平成九年十月に再開した。再開後の施設の管理運営は、文化振興財団に委託し、平成十八年度から指定管理者制度を導入した。

野外活動センター 青少年が自然のなかで集団生活をするにより、規律、友愛、奉仕の精神を養うことを目的として、奥山の打出芦屋財産区の土地を借り受け、昭和四十三年七月に開設した。その後、施設整備を進め、昭和六十年に下水道設備、平成三年に管理棟、カマドなどの整備、平成四年にリーダー棟、遊具などの整備、平成五年に飲料水貯水設備の改修やミニハイキングコースの整備など施設の充実を図り、通称「あしや村」として市民に親しまれてきた。

しかし、平成七年の阪神・淡路大震災により雑・汚水排水設備や給水設備などに多大な被害を受け、平成七年度から施設を休止した。さまざまな観点から再開に向けて検討を進めたが、施設整備などの再開に要する経費が多大であることや、再開後の利用運営などの課題解決の見通しがたないことから廃止を決定し、平成二十一年度に施設・設備の解体・撤去を行なった。

芦屋ユースホステル 昭和三十五年に県が開設し、開設当初から県の事務委任を受けた本市が施設の管理運営を行なっていたが、本市は、昭和五十四年に施設の運営を兵庫県ユースホステル協会に委託した。

施設の老朽化に加え、若者のニーズに合わなくなったことによる利用者の減少により、施設の廃止について県、県ユースホステル協会、土地の所有者である芦有開発株式会社と協議を重ね、平成十三年三月末をもって廃止を決定し、平成十四年度に解体・撤去した。

第二節 地域コミュニティの推進

一．コミュニティ・スクール

コミュニティ・スクール構想 昭和四十二年から始まった本市の校庭開放事業は、岩園小学校をモデル校に指定（昭和四十六年）し、校庭開放運営委員会を設置した。これを機に、各小学校の校庭開放を積極的に推進した。日曜スポーツ広場の開設、管理指導員・スポーツ指導員の配置などによりその内容を充実させてきた。これを文化面にも拡大することにより、地域活動が一層活発になり、近隣住区ごとにコミュニティセンター（計画当時の名称）を設置するという当初の構想が実現可能となった。学校の施設や設備を活用しながら、文化・体育活動により、市民同士で地域の仲間意識や連帯感を高め、自主的な運営で、よりよいまちづくりを推進していくためのコミュニティ・スクールの設置を決めた。

コミュニティ・スクールの誕生 この事業は、生涯学習の一環として、地域住民の文化・スポーツなどの日常活動を通じて地域のコミュニティづくりを目的として、学校施設の一部を住民が使用し、その運営を地域住民が自主的に行なうものである。

昭和五十三年九月に、三条小学校に三条コミュニティ・スクール（通称コミスク）が開設された。以降、順次小学校ごとに開設され、昭和六十一年三月に山手コミュニティ・スクールが開設されたことにより、全小学校に

コミュニティ・スクール名	開設年
三条コミュニティ・スクール	昭和53年 9月
朝日ヶ丘コミュニティ・スクール	昭和54年 10月
潮見コミュニティ・スクール	昭和56年 4月
宮川コミュニティ・スクール	昭和57年 12月
打出浜コミュニティ・スクール	昭和57年 12月
浜風コミュニティ・スクール	昭和58年 12月
岩園コミュニティ・スクール	昭和58年 12月
精道コミュニティ・スクール	昭和60年 3月
山手コミュニティ・スクール	昭和61年 3月

9-2 コミュニティ・スクール設置一覧
(資料) 生涯学習課

開設された(9・2)。

三条小学校では、「開放ゾーン」として、会議室をはじめ、体育館、プール、体育クラブハウス、管理室、更衣室・シャワー室、図書室などを開放し、文化活動(文芸、手芸、話し合い、打合わせ会、コーラス、詩吟など)やスポーツ活動(卓球、バレーボール、バドミントン、健康体操、軟式テニス、少年サッカー、少年ソフトボール、水泳など)を行なっている。平成元年一月、「芦屋市コミュニティ・スクール連絡協議会」が発足した。

平成二年七月、市教育委員会は、市民の余暇や学習に関する意識・実態を把握し、生涯学習計画の策定など、今後の本市社会教育行政を効果的に進めていくうえでの基礎資料を得ることを目的として、市民の生涯学習に関する意識調査を行なった。その結果、コミュニティ・スクールの参加経験者は、一六%であったが、参加したことがない人でも七割強はコミュニティ・スクール活動を認知していることがわかった(市教育委員会「市民の生涯学習に関する意識調査報告書」平成三年一月)。

平成七年一月の阪神・淡路大震災により活動拠点である各小学校の施設も打撃を受けた。コミュニティ・スクールの会員も被災した人が多かったが、平素、コミュニティ・スクールで醸成された連帯感が復興に大きな力を発揮した。また、同年五月十五日に開催された全市のイベントである「ファイト！芦屋」では、被災した市民

に大きな勇気を与え、各コミュニティ・スクールも活動を再開した。

その後、本市で展開したコミュニティ・スクールは、学校・家庭・地域が連携を強め、各種のイベントや文化・スポーツ活動への参加を通じて、心豊かな人づくりと住みよいまちづくりの実現に向けて活動を続ける。

完全学校週五日制や学校と地域の役割が見直されている状況のなかで、「学社連携」の理念を実践している本市のコミュニティ・スクールの役割は、きわめて重要になってきている。

第三節 社会体育の推進

一．スポーツ施設の概要

体育館・青少年センター 昭和四十七年七月、体育館・青少年センターが開館した。以来、市民の体力づくりや健康づくり、スポーツ活動や、青少年が文化活動、スポーツ、レクリエーションを行なう拠点として多くの市民に利用されている（第一節二．社会教育施設の概要参照）。

川西運動場 川西運動場は、少年野球、ソフトボール、サッカーなどに利用されている。

野球場および芝生広場 昭和五十五年十月、芦屋シーサイドの中央公園内に、ナイター設備を備えた野球場

とそれに隣接して多目的に利用できる芝生広場が開設された。

平成七年の阪神・淡路大震災後は、ともに、応急仮設住宅用地として多くの仮設住宅が建てられた。仮設住宅の撤去後の野球場は、川西運動場とともに軟式野球や少年野球、ソフトボールなどの大会や練習の場として多くの団体・グループに利用されている。また、芝生広場では、土曜・日曜日は少年サッカー、少年ラグビーなどの大会や練習の場に利用されるとともに、平日は公園として開放され、市民の憩いの場となっている。

市民プール 本市の北部に昭和四十一年七月に開場した朝日ヶ丘公園プールと、昭和五十九年七月、芦屋浜シーサイドタウン内に開場した海浜公園プールの二施設がある。朝日ヶ丘公園プールでは、水練学校が開催され、海浜公園は、昭和六十三年夏に全国総合体育大会のヨット会場の一部として利用されるなど、多くの市民・団体に利用された。海浜公園プールは先の阪神・淡路大震災で多大な被害を受けた。そのため平成十年九月、新たにB & G財団が芦屋海洋センター（温水プール）を開場し、海浜公園プールとあわせて、一年を通して利用することが可能となり、数多くの水泳教室が設けられている。

テニスコート（庭球場） 平成十八年四月時点における市民が利用できるテニスコートは、松浜公園（四面）、西浜公園（二面）、東浜公園（二面）内に設けられている。

松浜公園テニスコートは、昭和三十一年第一回国民体育大会の硬式テニス競技会場として、市民をはじめ芦屋市国体委員会、芦屋コート建設委員会、県体育協会、テニス協会など市内各方面からの寄付を得て開設された。西浜公園・東浜公園テニスコートは、芦屋浜シーサイドタウンの完成により、昭和五十五年四月から、それ

それに二面（クレーコート）のコートで開場した。

平成七年の阪神・淡路大震災により、松浜公園テニスコートは平成十年八月まで、西浜公園・東浜公園テニスコートは平成十年十二月まで、応急仮設住宅用地として使用された。仮設住宅の撤去後、利用者の安全と利便性を図るため、それぞれ人工芝のコートに整備して再開した。

総合公園 総合公園は、災害時には広域避難施設として、また、大気の浄化を図り、市民の健康保持に役立つ緑地として、さらに、陸上競技場などを有する公園として整備された都市公園である。平成十五年四月に陸上競技場やミニバスケット、フットサルなどができるスポーツコートを含む北部区域がまず開場し、翌十六年四月に南部区域が開場し、全体が完成した。施設内は緑比率七〇%、植樹率五〇%の緑あふれる公園である。

二、市民スポーツ活動

市民体育祭 昭和二十六年から開催された市民総合体育大会は、各小学校区を一つの単位として、各校区対抗競技として総合優勝や種目別優勝を争って、熱戦が繰り広げられた。しかし、一方では、校区間の対抗意識をおおるなどの問題があり、しだいに実施形態が変わっていった。昭和三十五年度から、ほとんどの種目が選手権方式（種目別の大会）に改められた。名称も昭和三十八年から市民体育祭に改められている。昭和六十三年度には、グラウンドゴルフやソフトバレーボールなど新たにレクリエーションスポーツの種目を取り入れるなど、市民がスポーツについての理解と関心を深め、積極的にスポーツする意欲を高めることができるよう充実に努めて

きた。

昭和三十八年以来「芦屋市民体育祭」の名称で行なわれてきたが、平成十・十一年度には、「いつでも」「どこでも」「だれでも」をキャッチフレーズに、ニュースポーツなどの種目を中心に、「芦屋スポーツフェスティバル」と新しい装いで実施された。平成十二年度からは、国が推奨する体育の日の行事（体力づくり強調月間）として「熟年元氣モリモリ体操」、「護身術体験講座」、「親子体操のつどい」、「新体力測定と健康体力作り相談」など、市民が気楽に参加できる内容で実施している。

健康週間

昭和二十七年から市民体育の振興と市民の健康の増進をめざし「健康週間」を設定し、早起きラジオ体操、早朝ハイキング、早朝テニス、サイクリングなどを昭和五十四年度まで多くの市民の参加を得て実施した。また、ジョギングについては、市民が自由に参加できるように、健康づくり、体力づくりに重点をおいたものとして実施された。

ベタンク競技

六から一〇メートルはなれた地面におかれた木製の的球に金属製のボールを投げ合つて、よりのに近づけることを競うベタンク競技 (Petanque) は、フランス・プロヴァンス地方で生まれたとされるが、日本には昭和四十六年に導入された。本市では昭和六十年に競技に取り組み、「だれでもどこでも気軽に楽しめる」スポーツとして愛好者が増えた。翌六十一年には、指導者資格認定講習会、市民ベタンク大会が開かれ、多くの市民が参加し、近隣都市に「ベタンクのまち・芦屋」を印象づけるまでになった。

昭和六十三年には「芦屋フレンドリーカップ・国際交流ベタンク大会」が開催され、日本人七九チーム、外国

人二二チームが参加し、バタック競技を通じて市民レベルの国際交流、相互理解と友情を深め合うことができた。

平成二年には、市制施行五十周年を記念して本市で「第五回日本バタック選手権」が開催され、全国各地から選手が集まり、勝敗を競った。また「市民バタック大会」も開かれ、生涯スポーツとして三世代の交流も行なわれ、市民のスポーツ活動の裾野が広がった。

平成三、四年にも「国際親善バタック大会」「芦屋フレンドリーカップ・バタック大会」が開かれ、国際交流の増進や相互理解の増進に大きな成果を残した。

婦人運動会

婦人運動会は、昭和四十年、公民館の芦屋婦人学級から始まったが、昭和四十七年に教育委員会体育青少年課が担当することになった。運動・文化グループの交流・親睦を通じて婦人の連帯意識の向上を図る目的で毎年行なわれ、昭和四十八年には約八〇〇人が参加するまでに発展した。昭和四十九年からは、行政主導を改め、自主運営の活動として体育指導員が中心になってグループごとの親睦を主眼とした運動会として運営され、高齢者も参加できるよう配慮されている。平成二年には市制施行五十周年記念として「第二回婦人運動会」が開催され、多数のグループや団体が参加して行なわれ、婦人の体力向上に大きな役割を果たした。

生活のなかでひと汗運動

市民が健康・体力づくりやスポーツ活動を一日最低一五分行ない、ひと汗かくことでスポーツ活動の日常化と体力の向上を図ることを目的にした「生活のなかでひと汗運動」は、昭和五十四年度から実施されている。「いつでも、どこでも、だれでも」気軽に運動できることを提唱し、各地域の都市公園を中心に行なわれている。最年少六歳から最高齢八七歳までの参加者は、参加するたびに得点カードの一〇〇マス

を埋めていき、一〇〇マスが埋まるごとに表彰状と記念バッジが贈られる仕組みで、毎年二〇〇名を超える終了者を出している。

少年少女スポーツ大会

少年野球・少年ソフトボール大会は、昭和三十六年から実施され、小学校の春・夏の休業日に行なわれ、学校体育ではできないスポーツとして多くの児童が参加している。なお、ソフトボール大会は、昭和五十九年からドッジボール大会にとってかわられ、女子児童の参加が増加している。また、各校のミニスポーツ教室は学校体育施設開放事業の一環として実施されていたが、コミスク設立以後は、コミスクに移管され、地域スポーツ指導員と保護者が一体となって自主運営されている。なかでも宮川小学校、打出浜小学校のミニバスケットボールクラブは全国大会に出場するなど活躍している。

三、スポーツ振興施策

スポーツ振興計画 都市化、余暇時間の増大、高齢化社会の進展などの社会環境の変化に伴い、スポーツを実践する人が大幅に増え、その目的や活動内容が多様化するなど、スポーツをめぐる環境は大きく変化した。

科学技術の発展によって、情報化、国際化が進展するとともに経済的、物質的な豊かさのなかで自由時間の増大、世界に類のない勢いで進展する高齢化社会、価値観の多様化などに伴い、スポーツに対する関心が広く高まってきている。

このような状況をふまえ、生涯の各時期に応じてスポーツに親しむことができる条件整備の方策として、「す

る、見る、ささえる」スポーツライフの実現があげられる。

本市は、平成五年に「スポーツ・フォア・オール計画」を策定し、スポーツ教室、スポーツイベントの開催を通して市民皆スポーツをめざし、スポーツ団体・クラブ設立など市民スポーツの組織化を図り、市民こぞつてスポーツに親しめる環境づくりに取り組んできた。平成十三年十月に実施した市民意識調査において、市民の定期的スポーツ実施率（週一回以上の運動・スポーツ実施者の割合）が五六%となり、一定の成果を収めてきたといえる。一方、阪神・淡路大震災による影響や社会環境の変化により、市民のスポーツに対するニーズも多様化している状況や国、県がスポーツ振興計画を策定したこともあり、本市も新たなスポーツ環境を整備するため、平成十五年三月に「スポーツ振興基本計画（スポーツ・フォー・エブリワン）」を策定した。さらに、平成二十年六月に同計画の後期五か年計画を策定した。

後期五か年計画では、「すべての市民が豊かなスポーツライフを通して、アクティブ（主体的・活動的・健康的）で質の高い生活を実現する」ことを基本理念とし、(1)スポーツ・フォー・エブリワンの実現のため、週一回以上の定期的スポーツ実施率が六六%（三人に二人）になることをめざす、(2)市民でつくるクラブライフ実現のため、市民のスポーツクラブ加入率が四〇%になることをめざす、(3)学校・家庭・地域と連携し、子どもの体力向上をめざすことを目標としている。

スポーツ表彰 平成二年度から市民および市内においてスポーツ活動を行なっている団体または個人で、(1)国際的または国内のスポーツ交流に関する事業、(2)各種広域スポーツ大会へ選手を派遣する事業、(3)優秀なス

スポーツ選手、監督または功労者などを表彰する事業、(4)スポーツ選手の強化を図る事業（芦屋市スポーツ活動助成金交付要綱）に対し補助を行なっている。

指導者養成と派遣

市民のスポーツへの関心が高まるにつれて、地域スポーツ活動の推進のため、指導者の役割が重要視され、その必要性が大きな課題となった。そのため各小学校区を地域スポーツ振興の単位とし、それぞれに体育指導員を配置した。体育指導員の活動は、生涯スポーツの振興のため、市民に対し、スポーツの実技指導や各種スポーツ行事の企画・立案・運営に携わったり、スポーツについての指導助言を行なうことである。体育指導員は、阪神地区や県内の体育指導員との研修を通して情報交換や交流を図り、自らの資質向上に努めている。

本市では、生涯スポーツの普及、振興を図るため、昭和五十九年度からスポーツリーダー認定講習会を実施し、指導者やスポーツリーダーの養成に努めてきた。この講習会は、スポーツ栄養学などの講義とスポーツチャンバラなどの実技を取り混ぜた内容で実施されている。

さらに、平成元年には、芦屋市スポーツリーダーバンクが設置された。この制度は、地域で活動している指導者やスポーツリーダーにリーダーバンクに登録してもらい、市民からの要望に基づいて、リーダーバンク登録指導員として派遣するなど効果的な活用を行ない、市民スポーツの推進を図っている。

スポーツクラブ21ひょうご

県は、二十一世紀に向けた、豊かなスポーツライフを実現し、スポーツを通じた地域コミュニティづくりを進めるため、平成十二年度から法人県民税超過課税を財源として、全県下の小学校

設 立 年	ク ラ ブ 名
平成12年	三条スポーツクラブ21
平成13年	スポーツクラブ21潮見、スポーツクラブ21宮川、スポーツクラブYAMATE
平成14年	朝日ヶ丘スポーツクラブ21、岩園スポーツクラブ21、スポーツクラブ21打出浜
平成15年	スポーツクラブ21精道、浜風スポーツクラブ21

9-3 スポーツクラブ21 設置一覧 (資料) スポーツ・青少年課

区に地域スポーツクラブの設置を支援する事業を実施した。本市ではこの制度を利用して平成十二年度から四年間で九地域にスポーツクラブ21が設立され(9・3)、地域住民により自主的な運営が行なわれている。

体育協会・レクリエーションスポーツ協会 本市には各種スポーツの実施団体として、

芦屋市体育協会と芦屋市レクリエーションスポーツ協会の二団体が、本市の市民スポーツ推進の中核を担っている。

芦屋市体育協会は、昭和二十三年十一月に設立された芦屋市体育会を前身とし、昭和二十四年二月に名称変更し体育協会と改め、各種目団体の育成強化を図った。昭和二十六年年度から開催された市民総合体育大会が校区対抗となり、体育協会はその推進役として積極的に活動を行なった。昭和四十五年には加入種目協会が二一団体となり、また、市民体育祭を主管し、市民スポーツ推進の中核を担っている。また、昭和四十七年七月の体育館完成記念には多くの行事を計画し球技、武道の招待試合などを行なった。平成八年十二月、震災の経験をふまえ、「あなたは愛する人を救えますか」と題して、心肺蘇生法講習会を開催した。その後、救急の日などに講習会を実施している。平成十年度からレクリエーションスポーツ啓発事業として、芦屋市レクリエーションスポーツ協会との共催で、多くの市民が参加してスポーツ輪投げ・クロリティー交流大会を開催した。

また、平成十一年度から芦屋市民ゴルフ大会を本市の委託事業として運営している。平成十七年九月に特定非営利活動法人となり、平成十八年四月から指定管理者として体育館・青少年センター・野球場・テニスコートの管理運営を行なっている。

登録種目団体は、二二団体である（陸上競技協会、柔道協会、水友会、登山会、軟式野球協会、卓球協会、剣道協会、ソフトテニス協会、弓道協会、テニス協会、空手協会、バレーボール協会、ソフトボール協会、バスケットボール協会、サッカー協会、バドミントン協会、少林寺拳法協会、ラグビーソサエティ、ヨットクラブ、ゲートボール協会、日本拳法協会、カヌー協会）。

芦屋市レクリエーションスポーツ協会は、平成二年二月に設立された。「いつでも、どこでも、だれでも、楽しく、スポーツ・フォア・オール」を掲げ、各加盟団体の市民向け活動はもとより、できるだけ市民が参加しやすい事業を実施している。

登録団体は一六団体である（ウォーキング協会、ダンベル体操、フォークダンス協会、B・H体操クラブ、健康体操打出クラブ、健康体操ばらグループ、健康体操パールクラブ、健康体操一期の会、水仙会婦人体操クラブ、クォーターテニス協会、グラウンド・ゴルフ協会、ペタンク協会、木蘭花架拳協会、ミニトランポリン体操クラブ、特定非営利活動法人アスロン、ちゃいるどモダンダンス教室）。

第四節 青少年育成

一、育成事業の概要

青少年育成事業 本市では、学校や家庭で体験することが少ないあそびや異年齢集団・団体活動を体得することを中心に、さまざまな青少年育成事業を行ってきた。

(1) 野外活動キャンプなど 子どもたちが野外での集団生活を体験するため、小学校三から六年生を対象とした野外活動キャンプ（昭和四十六年）、冬山の鍛練として登山キャンプ（昭和四十七年）、家族単位のファミリーキャンプ（昭和五十一年）などを、野外活動センターを拠点に実施してきた。また、昭和四十五年から中学生を対象に、船のなかでの生活実践として神戸商船大学（現神戸大学海事科学部）の「進徳丸」でマリンスクールを開催し、海洋訓練を開講した。

(2) シンポジウムなど 昭和五十六から六十年まで五回にわたって青少年健全育成シンポジウムが開催され、さまざまな角度から専門家の意見を聴き、市民とともに理解を深める好機会となった。毎年五月五日の子どもの日に開催されている「五・五（ゴーゴー）フェスティバル」には、多くの子どもが参加し、市民に好評であった。昭和六十年の「国際青年」年を契機として、国際青年交流事業を昭和六十三年まで開催し、日本と外国の青年が相互理解を深めた。

(3) ミュージカル劇場など 平成元年市民の手作りのミュージカル劇場を開催した。また、青少年のさまざまな体験・学習の場として、身近な自然に親しむ自然教室、竹細工や紙ねんどを使った手づくり教室を開催している。平成六年度には、小・中・高校生のための演劇教室を開催し、十二月にその発表会を行なった。

しかし、平成七年の阪神・淡路大震災による、体育館・青少年センターなど施設の閉鎖に伴い、これまで開催してきた事業を中止または縮小せざるを得なくなった。野外活動センターで実施していたキャンプのうち、レクリエーションキャンプは継続し、丹波少年自然の家などで実施された。平成九年十月に体育館・青少年センターが再開されたことから、新たに親子で楽しむことができる将棋教室や囲碁教室、星空観察会を実施した。また、子どもたちに好評であった五・五フェスティバルを、子どもフェスティバルとして復活した。

学校完全週五日制に向けて、子どもたちのさまざまな活動を支援するため、「全国こどもプラン（緊急三ヶ年戦略）」の取り組みとして、子どもを対象にした事業や施設案内などを記載した「子ども情報紙」（平成十二～十四年度）が発行された。

平成十六年度から地域子ども教室の一つとして、子どもたちが安心して自由に遊ぶことができるように川西運動場を開放（月～水の午後）した。また、体育館では芦屋市体育協会によるバドミントン教室、卓球教室などが開催されている。

本市においては、近年、子ども会を初めとする青少年団体、スポーツ団体などが実施する事業が増加傾向にあることから、従来から取り組まれてきたキャンプなど青少年育成事業のあり方・実施方法などの見直しを行な

い、平成十八年度から多くの事業を休止した。

阪神丹波ふるさと交流事業

都市と農村の生活と教育の交流を図り、将来を担う若い世代の健全な育成に寄与することを目的として、阪神丹波の市町で構成する一部事務組合（現在の構成市町は、尼崎市・西宮市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・芦屋市・猪名川町・丹波市・篠山市の九市一町）によって、昭和五十三年三月、水上郡青垣町（現丹波市）に「丹波少年自然の家」が建設され、同年六月に開所した。

丹波少年自然の家では、(1)自然とふれあい、自然と語ることによって、自然の豊かさや力の大きさ、厳しさを守ることの大切さなどを学ぶとともに、地域とふれあい、地域社会への理解を通して、学校や家庭では得がたい体験をする、(2)集団宿泊生活を通じて、人と人とのふれあいにより、相手の立場を理解し、規律・協同・友愛・奉仕の精神を養うことによって好ましい人間関係の確立と福祉の心を培う、(3)野外活動を通して、自然のなかでのびのびと活動することにより、豊かな感性とたくましい体力づくりを行ない、心身の調和のとれた健全な少年の育成をめざすことを教育目標として、構成市町の自然学校や文化・スポーツ団体の日帰り学習や宿泊を受け入れている。阪神丹波ふるさと交流事業として、「土」に親しむ田んぼ大好き倶楽部、田植えの集いなどを行なっている。

平成二十一年度の本市の宿泊利用は、一四団体のべ二三〇三人、阪神丹波ふるさと交流事業には宿泊・日帰りあわせて一九家族一〇二人が参加・利用している。

二、青少年対策事業

勤労青少年対策

昭和三十五年、県教育委員会の提唱による職場青年教室、趣味・文化教室が県下各市町に開設された。本市においては、昭和三十五年十月から三十六年三月にかけて東部（図書館）、中部（上宮川集会所）、西部（甲陽市場集会所）で初めての勤労青年のための教室が順次開設され、書道、映写技術、簿記、ペン習字などの講座が開かれた。また、公民館では、昭和三十六年四月、市内の家庭で雇用されて家事を手伝う女性（当時、お手伝いさんと呼ばれた）を対象に「ひまわり婦人学級」が開設された。当時、本市には一五〇〇から二〇〇〇人ちかくの「お手伝いさん」がいたといわれており、「自分たちの集まりの場をもち、同じ職業にある若い女性として、いろいろな学習や楽しい集いをもつため、公民館を借用したい」との相談がきっかけとなって学級を創設したものである。同年五月に文部省の婦人学級として委嘱され、一般教養、生活技術、趣味実技、レクリエーション、野外活動などを主題に学習した。

昭和四十二年、市内在住、在勤の勤労青少年を結集して、働く若人のグループとして「雑草の会」が発足した。勤労青少年の余暇を通じての仲間づくりとして一泊の宿泊交流会やハイキングなどを行なうとともに、共通した人生問題について話し合うなど、勤労青少年同士の交流を深めた。さらに、「働く若人盆踊り大会」（昭和四十三年）を自ら企画運営した。

昭和五十八年、新たに青少年セミナーや、実用漢字、生花教室などを開催し、学習機会や交流の場を提供して

きたが、市内就労の青少年の減少などから事業の見直しを行ない、平成五年度から事業を休止し、その後廃止した。

留守家庭児童対策

保護者の就労などにより、昼間家庭において適切な保護育成を受けることができない小学生（一〜三年生）を対象として、遊びを通じた生活指導など児童の健全な育成を図ることを目的に、留守家庭児童会が設置されている。

昭和四十年当初は、国の委託事業として、宮川小学校および青少年センターで、学習コーナーの設置と施設の開放を行っていたが、昭和四十一年七月、文部省のモデル事業として留守家庭児童会「仲よし学級」を同小学校に開設した。この仲よし学級は、小学校三年生までの児童二〇人を対象に、学校教育の延長ではなく、家庭的な雰囲気の中で、児童の活動を主体とした指導計画によって運営され、その後、昭和四十五年、岩園小学校に「杉の子学級」、山手小学校に「山手学級」が開設されたが、「山手学級」は入級する児童が少数のため同年七月に閉鎖し、あらためて昭和四十九年「わんぱく学級」と改称し再開された。

昭和五十年、朝日ヶ丘小学校「山の子学級」、三条小学校「かしのみ学級」、昭和五十四年潮見小学校「しおかせ学級」、昭和五十七年浜風小学校「らいおん学級」、打出浜小学校「はまゆう学級」を開設し、全小学校に留守家庭児童会学級が設置された。平成十一年山手小学校と三条小学校の統廃合により、三条小学校「かしのみ学級」を山手小学校「わんぱく学級」に統合した。それぞれの学級には、児童の人数に応じて、指導員が配置された。平成十八年の場合では、市内八学級で三〇五人の児童が在籍し、放課後から午後五時まで遊びを中心にした

余暇指導が行なわれている。

平成九年、国は児童福祉法を改正し、新たに「放課後児童健全育成事業」として位置づけた。

本市においては、これまで芦屋市留守家庭児童会要綱で事業を運営してきたが、国の法改正の趣旨や本市の行政改革の検討項目である「有料化」の課題、また、学級を利用する保護者会などから施設整備や運営方法などの改善、法改正による事業の位置づけの明確化などの要望もあり、平成十年から条例化の検討をすすめ、平成十五年に育成料の徴収や土曜日の開設などを規定した「芦屋市留守家庭児童会条例」を制定し、平成十六年四月から児童福祉法に基づく事業として実施した。

学級行事としては、夏まつり、クリスマス交流会、誕生会などを実施し、遊びを通して児童の健全育成を図っている。

青少年愛護センター 市立青少年愛護センターは、青少年非行の早期発見、早期補導という立場から設置された市立少年補導所（昭和三十六年開設）が前身である。設立当初の少年補導所は、芦屋警察署の少年補導所派遣警察官とともに、市内の少年補導に従事していた。その意味では、「摘発・取締り」といった警察に関係した少年非行対策機関としての性格が強いものであった。

昭和四十九年四月、青少年と一体になって問題行動の克服を考え、青少年の立場からその人権を守り、育てることをめざし、市立少年補導所を市立青少年愛護センターと改称するとともに、全国に先がけて、青少年が事件・事故にあわないように見守り、健全な心を育てる地域づくり、環境づくりを「愛護活動」と位置づけ、街頭

巡視・環境浄化・相談活動・啓発活動を実施している。

愛護委員は、市立小中学校のPTAなどから推薦された人を、市教育委員会が委嘱し、小学校区ごとに班をつくり、班単位を基本に活動している。

愛護委員による街頭巡視活動は、朝の登校時のあいさつ運動・登校見守り、昼間のパトロール、夜間のパトロールなどを行なっている。また、パトロールの際に、通学路の安全点検や公園の遊具の点検、クリーン作戦（清掃活動）を兼ねて行なうなど、地域の環境浄化の活動も行なっている。

平成十八年から、青色回転灯付装備車（通称青パト）による子ども見守り巡回パトロールを実施している。パトロールは、毎日三台の青パトが山手、精道、潮見の各中学校区をそれぞれ巡回している。また、青少年に有害な本、雑誌、ビデオ、DVDなどを回収する白ポストを市内六か所（阪急芦屋川駅北広場、JR芦屋駅の北側と南側にそれぞれ一つ、阪神打出駅北側、ダイエー芦屋浜店、市役所北駐車場）に設置している。年間八〇〇冊を超える雑誌、図書などの回収を行なっているが、回収実績以上に市民の環境浄化に対する意識を高めるシンボリックな役割も果たしている。

昭和五十七年から、毎月「愛護便り」を発刊し、学校など関係機関に配布し情報を提供している。また、各小学校区の愛護委員とPTA役員が協力して、校区を実際に見て回り、危険な箇所などを地図上に記した安全マップを作成し、学校に掲示するとともに児童・生徒へ配布するなど啓発事業に取り組んでいる。

芦屋市中学校区青少年健全育成推進会議（中青健）

昭和五十七年五月に潮見中学校が県の「青少年健全育

成推進モデル校」に指定された。これを機に同年六月、芦屋市中学校区青少年健全育成推進会議が市内三中学校区を単位として設立された。中学校区ごとに小中学校連携のうえ、PTA・家庭・地域の関係諸機関と連携して各地域内の児童・生徒の健全育成を図ろうとするものである。昭和六十二年から精道中学校区で催された「たそがれコンサート」(地域スクラム事業)は、学校を舞台に、家族ぐるみ地域住民が参加して夏のひとときのふれあいを作り出す試みとして実施された。その後、平成元年からは潮見中学校区、平成二年からは山手中学校区でも「ふれあいコンサート」が行なわれた。中青健の日常活動としては、「愛の一声・あいさつ運動」・グリーンロード(通学路)のクリーン作戦・講演会や施設見学会などの研修会・地域懇談会がある。各校区啓発機関誌として「スクラム」(精道中学校区)、「健やか」(潮見中学校区)、「山中中青健だより」(山手中学校区)なども発行されている。崩壊する地域共同体や家族の現状にあつて、地域の教育力の回復が青少年の健全育成にとって大きな課題であるが、中青健活動は地域の教育力回復の試みの一つとなっている。

昭和五十三年九月、青少年の非行防止と健全育成を目的として、芦屋市青少年育成愛護協会が設立された。この協会は個人加盟の自主的団体で、会員相互の連絡・協議・研修を重ねながら、常に、愛護センターと連携を図り、青少年育成愛護活動を積極的に展開している。特徴的な活動としては、小中学校の協力を得て、「子どもと語る会」を開催し、子どもたちがふだん地域、家庭、学校でどのようなことを考え、感じながら生活しているか、子どもたちが何を必要としているかなどをみつける手だてとなる事業を行なっている。

第五節 公開講座

一．社会教育講座

公民館講座 昭和二十八年四月、公民館は、初めて成人学校の定期講座を開いた。以後、毎年講座を開き、新たに、昭和三十五年度から、勤労青年学級を、翌三十六年度から、婦人学級を開いてきた。

しかし、昭和四十七から五十年にかけて、公民館活動は、昭和四十六年に上宮川地区協議会などから提出された「教育五項目要求」などの影響を受けながら、再点検することになった。なかでも、成人学校は、昭和四十九年度から、視点を變えて生活課題学習として再出発することになった。また、昭和四十三年から、芦屋大学に委託して実施してきた芦屋大学拡張講座（芦屋婦人大学）は、生活科学、幼児教育、健康教育の三コースを開いたが、昭和四十九年度に廃止になった。

従来の学校（学級）・講座を点検して再出発した生活課題学習は、昭和四十九年度に「消費者講座」、「在日朝鮮人問題を考へる講座」、「障害者の労働問題を考へる講座」、「幼児教育学級」の四科目を開設し、「同和教育講座」、「同和教育拡張講座」を含めて、人権教育を中心にした取り組みを展開した。

昭和五十年、新規講座として「憲法講座」、「地方史講座」、「服飾講座」を加え、七講座となった。翌五十一年には、新設された公民館の事業として、講義室における講義を主にした講座、料理教室を利用した料理講座、音楽

室で開かれた現代音楽入門講座などが開かれた。以後、生活課題学習は、毎年開設数を増やし、内容も充実したものになった。

また、芦屋夏期大学は、昭和三十三年、市内の教職員の夏期研修会として、広い教養を身につける機会を提供することを目的として出発したが、その後、一般市民にも開放され、好評を博してきた。しかし、講師謝礼の問題や単発事業のため学習の深化が図りにくく、昭和五十年「時事講座」「市民講座」として発展的解消を遂げた。

その後、一九八〇年代に入り、生涯学習時代を反映し、公民館やルナホール協会を中心に講座や文化事業の充実が図られた。平成二年度以降、公民館講座は、記念講演会をはじめ、幼児教育学級、同和教育講座、情報未来学、ふるさと考現学、国際理解講座など、毎年、二八から三九講座が開かれ、多くの受講生が参加している。

しかし、平成七年の阪神・淡路大震災により、春、夏の公民館講座は、施設に大きな被害を受けたうえ、避難所となったため中止されたが、秋の講座から再開された。平成十三年度には、国の補助事業として、インターネット技術講習を公民館が所管して一四九講座を実施し、のべ一万五九〇人が受講している。

芦屋川カレッジ 昭和六十年秋から、市の主要施策として、国際化、情報化、高齢化が進行するなかで、高齢者自らが文化的教養を高め、一定の社会的役割を果たせることをめざして、「芦屋川カレッジ」を開設した。

芦屋川カレッジは、開設準備の段階から受講生による企画推進委員で検討され、発足後も、自主・自立の精神は、講座の運営や自主企画の際に発揮された。最初の八人の委員は五年間にわたり高齢者のための学習機会の路線を確立し、芦屋川カレッジのその後の発展を約束する基礎を確立するのに貢献した。

芦屋川カレッジの入学資格は、六〇歳以上の市内在住者で学習意欲のある人とされているが、第一回の募集広告には「人生の完成期の時期にふさわしい社会的能力を高め、生きがいづくりに結びついた学習活動を行う」(「広報あしや」昭和六十年九月一日号)と、その学習目的がうたわれている。

第一期は、昭和六十年十月二日から翌六十一年三月十二日までの約六か月で「こころとからだ」、「ふるさと」、「科学」の三つのコースに分かれ、それぞれ六回の講義が予定されている。第一回の募集では、「こころとからだ」コースが三五人、「ふるさと」コースが三五人、「科学」コースが三〇人、合計一〇〇人が定員で、男性三八人、女性六二人が入学した。入学者のうち最高齢は八七歳、最年少は六九歳であった。以後、阪神・淡路大震災により実施できなかった時期もあったが、現在まで続いている。講義は経済・社会をはじめ時事・歴史・自然・科学・文学・芸術・医療・健康・生活・文化など広範囲にわたり、それぞれの分野の専門家が講師を務めている。

昭和六十一年五月には修了生により、カレッジ修了後も学習活動を継続するため「芦屋川カレッジ学友会」が結成された。「学友会」は結成当初は行政の支援も受けていたが、自主運営が原則であった。受講会員数は時期によって多少異なるが、五〇から八〇人前後であった。

こうした高齢者の学習意欲にこたえて、平成元年九月七日、公民館は、公民館運営審議会に「芦屋市立公民館における高齢者の学習機会について」諮問を行ない、平成二年一月二十二日、答申を得た。

答申では、高齢期の学習は、高齢者の人間関係、職業生活、生活経験などの豊富な人生経験が地域やほかの学

習者のためにいかなる機会であると同時に、高齢者自身の人生を幅広い角度から見直し、学習が生きがいにつながる事が重要であること、新しい情報化時代に備えての学習内容の策定と事業の推進体制の確立は、高齢者の学習機会の新しい展開をめざすためには必要であり、そのためには公民館を中心にしてほかの関係機関や関係団体との連携が必要であること、などが提言された。

この答申を受けて翌平成三年には、生涯学習への意識が高まるなか、「芦屋川カレッジ」修了生を対象に「芦屋川セカンドカレッジ」が発足し、系統的な学習が展開された。

芦屋川セカンドカレッジの入学資格は、芦屋川カレッジを修了していることで、直接入学することは認められていない。修業年限は一年で、第一回の募集では男性三六人、女性九五五人、合計一三一人が入学している。最高齢は八九歳、最年少は六一歳であった。その後、毎年ほぼ一〇〇から一五〇人が学んでいる。

その後、平成八年度から、企画運営が、公民館から文化振興財団に移管されたが、平成十三年から再び市の直営に戻された。また、平成八年には、開かれたカレッジをめざして、在学生以外の一般市民も聴講生として講義をきくことができるようになった。平成二十年からは、芦屋川大学院として装いを新たに発足している。

その他の事業 昭和六十一年から、公民館の新しい事業として「サマー・ルナ・カレッジ」が加わった。このイベントは、「国際社会に生きる日本・日本人」をテーマに掲げ、それぞれ専門の講師陣に講義を依頼した。また、平成十二年度から市行政に対する市民の理解を深め、生涯学習によるまちづくりを推進することを目的として芦屋市生涯学習出前講座を実施した。この講座は、市民で構成される団体からの要請に基づき、市職員など

(課長級以上の職員)が講師を務め、市の行政や施設についてわかりやすく解説するものである。

学社連携事業

多種多様化する市民の学習ニーズにこたえ、また、学習機会の拡充を図ることを目的に、市内の教育機関と連携し、「海技大学校公開講座」(平成三〇五年)、「芦屋大学公開講座」(平成六〇十年)、「田中千代学園市民公開講座」(平成六年)、「県立芦屋南高等学校コミュニティカレッジ『邦楽教室』」(平成八〇十一年)、「県立芦屋南高等学校オーブンカレッジ」(平成十一〇十二年)などが開催された。

